

人・歴史・自然が綾なす セーフティ共創都市“あま”

第1次あま市総合計画（後期基本計画）



平成 29 年 3 月

愛知県 あま市

はじめに

あま市では、今後10年間のまちづくりの指針として平成24年3月に策定した「第1次あま市総合計画」に基づき、市民の皆様と一体になってまちづくりに取り組んでまいりました。



計画の策定から5年を経過する平成28年度には、社会情勢の変化と市民の皆様のニーズの変化をしっかりと市政に反映していくため、平成29年度から平成33年度までの後期基本計画を策定しました。

厳しさを増す財政状況の中で自立した自治体経営を行うためには、秩序ある財政運営を維持したうえで明確なビジョンを持ち、それを市民の皆様と共有しながら、共に力強く歩んでいく必要があります。

後期基本計画では、「第1次あま市総合計画」の基本理念としている市民の皆様との「協働」をさらに発展させ、引き続き市の将来像『人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市“あま”』を目指してまいります。

後期基本計画の策定にあたりまして、総合計画審議会、市民アンケート、パブリックコメントなどで多くの方に参画・協力をいただきましたことについて、心から感謝申し上げます。

本計画の推進につきまして、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成29年3月

あま市長 村上 浩司

I 序論

第1章 総合計画の策定にあたって	- 2 -
1 計画策定の背景と意義	- 2 -
2 計画策定の方向性	- 3 -
3 計画の期間と構成	- 4 -
第2章 あま市の概況	- 5 -
1 位置・地勢及び人口	- 5 -
2 沿革	- 6 -
3 主要指標	- 7 -
第3章 市民の意識と主要課題	- 14 -
1 市民の意識	- 14 -
2 主要課題	- 20 -

II 基本構想

第1章 あま市の将来像	- 24 -
1 将来像	- 24 -
2 基本理念	- 25 -
3 目標人口と土地利用計画	- 25 -
第2章 あま市の基本目標と施策の大綱	- 30 -
1 施策体系	- 30 -
2 施策の大綱	- 32 -

Ⅲ 後期基本計画

はじめに	- 38 -
目標 1 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち	- 52 -
施策 1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる	- 52 -
施策 1-2 防犯・交通安全・消費者対策の整った安心して暮らせるまちをつくる	- 58 -
施策 1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる ..	- 62 -
施策 1-4 交通網が整備された安全で快適なまちをつくる	- 68 -
目標 2 心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち	- 72 -
施策 2-1 健康づくりを支える保健サービスを提供するまちをつくる	- 72 -
施策 2-2 市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる ..	- 76 -
施策 2-3 自然環境を守り育て、潤いある美しいまちをつくる	- 82 -
目標 3 郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち	- 86 -
施策 3-1 地域文化の発展と継承により郷土に誇りが持てるまちをつくる ..	- 86 -
施策 3-2 生涯学習を拡充し市民の生きがいと活力を高めるまちをつくる ..	- 90 -
施策 3-3 次世代を育む教育環境の整ったまちをつくる	- 95 -
目標 4 自らの力で歩み続ける、活力のあるまち	- 100 -
施策 4-1 地域産業を活性化し賑わいと活力あるまちをつくる	- 100 -
施策 4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる	- 105 -
目標 5 交流と連携による、一体感のあるまち	- 110 -
施策 5-1 市民と育てる協働のまちをつくる	- 110 -
施策 5-2 お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる	- 114 -
施策 5-3 多様な交流による共創のまちをつくる	- 121 -

資料編

I 序 論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と意義

あま市は、七宝町、美和町、甚目寺町の3町が平成22年3月22日に合併して、誕生しました。平成21年度の合併時には、3町がそれぞれ抱える主要な政策課題を、新市全体の視点から改めて検討し、地域の独自性・自主性を尊重しながら総合的かつ効果的なまちづくりを目指した、新市基本計画を策定しました。

新市基本計画策定後、人口減少・少子高齢化は進行し、急激な円高は企業活動や雇用情勢に暗い影を落としています。崩壊の危機に瀕した地域医療は、その再生の取り組みが注目されています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、地震防災対策の見直しを迫り、私たちのライフスタイル[※]にも影響を与えています。こうした中、医療・福祉の充実、雇用の安定、防災対策の見直しなど、更なる安全・安心な社会の確保に向けて、市民ニーズ[※]も多様化しています。

一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況が続いており、これからは経営的視点の中で、限られた行政資源の効率的・効果的な活用が重要となっています。

このような状況を踏まえ、地域の現状や必要性を把握した上で施策を的確に選択し、持続可能な行政運営の観点を取り入れた実効性の高い総合計画を策定する必要があります。また、多種多様な市民ニーズに対応していくために、市民と行政が同じ目標を共有し、協働によるまちづくりを進める必要があります。

こうしたことから、あま市の様々な歴史的・文化的資源をはじめとする地域資源を活用し、市民との協働により個性的で夢のあるまちづくりを進めるため、合併時に作成した新市基本計画を基本に、今後のあま市のあらゆる分野のまちづくりの方向性と具体的な施策を定めたものとしてあま市総合計画を策定します。

【用語解説について】

末尾に「※」がついている用語は、資料編146ページ以降に用語解説があります。

2 計画策定の方向性

(1) 市民や多様な主体との協働を目指す総合計画

少子化や単身者世帯の増加など社会構造が大きく変化する中で、多種多様な市民ニーズに対応していくためには、行政だけでなく、市民、市民活動団体、事業者など様々な主体が、公共の領域を担う当事者としてパートナーシップ※関係を構築し、それぞれが役割を担うことで、公共サービスを更に充実させていかなければなりません。今回の総合計画はこうした施策の充実を目指す計画とします。

(2) 行政経営の観点を取り入れた実効性のある総合計画

依然として厳しい経済状況にあって、今後大幅な税収の増加は見込めません。一方、高齢化の進展などにより社会保障関係費などの継続的な増加が想定され、また、既存の公共施設などの維持管理経費や更新経費の増高も見込まれます。

このような厳しい財政状況の中では、持続可能な行政経営の観点を取り入れ、財源（予算）配分との整合性を図り、重点を明確にしたメリハリのある実効性の高い総合計画とします。

(3) 市民に分かりやすい総合計画

施策毎に、成果指標を導入し、まちづくりの目標値を具体的に示すとともに、進捗状況の評価が可能な総合計画とします。

また、市民に親しみやすく、簡素で分かりやすい表現を用いた総合計画とします。

I 序論

3 計画の期間と構成

あま市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。

【基本構想】

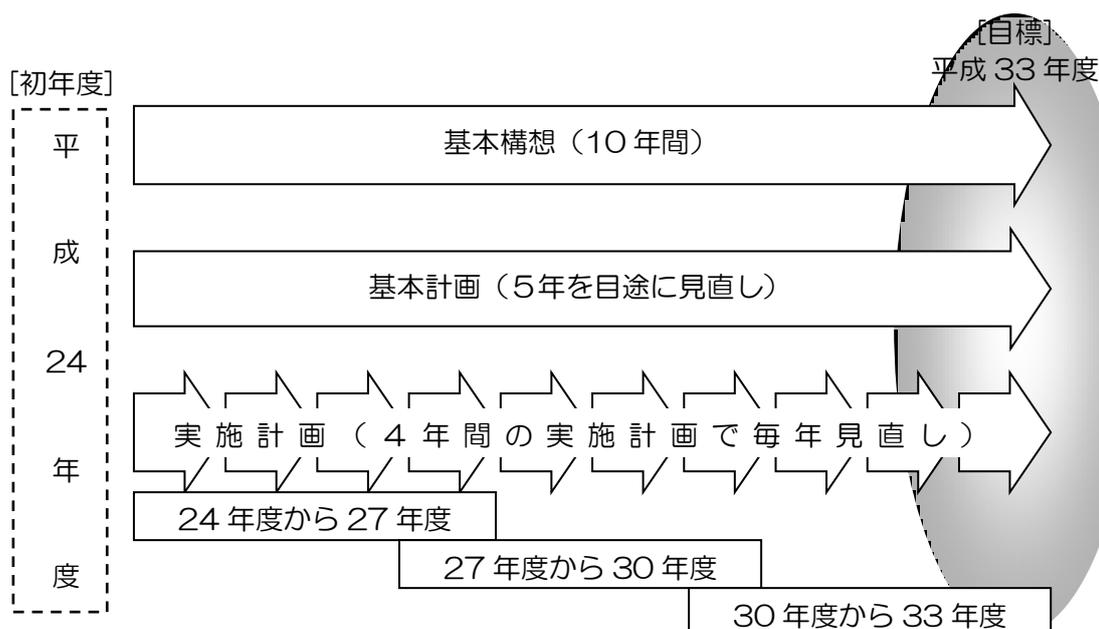
- まちづくりの理念と目指すべき将来像、それを実現するための基本目標や施策の大綱を定めます。
- 10年先を見据えて計画します。

【基本計画】

- 基本構想を実現するための分野ごとの基本方針や、主要な施策、達成すべき目標を定めます。
- 10年間の計画とし、5年を目途に見直しを行います。

【実施計画】

- 基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ、具体的な事業実施を示します。
- 4年間の目標の計画として、毎年見直しを行うこととし、27年度に次期実施計画（4年間）の策定を行うこととします。



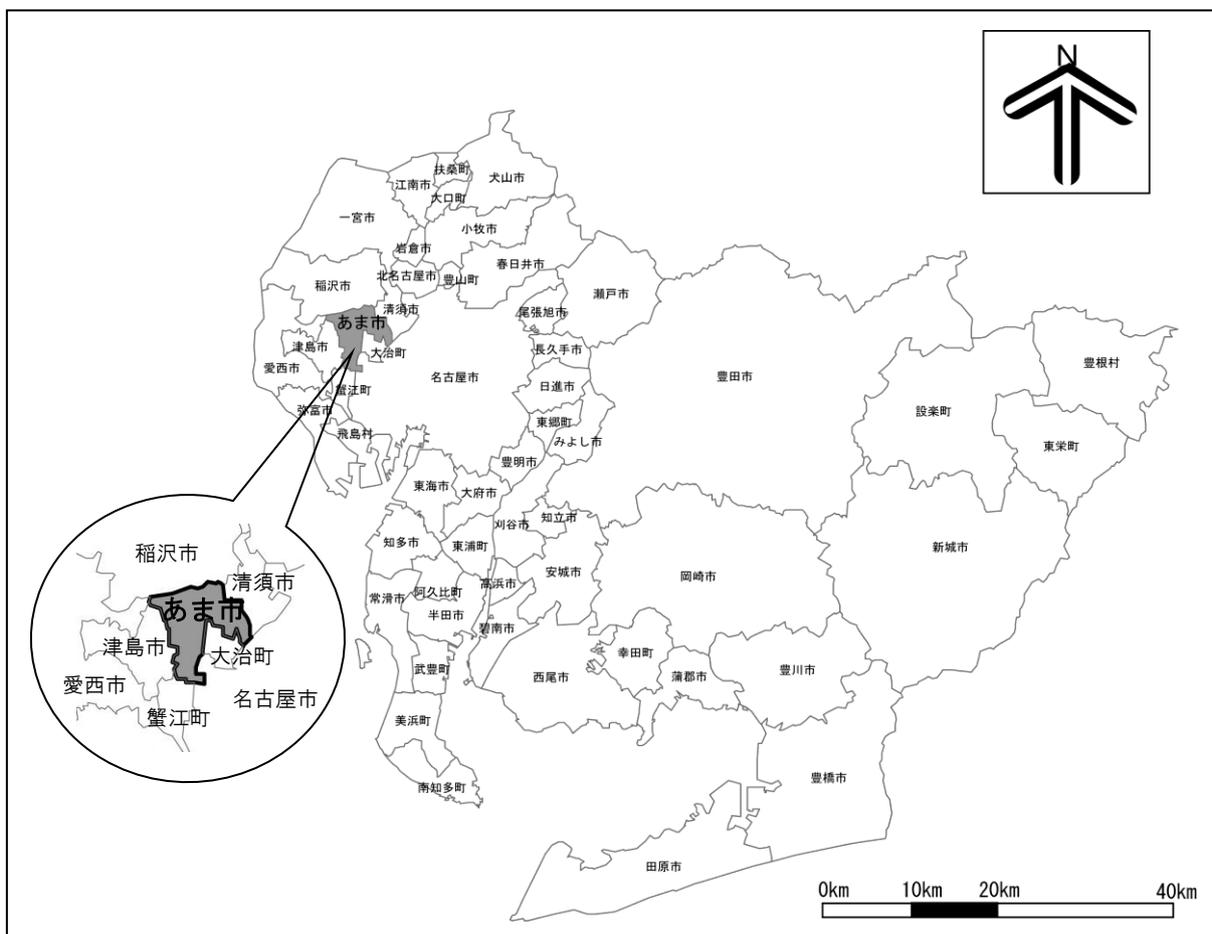
第2章 あま市の概況

1 位置・地勢及び人口

あま市は、愛知県西部に位置し、南東部は名古屋市と大治町、北部は稲沢市、東部は清須市、西部は津島市及び愛西市、南部は蟹江町にそれぞれ接しており、面積は27.49 km²となっています。

地層としては、木曾川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっています。一方で、軟弱な地盤のため、地震発生時の危険性が高い地域であるとも言えます。地勢としては、市域は海拔ゼロメートル地帯を多く含み、広大な平坦地に河川・水路が広がり、田園風景など自然景観に恵まれています。

平成28年1月1日現在の人口は88,514人、世帯数は35,322世帯となっています。



I 序論

2 沿革

あま市は、七宝町、美和町、甚目寺町の歴史ある3つの町が合併して生まれたまちです。

旧七宝町は江戸時代末期からの地場産業である七宝焼（尾張七宝）で全国的に有名です。明治39年（1906年）に3つの村が合併して七宝村となり、昭和41年（1966年）に町制が施行され七宝町となりました。

旧美和町は、蜂須賀小六、福島正則など、戦国時代に活躍した武将を数多く輩出しています。明治39年（1906年）に3つの村が合併して美和村となり、昭和33年（1958年）に町制が施行され美和町となりました。

旧甚目寺町は、町名の由来でもある甚目寺観音（鳳凰山甚目寺）や、漬物まつり（香の物祭）で知られる萱津神社など古くからの社寺が多く現存しています。明治39年（1906年）に7つの村が合併して甚目寺村となり、昭和7年（1932年）に町制が施行され甚目寺町となりました。この間、明治43年（1910年）には廻間地区が清洲町（現清須市）に編入され、また、昭和18年（1943年）には土田・上条地区が清洲町に編入されました。

近年、わが国の地方自治体を支える制度的枠組みは、転換期を迎えており市町村合併を始めとする地方分権の進展と国による三位一体の改革※が進められています。それに伴い、地方自治体の果たすべき役割は大きくなり、地方自治体自らの責任と裁量で、まちづくりを進めることが求められています。

このような背景を基に、平成21年4月に合併協議会を設置し、平成21年10月の旧3町の各議会において、廃置分合をはじめとする合併関連議案が可決され、愛知県知事への合併申請後、平成22年3月22日に「あま市」が誕生しました。

3 主要指標

(1) 人口

① 人口・世帯数

国勢調査※によるあま市の人口・世帯数の推移は、平成27年にかけて増加の一途をたどっているものの、1世帯当たり人員は2.62人と減少しています。

表 人口・世帯数の推移

種別	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口(人)	70,190	73,132	76,659	78,678	82,321	85,307	86,714	86,898
世帯数(世帯)	18,497	20,210	22,234	24,344	27,074	29,645	31,355	33,190
1世帯当たり人員 (人/世帯)	3.79	3.62	3.45	3.23	3.04	2.88	2.77	2.62

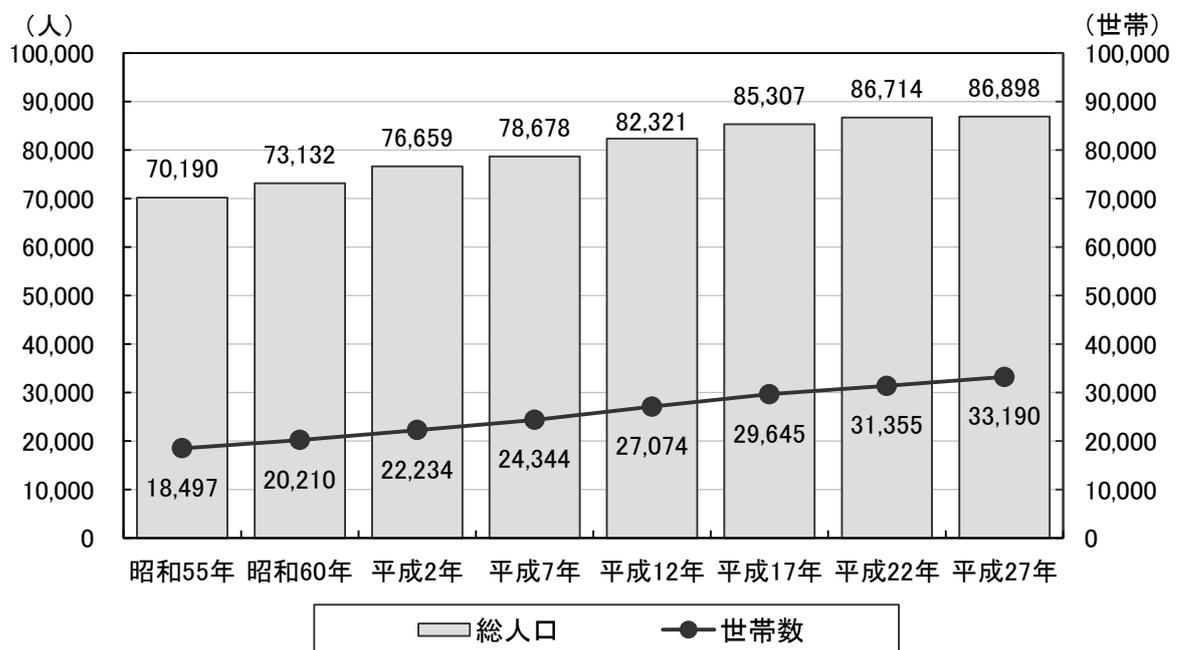


図 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

I 序論

② 年齢別人口

年齢別人口の推移をみると、0～14歳及び15～64歳の人口は減少、65歳以上の人口は増加しています。特に、65歳以上の人口は、平成27年の平成23年比は約1.2倍と高い増加率であり、高齢化が急速に進展していることがわかります。

表 年齢別人口の推移

種別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
年少人口(0～14歳)(人)	13,318	13,226	13,113	12,939	12,695
生産年齢人口(15～64歳)(人)	55,849	54,971	54,310	53,746	53,368
老年人口(65歳以上)(人)	18,801	19,751	20,738	21,615	22,246
年少人口(0～14歳)(%)	15.1	15.0	14.9	14.7	14.4
生産年齢人口(15～64歳)(%)	63.5	62.5	61.6	60.9	60.4
老年人口(65歳以上)(%)	21.4	22.5	23.5	24.5	25.2

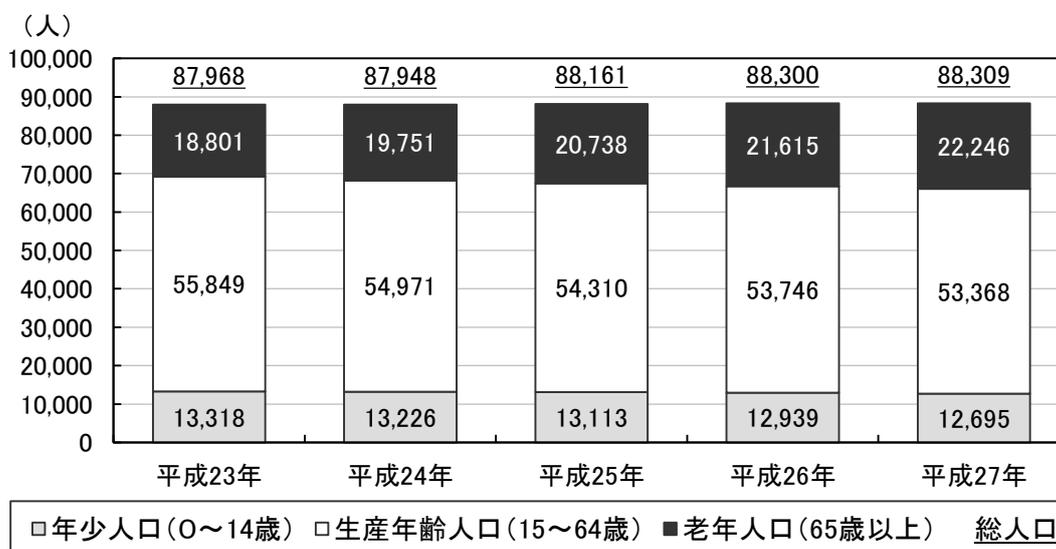


図 年齢別人口の推移

資料：市民課

各年10月1日現在。

平成23年は、住民基本台帳に基づく人口に外国人人口を加えたもの

③ 流出・流入人口

15歳以上の就業者・通学者の流出入状況をみると、流出人口が45,649人、流入人口が28,145人と流出超過となっています。名古屋市に流出する人（約31%）は、市内で働く人（約34%）と同様に大きな割合を占めており、名古屋市のベッドタウン※としてのあま市の性格がうかがえます。

流出・流入ともに、名古屋市が最も多く、流出人口の31.1%、流入人口の11.2%を占めます。次いで、稲沢市や津島市との流出・流入が多くなっています。

表 流出・流入人口

市町名	流出		市町名	流入	
	人口（人）	割合（%）		人口（人）	割合（%）
あま市内（市内移動）	15,314	33.5%	あま市内（市内移動）	15,314	54.4%
名古屋市	14,215	31.1%	名古屋市	3,144	11.2%
稲沢市	2,334	5.1%	稲沢市	1,549	5.5%
津島市	2,263	5.0%	津島市	1,538	5.5%
清須市	1,436	3.1%	大治町	1,253	4.5%
大治町	1,100	2.4%	愛西市	1,117	4.0%
一宮市	790	1.7%	清須市	878	3.1%
愛西市	704	1.5%	一宮市	848	3.0%
蟹江町	616	1.3%	蟹江町	439	1.6%
弥富市	530	1.2%	弥富市	263	0.9%
北名古屋市	391	0.9%	北名古屋市	161	0.6%
その他	5,956	13.0%	その他	1,641	5.8%
合計	45,649	100.0%	合計	28,145	100.0%

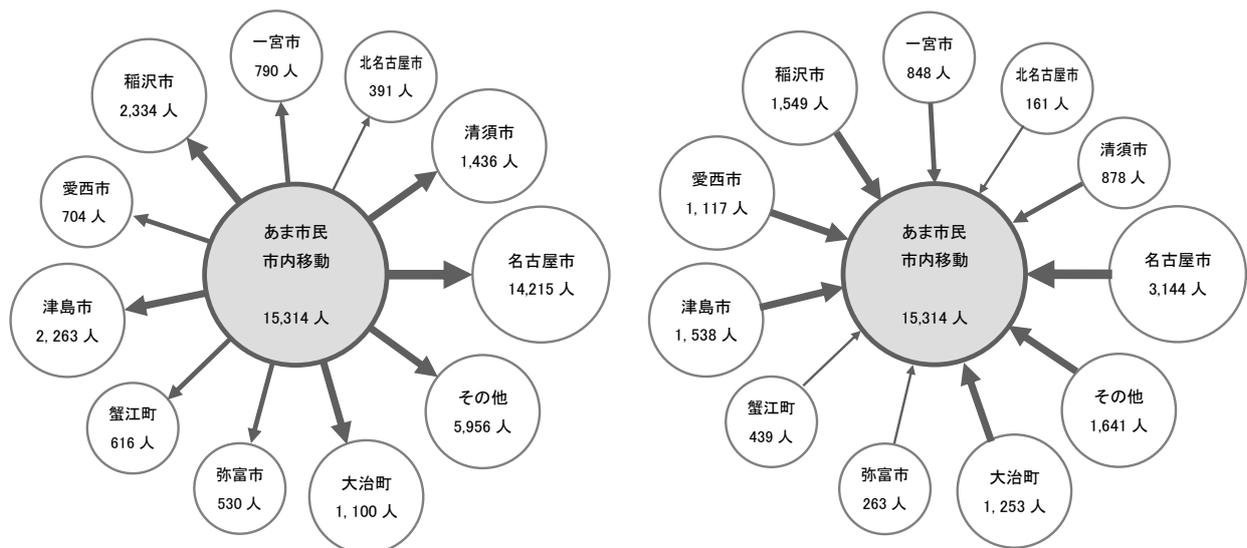


図 流出入の状況

資料：平成22年国勢調査

I 序論

(2) 産業の状況

① 産業別就業者数

産業別就業者数をみると、平成22年では、第1次産業が1.9%、第2次産業が34.4%、第3次産業が63.7%と、第3次産業の割合が高くなっています。平成12年と比較すると、第3次産業は増加、第1次産業と第2次産業は減少しています。

表 産業別就業者数

種別	平成12年		平成17年		平成22年	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
第1次産業	1,170	2.7	1,031	2.4	743	1.9
第2次産業	17,223	39.4	16,030	36.6	13,732	34.4
第3次産業	25,050	57.3	25,949	59.1	25,426	63.7
分類不能	247	0.6	817	1.9	0	0.0
計	43,690	100.0	43,827	100.0	39,901	100.0

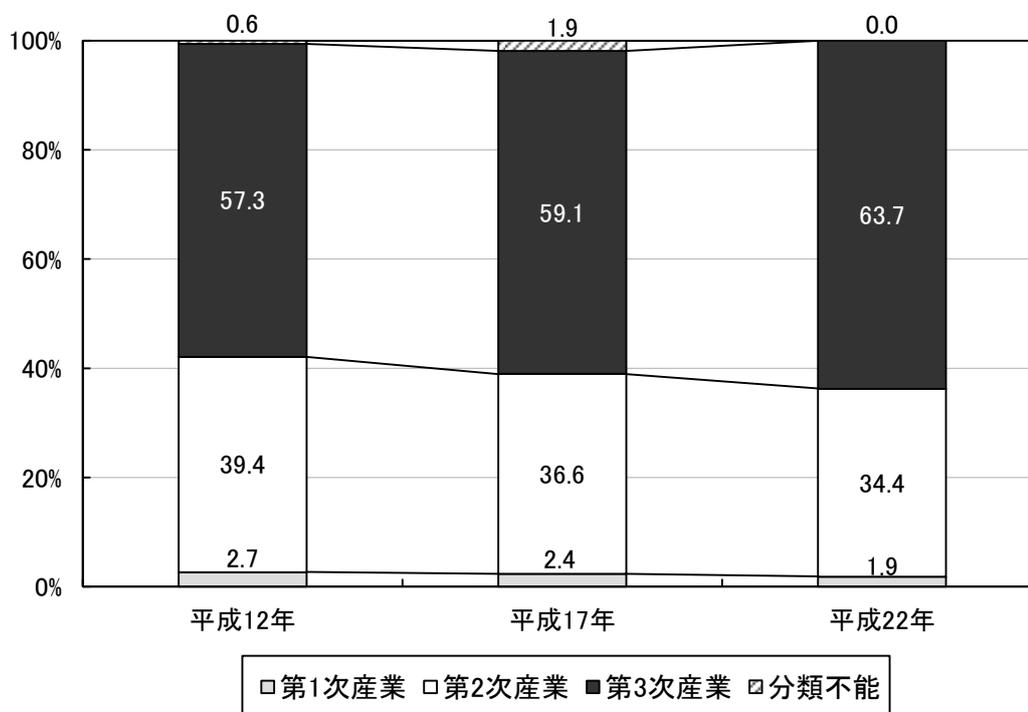


図 産業別就業者割合

資料：国勢調査

② 商業動向

商業動向をみると、卸売・小売業の事業所数は平成26年で411事業所、従業者数は2,908人、年間商品販売額は859億円で、いずれも減少傾向にあります。

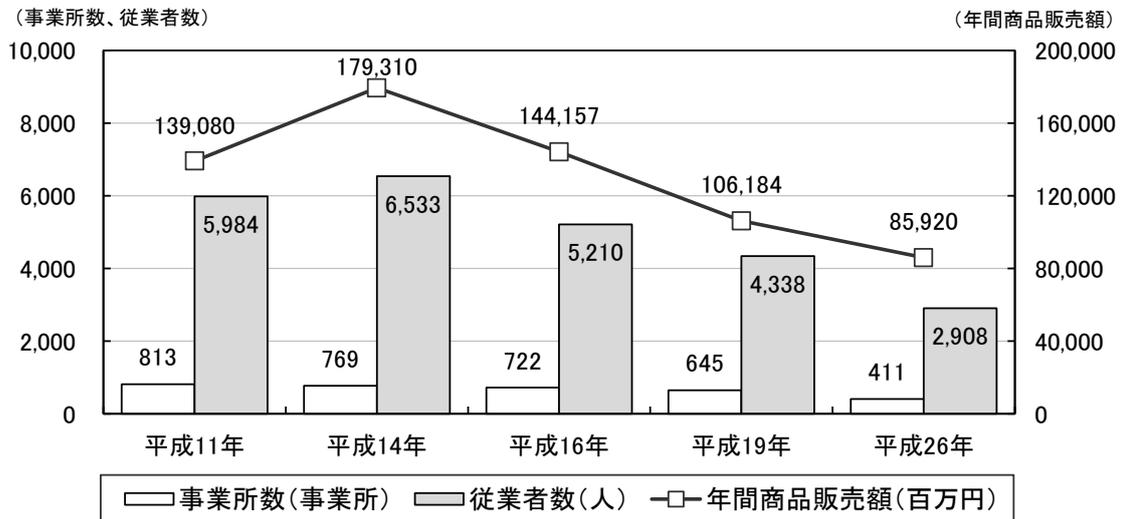


図 商業動向

資料：商業統計調査※

③ 工業動向

工業動向をみると、事業所数（従業員4人以上）はほぼ横ばい、従業者数は減少、製造品出荷額等は増加しています。

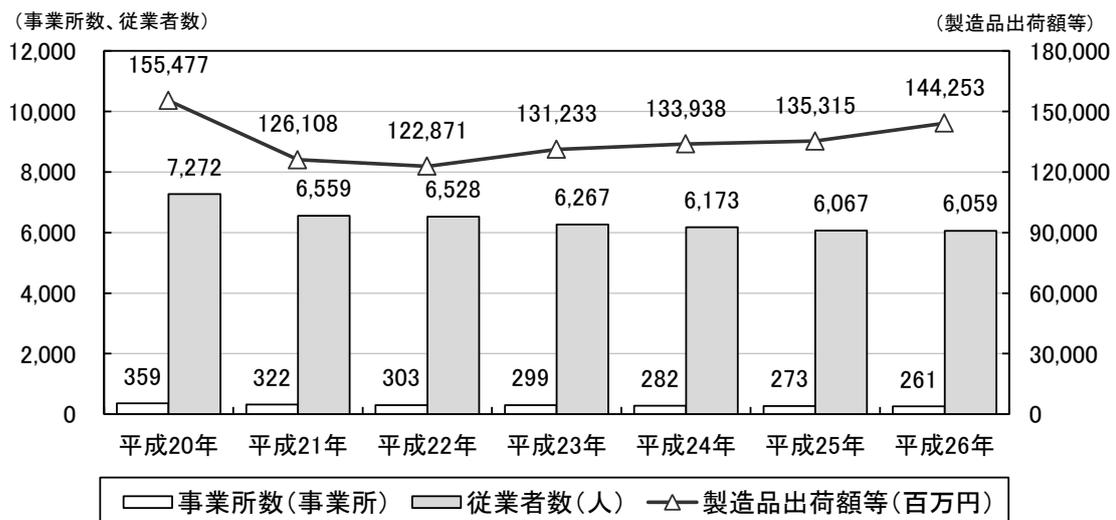


図 工業動向

資料：工業統計調査※

I 序論

序論

④ 農業動向

あま市では、水稻のほか、水菜、ネギ、小松菜などの野菜を出荷しています。農業動向をみると、平成27年の耕地面積は901ha、販売農家数は839戸で、耕地面積・販売農家数ともに減少傾向にあります。

(耕地面積)

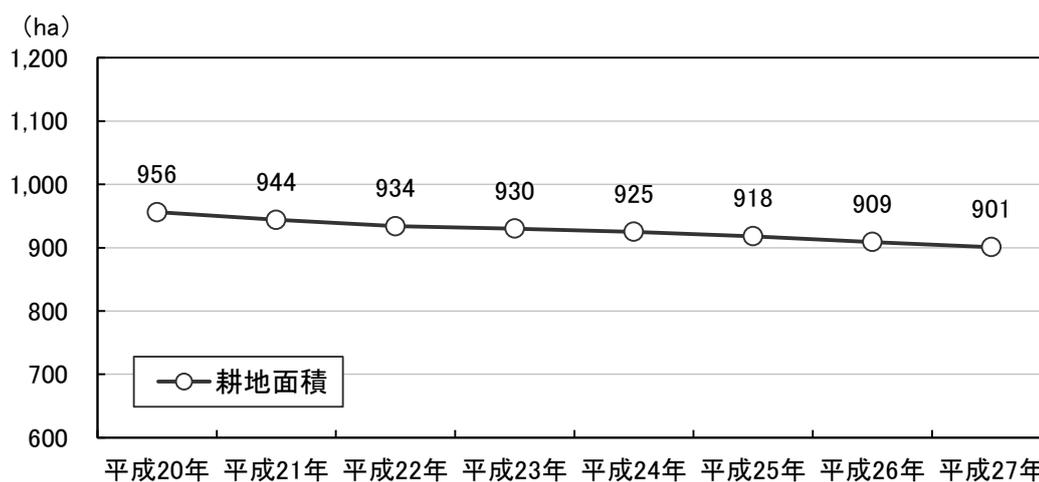


図 耕地面積

資料：東海農政局 作物統計調査

(販売農家数)

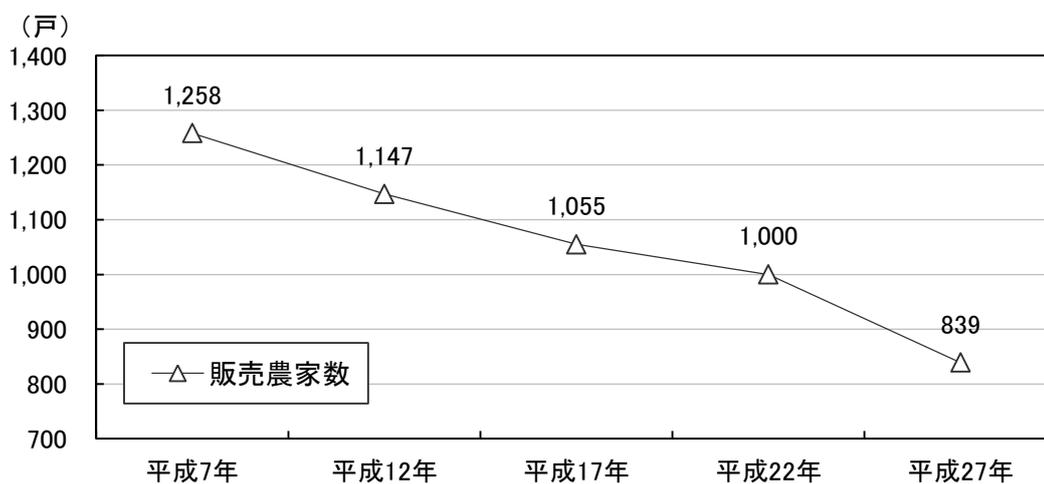


図 販売農家数

資料：農林業センサス※

(3) 財政状況

あま市の自主財源比率[※]は、平成22年度に55.4%、平成23年度以降は50%台前半で推移しており、今後も同様の水準で推移すると考えられますが、高齢化の進展により、医療・介護対策など社会保障関係の支出が増大し、財政運営は更に厳しさを増していくことが予想されます。

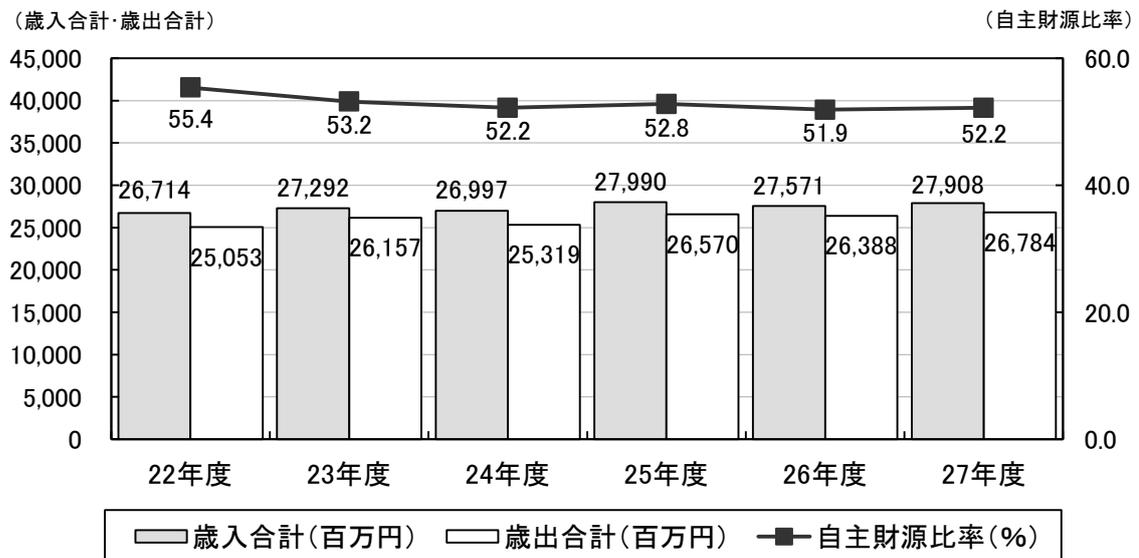


図 財政状況の推移

資料：財政課

第3章 市民の意識と主要課題

1 市民の意識

本総合計画の策定にあたって、幅広く市民の声を聞き、今後の施策に反映するため、住民意向調査を実施するとともに、総合計画策定市民会議を開催しました。今後のまちづくりの方向性を定めるにあたって、踏まえるべき代表的な設問結果と提案内容は次のとおりです。

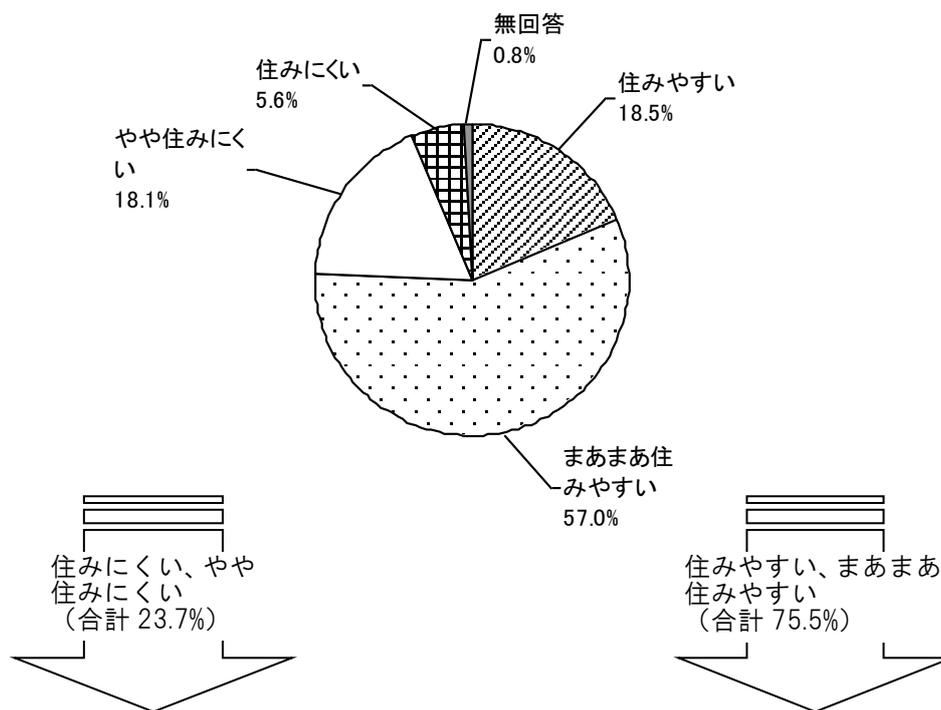
(1) 住民意向調査の概要

あま市の今後のまちづくりの指針となる総合計画の策定に向け、現在（平成23年2月の住民意向調査実施時）のまちづくりに関する満足度や今後のまちづくりの方向性などについて、市民の意向を総合計画に反映するために、住民意向調査を以下のとおり実施しました。

- ◆期間 : 平成23年2月1日 発送
平成23年2月14日 締切
(集計は平成23年2月18日到着分まで)
- ◆方法 : 郵送で配布 返信用封筒にて郵送回収
- ◆調査対象 : 市内に居住する20歳以上の男女
- ◆調査方法 : 無作為抽出
- ◆配布総数 : 4,000 票
- ◆回収総数 : 1,639 票
- ◆回収率 : 41.0%

- ①現在（平成23年2月の住民意向調査実施時）のあま市の住みやすさ
- 約75%の方が、「あま市は住みやすい」と回答しています。
 - 「買い物の利便性」、「交通の便」、「生活環境」は住みやすい理由、住みにくい理由のどちらにも挙げられています。

あま市の住みやすさの評価
（平成23年2月の住民意向調査実施時）



住みにくい理由

1位	交通の便が悪い (51.7%)
2位	買い物の利便が悪い (33.7%)
3位	生活環境が悪い (20.3%)
4位	福祉が不足している (16.7%)
5位	職場が無い (12.3%)

住みやすい理由

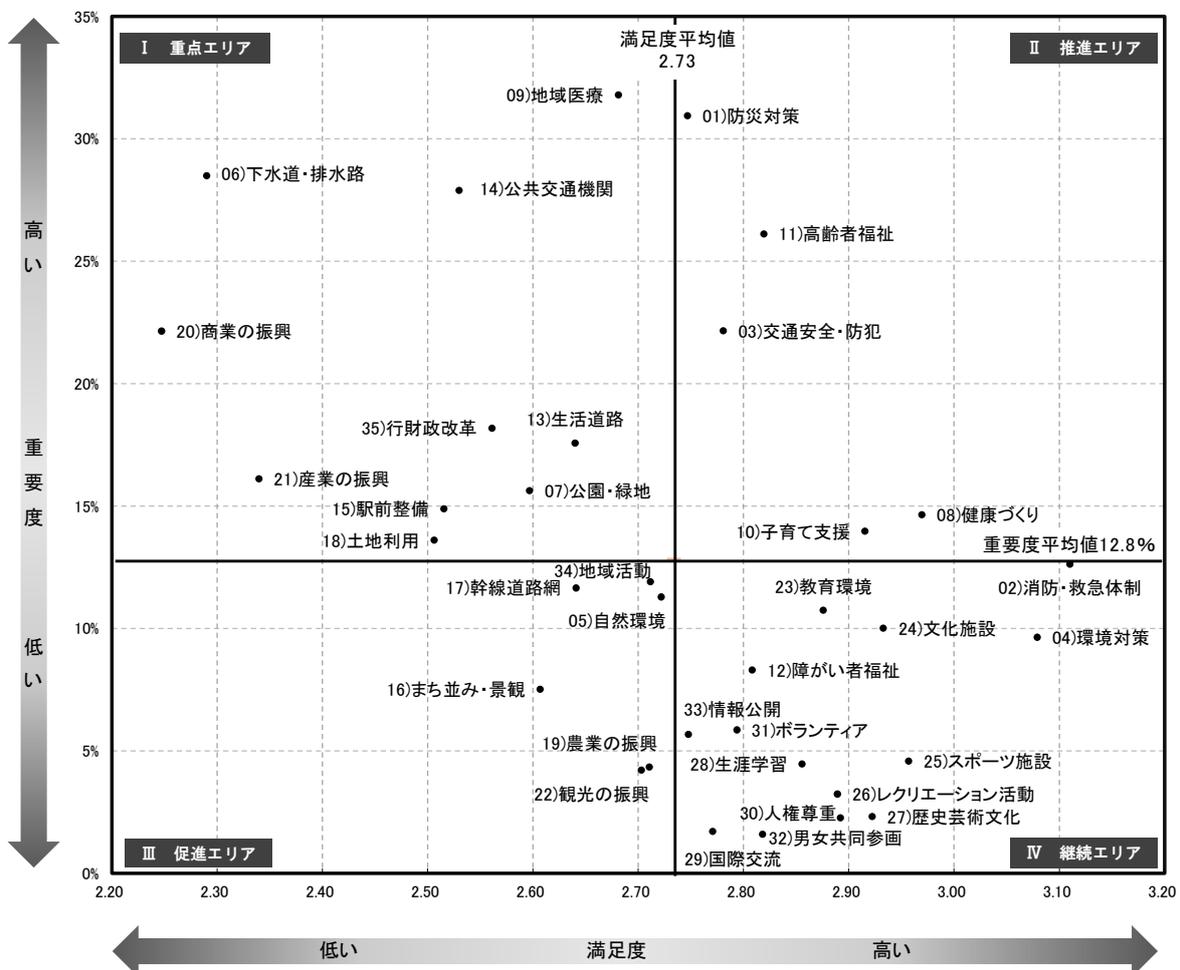
1位	持ち家がある (45.0%)
2位	住み慣れている (41.1%)
3位	交通の便がよい (35.9%)
4位	買い物の利便がよい (18.7%)
5位	生活環境がよい (18.3%)

I 序論

②市の現状評価と今後の重視する取り組み

現在（平成 23 年 2 月の住民意向調査実施時）のまちづくりにおいて、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い傾向がある項目として、「下水道・排水路の整備」「商店街の活性化などの商業の振興」「鉄道やバスなどの公共交通機関」など、居住環境やまちの活力に関わる項目が挙げられています。また、「救急医療など地域医療の確保」「地震や水害などの防災対策」など、安全・安心に関する項目や、「介護サービスや生きがいづくりなどの高齢者福祉」「交通安全・防犯などの安全対策」など、高齢化を踏まえた項目が挙げられています。

現在（平成 23 年 2 月の住民意向調査実施時）の
まちづくりの満足度と今後重視する取り組み



※平成 28 年度と比較するため、満足度の数値と上図のレイアウトを平成 28 年度に実施した市民アンケート調査時の設定に変更しています。（39～43 ページ参照）

【言葉の説明】

「重要度」とは、今後の取り組みとして市民が各項目について重要だと感じている度合いであり、「満足度」とは、現時点で市民が各項目について満足している度合いの事です。

(2) 総合計画策定市民会議の提案

市民参加型の会議として、平成23年7月から10月にかけて、総合計画策定市民会議を開催しました。市民会議では、あま市の将来イメージや特徴（良い点、悪い点）、まちづくりのアイデア、具体的に市民ができることについてワークショップ*形式で意見交換しました。

市民会議の様子



I 序論

序論

市民会議で話し合われたあま市の特徴（良い点、悪い点）、まちづくりのアイデアを踏まえ、今後のあま市の課題を以下のように整理しました。

【市民会議の提案内容を踏まえたあま市の課題】

①協働・交流、地域資源、地域産業、行政に関する課題

- ・ 様々な分野における市民参画の場の創出
- ・ 男女共同参画の実現
- ・ 地域内外との交流の推進
- ・ 歴史的な資源、産業の継承や振興など地域資源の活用
- ・ 農業の振興や商業施設の充実、商店街の活性化、企業誘致の実現
- ・ 市民の相談を受ける市役所の窓口の一元化

②安全・安心、基盤整備に関する課題

- ・ 水害や液状化への対応や避難所の整備など防災対策の充実
- ・ 生活道路の安全・安心の確保
- ・ 早急な下水道整備や大きな公園、現在の公園の設備充実など生活基盤の整備
- ・ 美化活動の充実
- ・ 南北軸の交通基盤、公共交通の充実

③福祉、地域医療、教育、自然環境に関する課題

- ・ 医療連携の充実
- ・ 子育て環境、子どもの医療や介護施設の充実
- ・ 遊びの伝承や生涯スポーツ、生涯学習の充実
- ・ 小中学校の学区割の見直しなど学校教育の充実
- ・ のどかな自然環境の保全

(3) 市民から見たあま市の問題点・課題

市民の75%が、あま市は「住みやすい」と感じており、その理由の上位では交通や買い物などの利便性や生活環境があげられています。また、現在のまちづくりにおいて、交通利便性や生活環境に関わる道路や下水道・排水路、公園・緑地、駅前広場の整備などへの重要度が平均値よりも高いことから、都市基盤※をはじめとする生活環境の充実に向けた取り組みを継続的に進める必要があると言えます。

商業の振興、鉄道やバスなどの公共交通機関など、地域の魅力や活力を高める施策も重要度が高くなっています。このため、各地域の地域資源や地域内外との連携・交流など、合併を活かしたあま市全体のまちづくりが求められます。

さらに、地域医療や防災対策など、安全・安心に関する項目や高齢者福祉、交通安全・防犯など、高齢化を踏まえた項目は重要度が一貫して高い分野であり、今後、重点的に取り組んでいくことが必要と考えられます。

市民会議においては、交通利便性、福祉、文化・教育に関する意見が多く、どうすれば住みやすいあま市になるかという視点から様々な意見が交わされ、市民のまちづくりに対する高い意識が見られました。特に、市民会議の結果、「また参加したい」、「今後も続けてほしい」などの意見も見られたことから、これからのあま市のまちづくりにおいては、市民と共に築き上げる「協働によるまちづくり」に取り組む必要があります。

2 主要課題

我が国では、平成 16 年（2004 年）に約 1 億 2,780 万人をピークに、平成 17 年（2005 年）から人口が減少し始め、本格的な人口減少社会を迎えました。そのような中、あま市の総人口は平成 22 年まで、年々増加の一途をたどっていますが、“団塊の世代[※]”が高齢者（65 歳以上）となることから高齢化は加速し、これまでにない高齢社会を迎えようとしています。人口減少・少子高齢化の進行は、地域活力の低下、社会保障費負担などの増大、高齢者単独世帯の増加に伴う生活不安の増加などをもたらします。

こうした問題と住民意向調査や市民会議などにおける市民からの意見を踏まえ、主要課題を次のように整理します。

（1）協働による地域力の結集・活用

少子高齢社会にあっても、多様化・高度化する様々な地域課題を解決していくためには、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政など地域を構成する様々な主体がまちづくりのパートナーとして、相互に交流し尊重し認め合い、力を合わせて連携して行動すること、「協働」が必要です。特に、合併によって誕生したあま市は、これまで交流のなかった主体同士の繋がりをつくることでその強みを発揮することが可能となります。

教育、福祉、消防・防災・防犯、産業振興などのあらゆる分野における様々な主体の力を結集し、活かしていく協働事業を地域ぐるみで進めていく必要があります。

(2) 安全・安心な生活の確保

市民の生命と財産を守り、多岐にわたる日常生活の安全・安心を確保することは、まちづくりの基本であり、すべての市民の願いです。

特に、消防、防災、防犯、交通事故などの対策は、市民、地域組織、関係団体、事業者、行政など、地域の各主体が一丸となって取り組む必要があります。

また、子どもからお年寄りまで、誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域での見守りや支え合いを基本とした各種福祉サービスの充実、健康づくりの推進、身近な地域で適切な医療サービスが安心して受けられる体制づくり、下水道などの快適な生活環境や交通網の整備などが重要です。

(3) 地域の魅力・活力の向上

これまで、各地域で培われてきた様々な歴史、文化、自然など多様性に富んだ貴重な地域資源をあま市共有の財産として活かし、その魅力を発信し、様々な交流を深めることで、あま市全体の魅力・活力づくりにつなげることが必要です。

また、市民の活力を高めるため、生涯学習の推進や、学校・家庭・地域が連携し一体となって次世代を担う子どもたちの教育を推進することが求められます。

さらに、地域産業の振興、新たな企業誘致、観光振興などに取り組み、地域の魅力と活力を引き出し、より高めていくことも重要な課題です。

(4) 健全な行財政運営の継続

少子高齢化や景気の低迷で、今後の税収の大きな伸びは期待できない状況の中にあっても、地域の魅力と活力を高める施策を着実に実施していくためには、地域経営の視点を持ち、選択と集中によって施策を重点化し、合併の効果を十二分に活かし持続可能な行財政基盤を確立することが不可欠です。

I 序論

序
論

Ⅱ 基本構想

Ⅱ 基本構想

第1章 あま市の将来像

1 将来像

将来像は 10 年後のあま市の目指すべき都市像であり、その実現に向かって、市民と行政が目標を共有してまちづくりを進めるために定めるものです。

あま市の将来像

人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市 “あま”

市民一人ひとりがまちづくりの主体となり、歴史、文化、自然などの多様な地域資源を育み、活用しながら、誰もが安全で安心して暮らせるセーフティー※な都市を、すべての市民によって共に創り上げ、新しいあま市を創造します。

2 基本理念

基本理念は、将来像の実現に向け、まちづくりを進めていく上で、各施策の分野に共通する基本的な姿勢や視点となるものです。

(1) 地域力を結集する**パートナーシップ**のまちづくり

多様化・高度化する様々な地域課題を解決していくため、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政など地域を構成する様々な主体がまちづくりのパートナーとして、力と英知を結集してまちづくりを共創します。

このために、行政は、様々な主体が力を合わせてまちづくりを担っていただけるための環境を整備し、全体をコーディネート[※]する役割を果たします。

(2) 人と人との**絆**を大切にしたまちづくり

市民一人ひとりの個性や価値観を認め合い、人と人との絆を大切に思いやりの心で支え合いながら、子どもからお年寄りまで、すべての市民が健康でいきいきと安全・安心に暮らし、一人でも多くの方が住みやすい、住んでみたいまちづくりを目指します。

(3) **交流と連携**による魅力・活力あるまちづくり

これまで各地域で培われてきた歴史、文化、自然、産業などの多様な地域資源を大切に育み、活かしながら、あらゆる分野で、市民をはじめ、地域を構成する様々な主体の交流や連携によって魅力と活力にあふれるまちづくりを目指します。

3 目標人口と土地利用計画

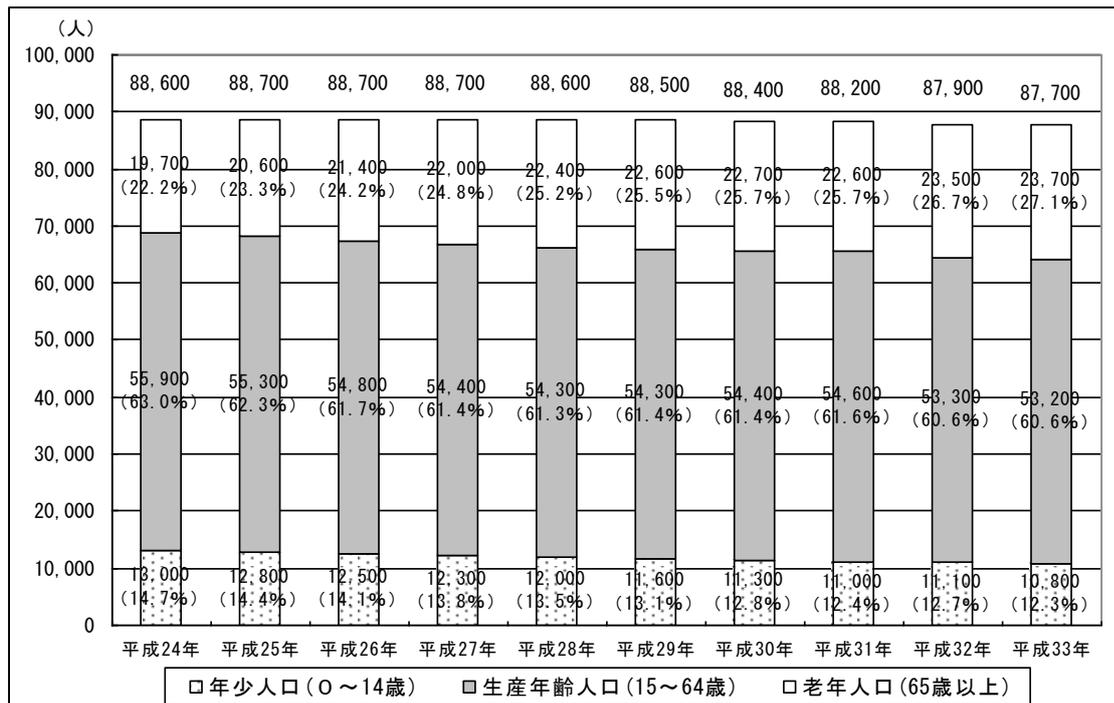
(1) 人口等推計

平成20年10月1日時点の人口を基に、過去10年間の推移から将来人口を推計すると、平成26年の約88,700人をピークに、その後は緩やかに減少し始め、目標年次となる平成33年においては、約87,700人になると予測されます。

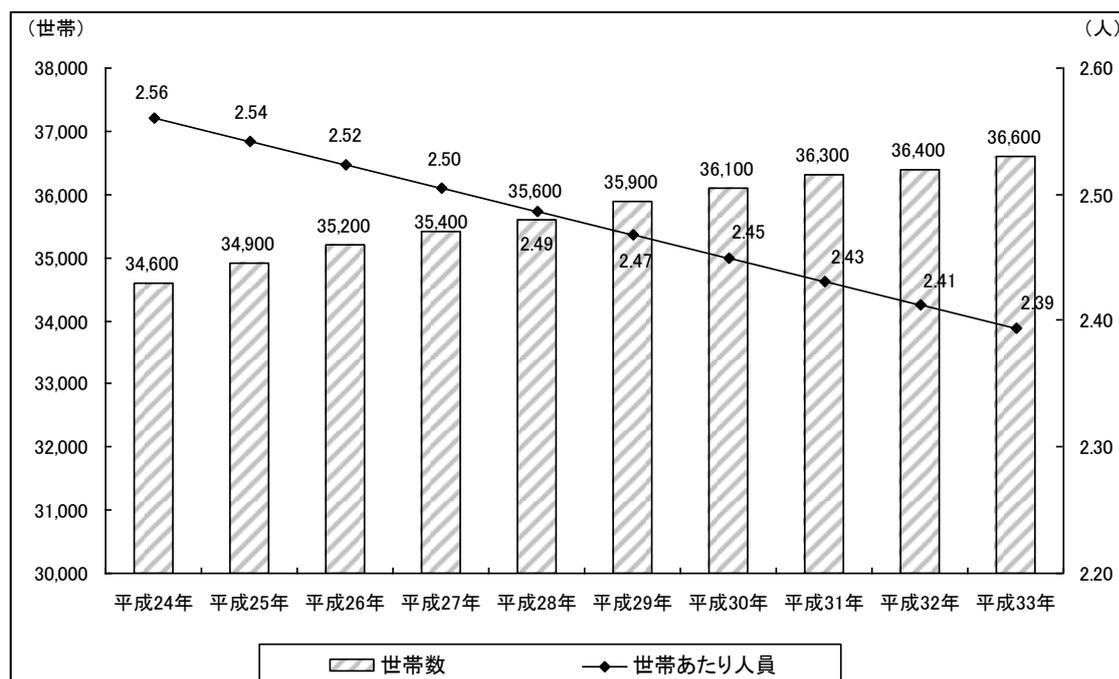
Ⅱ 基本構想

年齢構成別に将来人口を推計し、平成24年と平成33年の推計値を比較すると、年少人口は2,200人（約2.4%）の減少、老年人口は4,000人（約4.9%）の増加となり、少子高齢化の進行が予測されます。

また、将来の世帯の状況を推計すると、核家族世帯や一人暮らし世帯の増加に伴い、世帯数は増加するものの、世帯あたり人員数は減少すると予測されます。



推計は、平成16年から平成20年の住民基本台帳人口の推移をベースとしてコーホート要因法※により算定し、設定しました。



(2) 人口フレーム

目標年次（平成33年）におけるあま市の人口フレームは、

90,000人と設定します。

全国的な人口減少が予測される中で、本市においては本計画に掲げた「人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”」の将来像に基づき、各種施策を推進し、定住環境の充実を図ることで、平成33年の人口フレームを90,000人と設定します。

(3) 土地利用計画

土地は限りあるあま市の資源であり、現在と将来の市民の生活や文化、自然、産業を支える根幹的な要素です。将来の土地利用に向けては、長期的かつ総合的な展望に立ち、貴重な土地の保全を図るとともに、時代に対応した土地の有効活用を図るため、計画的な土地利用の方向性を定めることが重要です。

今後10年間の新しいあま市のまちづくりにおいては、これまで各地域で培われてきた歴史、文化、自然、産業などの多様な地域資源を大切に育み、活かしながら、各地域の交流・連携により、それぞれの地域の特色ある個性を活かし、地域の社会的・経済的条件、歴史的・文化的条件などに配慮することで、一体感のある土地利用を目指します。

●土地利用方針

あま市の将来像、まちづくりの目標の実現に向け、あま市の将来土地利用の区分として、「住宅・商業地」、「居住環境維持・向上地」、「産業振興地」、「産業誘導ゾーン」、「沿道利用地」、「農地・集落地」、「自然環境」を設定し、地域特性を踏まえつつ、土地利用を図ります。

①住宅・商業地

合併以前からある駅周辺などの交通結節点[※]を街なか居住拠点[※]と位置づけ、駅の利便性を活かした様々な都市機能の集積する拠点形成を目指します。

また、街なか居住拠点周辺の住宅・商業地においては、低・未利用地[※]（市街化区域内）の有効活用や、公園や下水道の整備などにより、良好な居住環境の確保を目指します。

さらに、適切に配置された拠点間において、都市の骨格となる交流軸を形成し、相互に連携を図ることで、一体的なまちづくりの実現に向けた施策を展開していきます。

Ⅱ 基本構想

②居住環境維持・向上地

七宝駅及び新庁舎周辺を防災・活力連携拠点[※]と位置づけ、行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、市域全体の安全・安心と地域活力の創造を支えるとともに、街なか居住拠点との拠点間連携を図ります。また、既存ストック（鉄道駅、道路網、生活サービス施設等）を活用した基盤施設の整備の推進とともに、新庁舎整備や開発の適正な規制、誘導により、ゆとりある良好な居住環境の維持・向上を図ります。

③産業振興地

産業の振興は、あま市の経済活力を持続的に安定させうる資源であることから、特に製造業においては、既存企業の良好な操業環境の維持・確保を目指します。また、広域交流軸の沿道・交差点など、特に交通便利性の高い場所は、周辺環境との調和にも留意しながら、企業立地や産業の集積に向けた土地利用を図ります。

④産業誘導ゾーン

農地・集落地内の広域的な幹線道路[※]（4路線）沿いにおいては、工場や流通業務施設の立地の計画的で適正な誘導を図ります。

⑤沿道利用地

住宅・商業地内の広域交流軸沿いの沿道利用地については、市民の日常生活を支援する空間として既存の商業機能の充実を図り、周辺住民の生活利便性の向上を目指します。さらに、通過交通路線利用者にも対応した沿道商業空間の形成や、流通業務施設などが立地する非住居系を基本とした土地利用を図ります。

⑥農地・集落地

住宅・商業地周辺の農地については、一団のまとまりのある優良農地[※]の保全を図ります。また、農業生産の向上をはじめ、美しい景観を守るとともに、治水[※]による防災機能の維持を図ります。

既存の集落地については、周辺の自然環境や農地との調和に留意し、良好な居住環境を維持・保全する土地利用を図ります。その中で、公共交通の利便性の高い地区や道路沿道においては、地域の高齢化対応や集落の活力維持を目指し、周辺の農地や自然環境との調和に配慮し、柔軟な土地利用を図ります。

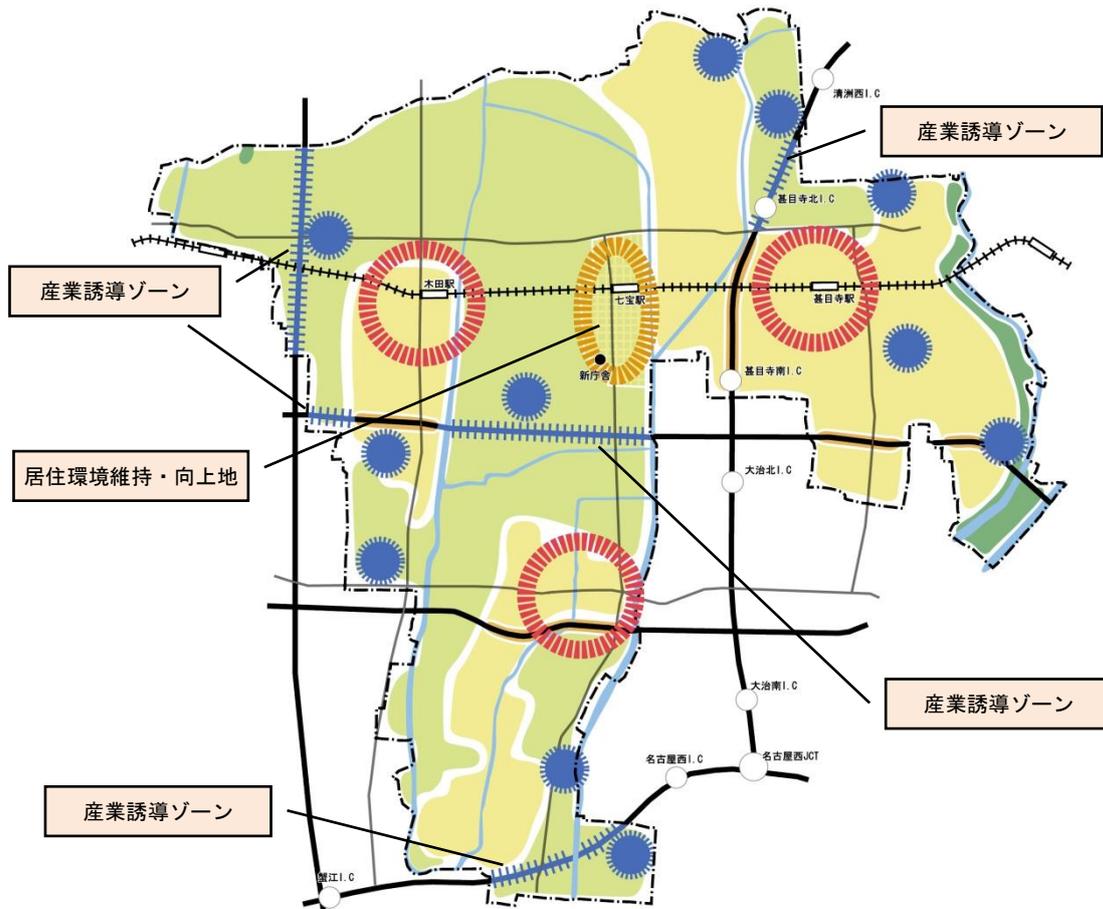
⑦自然環境

あま市内に流れる一級河川の庄内川、新川、五条川、二級河川の蟹江川、福田川、目比川、小切戸川などの多くの河川や水路及びその周辺の緑につい

では、あま市の貴重な自然環境として保全を図り、市民の憩いや、環境教育、健康増進などに寄与する場として有効活用を目指します。

また、市内全域の居住環境の維持に向けて、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場、コミュニティ※活動の場として、誰もが安全かつ快適に利用できる地域の身近な公園・緑地の維持・確保を図ります。

■ 土地利用方針図



凡例			
	農地・集落地		農地・集落地
	住宅・商業地		自然環境
	居住環境維持・向上地		街なか居住拠点
	防災・活力連携拠点		鉄道
	産業振興地		広域交通軸
	産業誘導ゾーン		都市内交通軸
	沿道利用地		河川

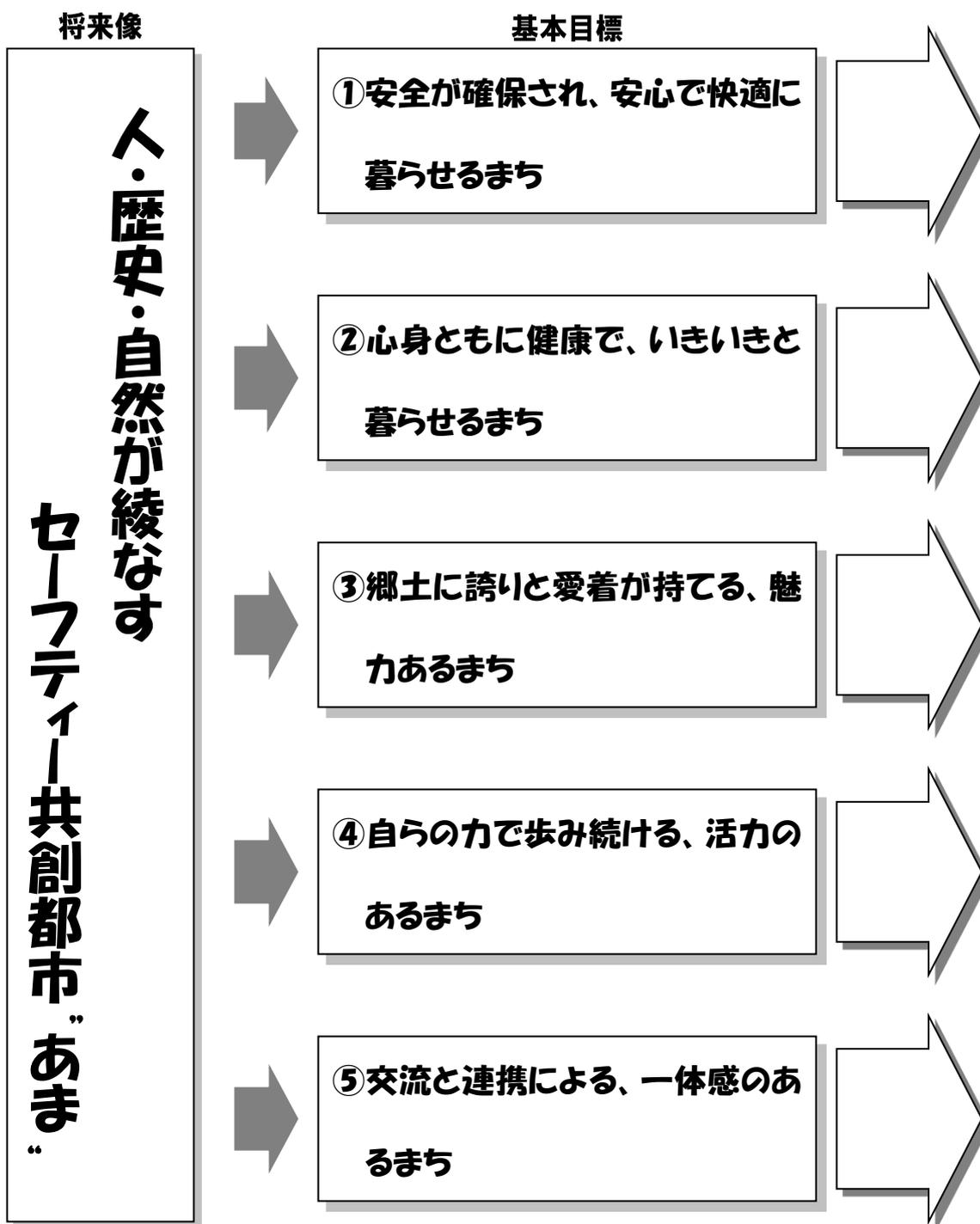
Ⅱ 基本構想

第2章 あま市の基本目標と施策の大綱

将来像を実現するため、5つの分野別に基本目標及び施策の大綱を定めます。

基本構想

1 施策体系



施策の大綱

- 
- 1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる(P52)
 - 1-2 防犯・交通安全・消費者対策の整った安心して暮らせるまちをつくる(P58)
 - 1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる(P62)
 - 1-4 交通網が整備された安全で快適なまちをつくる(P68)

- 
- 2-1 健康づくりを支える保健サービスを提供するまちをつくる(P72)
 - 2-2 市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる(P76)
 - 2-3 自然環境を守り育て、潤いある美しいまちをつくる(P82)

- 
- 3-1 地域文化の発展と継承により郷土に誇りが持てるまちをつくる(P86)
 - 3-2 生涯学習を拡充し市民の生きがいと活力を高めるまちをつくる(P90)
 - 3-3 次世代を育む教育環境の整ったまちをつくる(P95)

- 
- 4-1 地域産業を活性し賑わいと活力あるまちをつくる(P100)
 - 4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる(P105)

- 
- 5-1 市民と育てる協働のまちをつくる(P110)
 - 5-2 お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる(P114)
 - 5-3 多様な交流による共創のまちをつくる(P121)

Ⅱ 基本構想

2 施策の大綱

①安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち

1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる（P52）

消防・救急体制、防災対策の強化により、災害に強い安全なまちづくりを推進します。また、安全・安心の実現に向けて、市民、事業者、市民団体と連携・協働して取り組むことができるまちづくりに努めます。

1-2 防犯・交通安全・消費者対策の整った安心して暮らせるまちをつくる（P58）

防犯や交通安全、消費生活への市民の意識を高めるとともに、市民参加による防犯・交通安全活動などを通じて、安全で、安心して暮らせる環境の実現を目指します。

1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる（P62）

地域の特性を活かしつつ、自然環境にも配慮した計画的な土地利用を進め、魅力的な都市景観の形成を図ります。また、分別排出やりサイクル[※]の充実などによる循環型社会[※]の形成への取り組み、上下水道事業の充実などによる生活環境の向上を図ります。

1-4 交通網が整備された安全で快適なまちをつくる（P68）

誰もが安全で快適に移動できるよう、公共交通の充実を図ります。また、都市計画道路[※]や生活道路の計画的な整備と適切な維持管理により、将来にわたって安全で快適な交通網の整備を図ります。

②心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち

2-1 健康づくりを支える保健サービスを提供するまちをつくる（P72）

すべての市民が自らの健康についての自覚を深め、継続的で主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。各種保健サービスの充実や情報提供などによる健康づくりへの支援、市民病院の移転新築などの地域医療体制の充実を図ります。

2-2 市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる（P76）

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉活動の促進などによる共助型の地域福祉社会づくりに努めます。

高齢者、障がいのある人、子育て家庭のニーズに応じた福祉サービスなどの充実を図るとともに、ひとり親家庭への支援、社会保障制度の適切な運用による支援を行います。また、子どもの遊び場づくりなど、子どもの健全な成長のための支援及び環境づくりに努めます。

2-3 自然環境を守り育て、潤いある美しいまちをつくる（P82）

自然環境や生態系[※]の保全、地球温暖化対策の推進のため、環境学習や啓発活動の充実により、市民の主体的かつ日常的な取り組みを促進します。また、公害[※]防止対策や新エネルギー[※]の普及促進に努めます。

Ⅱ 基本構想

③ 郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち

3-1 地域文化の発展と継承により郷土に誇りが持てるまちをつくる（P86）

地域の歴史と伝統文化に関心を持ち、大切に継承していくことができるよう、市民と一体となって保全・活用に取り組みます。また、市民が芸術や文化に親しみ、より主体的に地域の歴史文化を学べるような環境づくりに努めます。

3-2 生涯学習を拡充し市民の生きがいと活力を高めるまちをつくる（P90）

市民が、生涯にわたり学習やスポーツ活動に取り組むことができるよう、活動拠点の整備・充実、多様な学習機会の確保などを図り、心身ともに健康で活力あふれる市民生活を支援します。

3-3 次世代を育む教育環境の整ったまちをつくる（P95）

子どもたちの生きる力を育み、時代や地域特性にも即した特色ある教育を実践するとともに、安全な学習環境の整備を推進し、学校教育の充実を図ります。

また、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化により、幼児教育の充実や青少年の健全育成活動の展開を図り、次世代を育む教育などの充実に努めます。

④自らの力で歩み続ける、活力のあるまち

4-1 地域産業を活性化し賑わいと活力あるまちをつくる（P100）

商工業、農業、観光など各産業の振興や積極的な新産業や企業の誘致により地域産業の活性化を図るとともに、七宝焼などの地域を代表する地場産業の活用と新産業との連携により、地域のブランド力の向上を図ります。

また、雇用機会の創出や就業環境の整備など、勤労者福祉の充実に努めます。

4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる（P105）

事務事業の改善と効率化、健全な財政運営など、持続的な行財政改革に努め、効果的で効率的な行財政運営を進めます。また、周辺自治体との連携により、広域的な行政展開に努めます。

⑤交流と連携による、一体感のあるまち

5-1 市民と育てる協働のまちをつくる（P110）

市民協働[※]による行政運営体制の構築、情報提供・情報公開の推進などにより、全市民の一体感を高める市民協働によるまちづくりを進めます。

5-2 お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる（P114）

すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、人権教育や啓発、相談事業などの充実に努めます。同時に、男女共同参画[※]の考え方による施策の推進に努めます。

5-3 多様な交流による共創のまちをつくる（P121）

地域組織間のネットワーク[※]化、地域文化交流イベントの開催、国際交流・国際教育の推進など、地域の活力を高める多様な交流の促進に努めます。

Ⅱ 基本構想

Ⅲ 後期基本計画

Ⅲ 後期基本計画

はじめに

●後期基本計画の策定にあたって

「第1次あま市総合計画」（計画期間：平成24年度～33年度）は、平成28年度末に上半期の5年を経過することから、市では、平成28年度中に、これまでのまちづくりを振り返り、検証したうえで「第1次あま市総合計画」の基本計画を見直し、平成29年度～33年度の「後期基本計画」を策定することとしました。

「第1次あま市総合計画」策定後の平成24年度以降、地方創生への取り組み、新庁舎の整備、リニア中央新幹線の整備、南海トラフ巨大地震への備えなど、法律や市を取り巻く社会情勢における変化がありました。「後期基本計画」の策定にあたっては、これらの変化や市民のニーズ等に的確に対応したものとするため、「あま市総合計画後期基本計画策定等に関するアンケート調査」（市民アンケート調査）を実施しました。

市民アンケート調査については、平成22年度に実施した住民意向調査の内容を基本的に踏まえて実施し、結果については、まちづくりにおける「重要度」と「満足度」の変化を比較するとともに、個別の設問についても検証を行い、後期基本計画の策定に反映しました。

■調査に関する事項

区分	内容
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	平成28年7月1日現在
調査期間	平成28年7月1日～平成28年7月11日
対象者	満20歳以上の市民の中から無作為抽出

■配布・回収に関する事項

区分	内容
配布数（A）	3,000
有効回収件数（B）	1,205
有効回収率（B/A）	40.2%

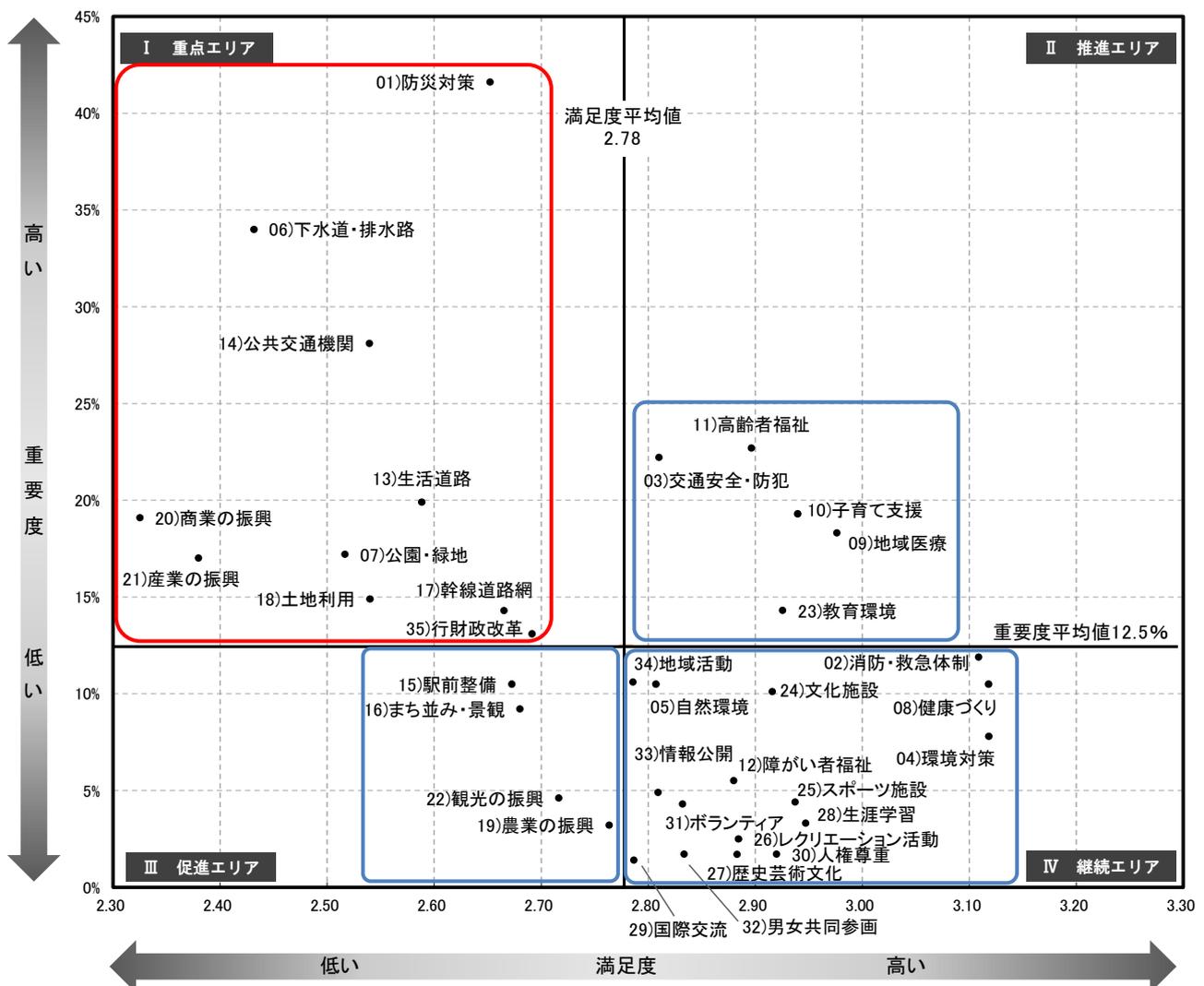
市民評価項目に関する検討資料

1 重要度・満足度分析

「重要度」とは、今後の取り組みとして市民が各項目について重要だと感じている度合いであり、「満足度」とは、現時点で市民が各項目について満足している度合いのことです。

【重要度と満足度の関係】

<p><Ⅰ 重点エリア>重要度は高いが、満足度は低い ⇒特に取り組むべき施策の分野</p>	<p><Ⅱ 推進エリア>重要度が高く、満足度も高い ⇒引き続き推進して取り組む施策の分野</p>
<p><Ⅲ 促進エリア>重要度が低く、満足度も低い ⇒施策についての理解を促進していく分野</p>	<p><Ⅳ 継続エリア>重要度は低く、満足度が高い ⇒現在の施策に継続して取り組む分野</p>

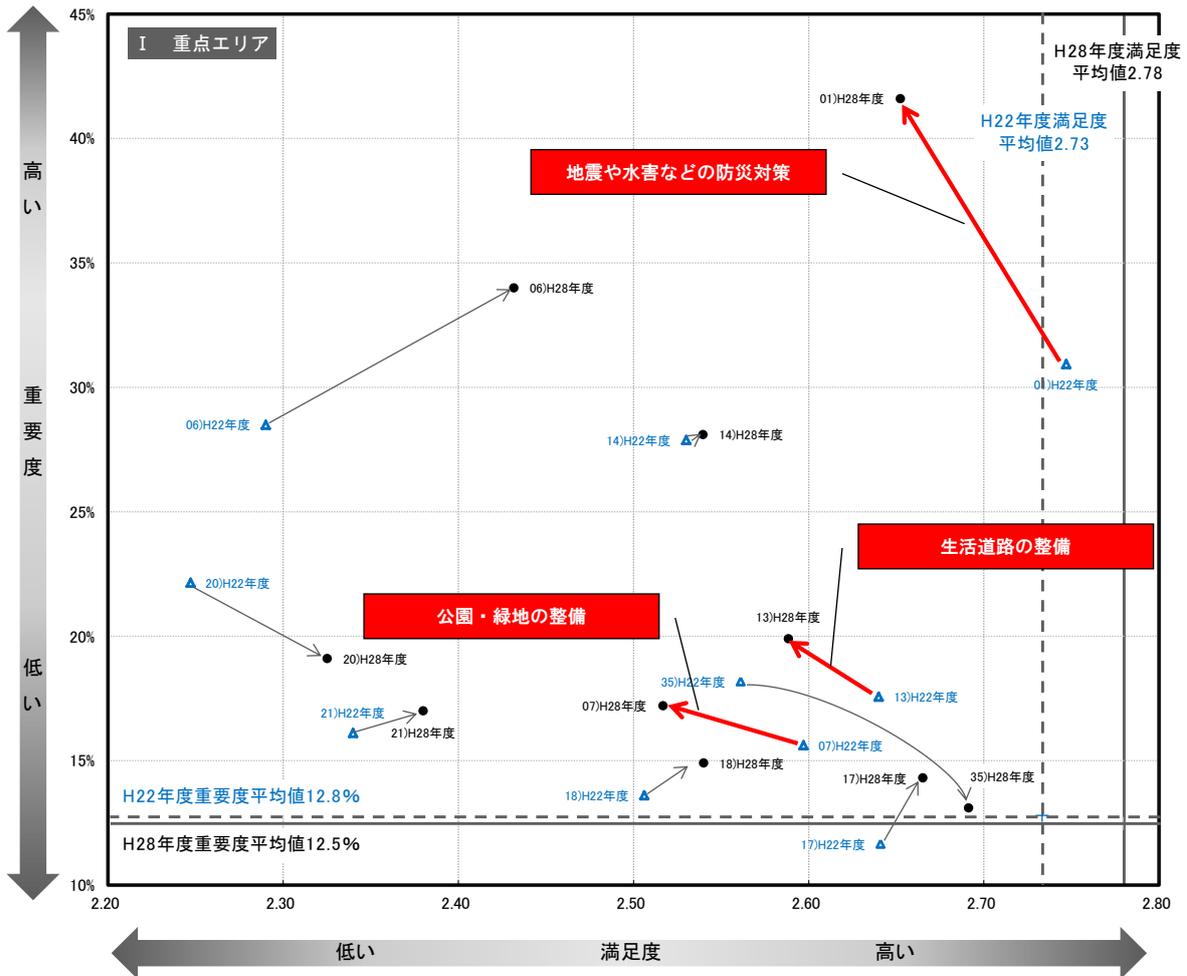


Ⅲ 後期基本計画

(1) 重点エリアにおける経年比較分析

重点エリアの項目については、重要度は高いものの、満足度が低いことから、特に重点的に取り組む必要があります。

重点エリアの項目のうち、「地震や水害などの防災対策」「公園・緑地の整備」「生活道路の整備」の3項目では、重要度が増加して、満足度が減少しているため、重点エリアの中でも対策の必要性が高い項目となっています。



※H22年度の満足度は、H28年度と比較するため、H28年度の設定値に換算した値で記載。(以下同じ)

- 01) 地震や水害などの防災対策
- 06) 下水道・排水路の整備
- 07) 公園・緑地の整備
- 13) 生活道路の整備
- 14) 鉄道やバスなどの公共交通機関
- 17) 幹線道路網の整備
- 18) 計画的な土地利用
- 20) 商店街の活性化などの商業の振興
- 21) 企業誘致などの産業の振興
- 35) 行財政改革への取り組み

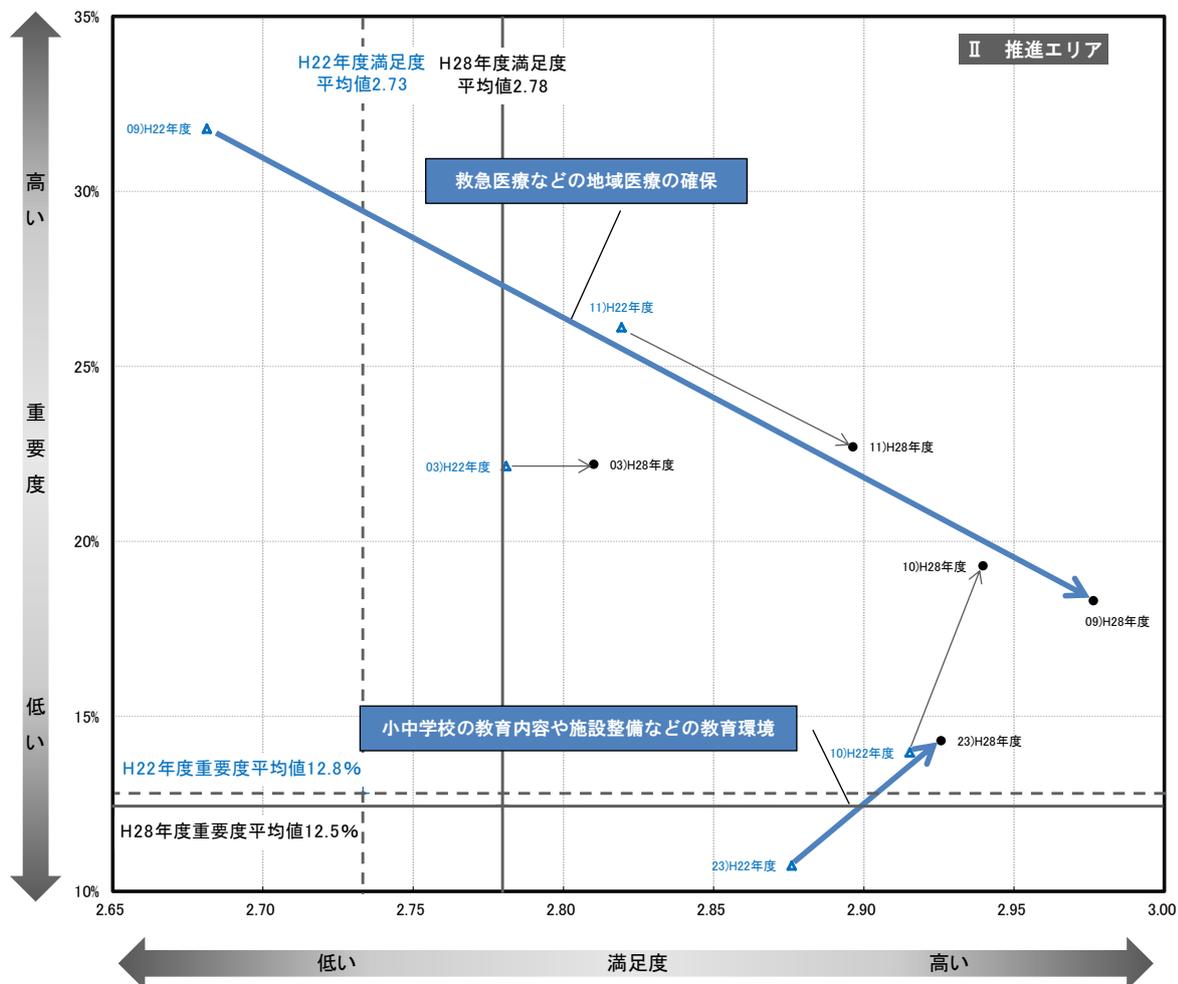
(2) 推進エリアにおける経年比較分析

推進エリアの項目については、重要度・満足度ともに高いことから、市の施策の強みとして引き続き推進して取り組む必要があります。

推進エリアの項目は、すべての項目において前回調査から満足度が増加しています。

「救急医療など地域医療の確保」について前回調査時は「重点エリア」に位置していたものの、満足度が増加したことにより、「推進エリア」に移行しています。重要度は減少していますが、これは、施策の推進が図れたことで、更なる取り組みとしての重要性が下がったものと考えられます。引き続き現在の取り組みを推進していく必要があります。

また、「小中学校の教育内容や施設整備などの教育環境」について前回調査時は「継続エリア」に位置していたものの、重要度が増加したことにより、「推進エリア」に移行しています。併せて満足度も増加していることから、引き続き現在の取り組みを推進していく必要があります。



- 03) 交通安全・防犯などの安全対策
- 09) 救急医療など地域医療の確保
- 10) 保育や児童福祉などの子育て支援
- 11) 介護サービスや生きがいづくりなどの高齢者福祉
- 23) 小中学校の教育内容や施設整備などの教育環境

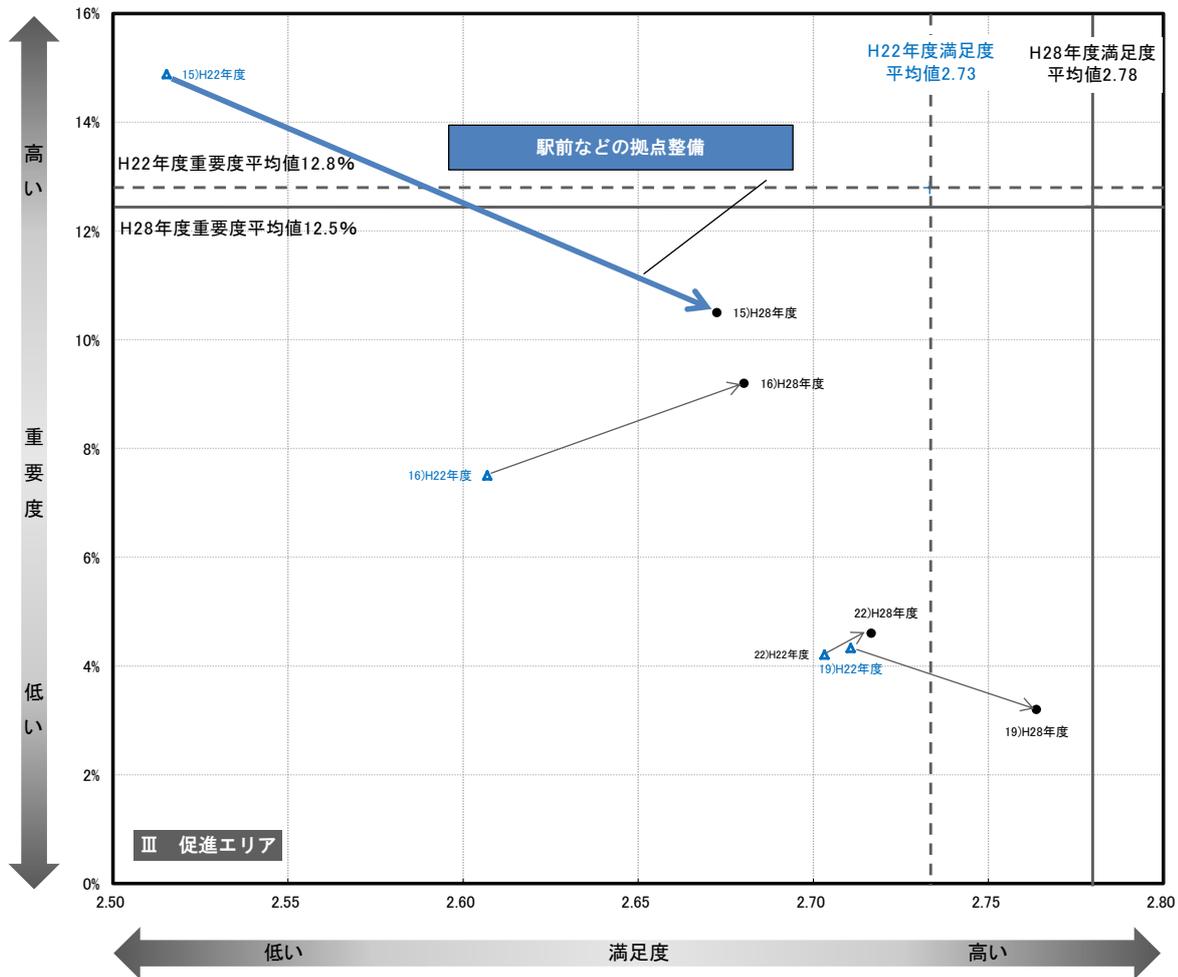
Ⅲ 後期基本計画

(3) 促進エリアにおける経年比較分析

促進エリアの項目については、施策の重要性について市民の理解を促進していくことが必要です。

促進エリアの項目は、すべての項目において前回調査から満足度が増加しています。

また、「駅前などの拠点整備」について前回調査時は「重点エリア」に位置していたものの、重要度が減少して、「促進エリア」に移行しています。併せて満足度も増加しており、これは、施策の推進が図れたことで、満足度が増加するとともに、更なる整備の重要性が下がったものと考えられます。



- 15) 駅前などの拠点整備
- 16) まち並み・景観づくり
- 19) 生産基盤の整備などの農業振興
- 22) 歴史文化を活用した観光の振興

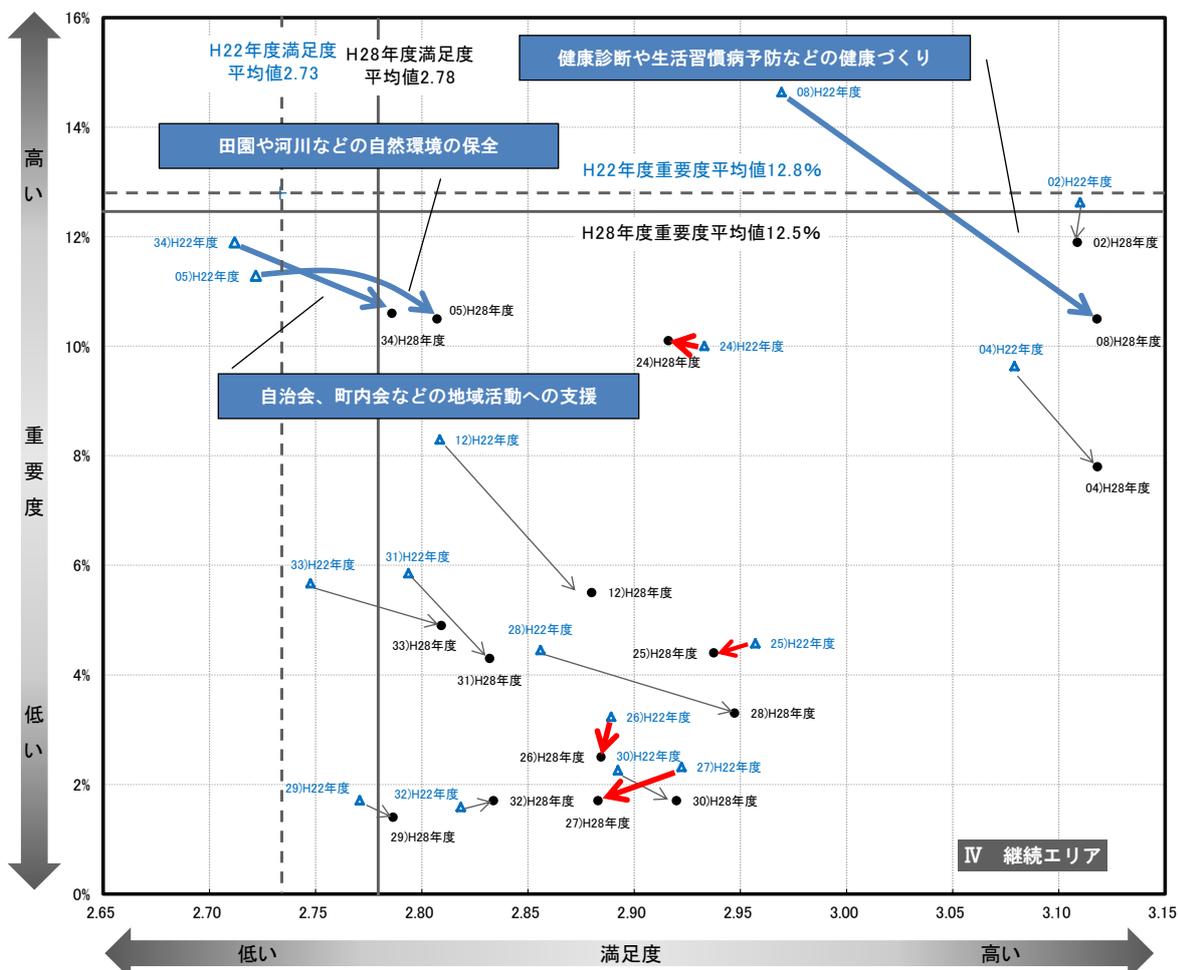
(4) 継続エリアにおける経年比較分析

継続エリアの項目については、重要度が低く、満足度は高いことから、現在の施策を継続して取り組む必要があります。

継続エリアの項目のうち、4つの項目において前回調査からわずかに満足度が減少しています。

「健康診断や生活習慣病※予防などの健康づくり」について前回調査時は「推進エリア」に位置していたものの、重要度が減少して、「継続エリア」に移行しています。満足度は増加しているため、継続して取り組む必要があります。

また、「田園や河川などの自然環境の保全」「自治会、町内会などの地域活動への支援」について前回調査時は「促進エリア」に位置していたものの、満足度が増加したため、「継続エリア」に移行していますが、いずれも「促進エリア」付近に位置するため、市民の理解・協力を促進しながら継続していく必要があります。



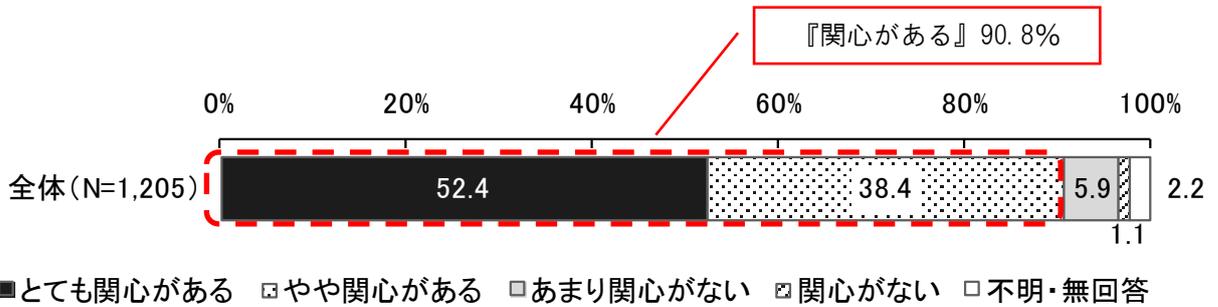
- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 02) 消防・救急体制の充実 | 27) 歴史芸術文化の振興 |
| 04) ごみ減量やリサイクルなどの環境対策 | 28) 生涯学習や文化活動への支援 |
| 05) 田園や河川などの自然環境の保全 | 29) 地域間交流や国際交流への取り組み |
| 08) 健康診断や生活習慣病予防などの健康づくり | 30) 同和教育など人権尊重意識の醸成 |
| 12) 生活支援サービス・就労支援などの障がい者福祉 | 31) ボランティア意識の高揚 |
| 24) 図書館・公民館・文化ホールなどの文化施設整備 | 32) 男女共同参画社会の形成 |
| 25) 体育館・グラウンドなどのスポーツ施設の整備 | 33) 情報公開制度の徹底 |
| 26) スポーツ・レクリエーション活動への支援 | 34) 自治会、町内会などの地域活動への支援 |

Ⅲ 後期基本計画

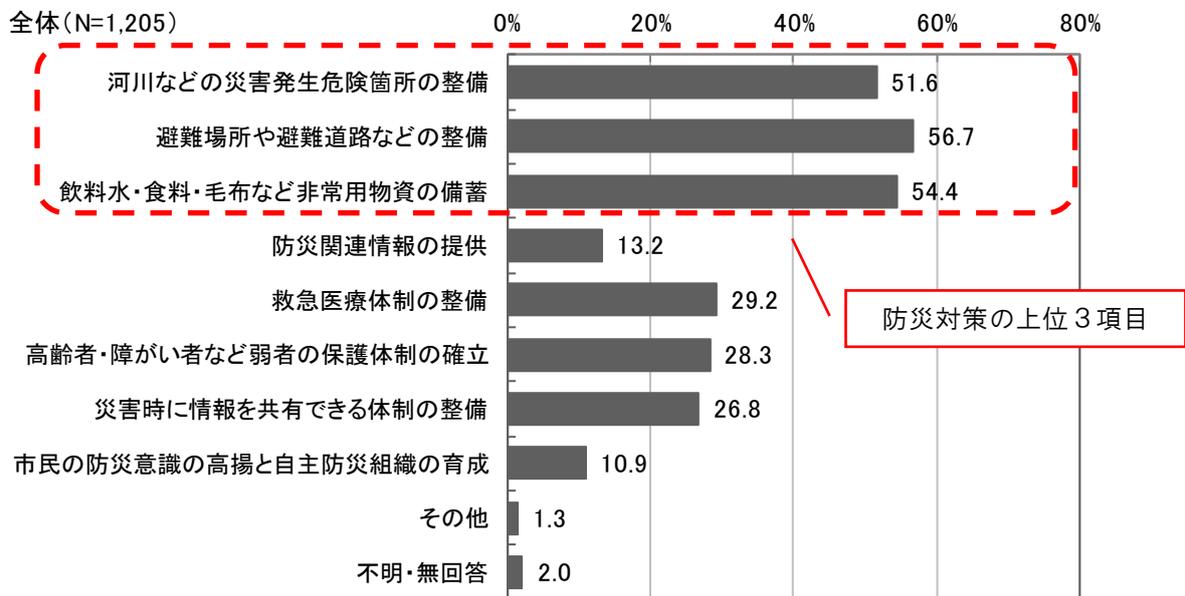
2 各施策に関連する個別設問の市民アンケート調査結果（抜粋）

■防災対策について

○ 南海トラフ巨大地震について、どの程度関心を持っていますか。（単数回答）

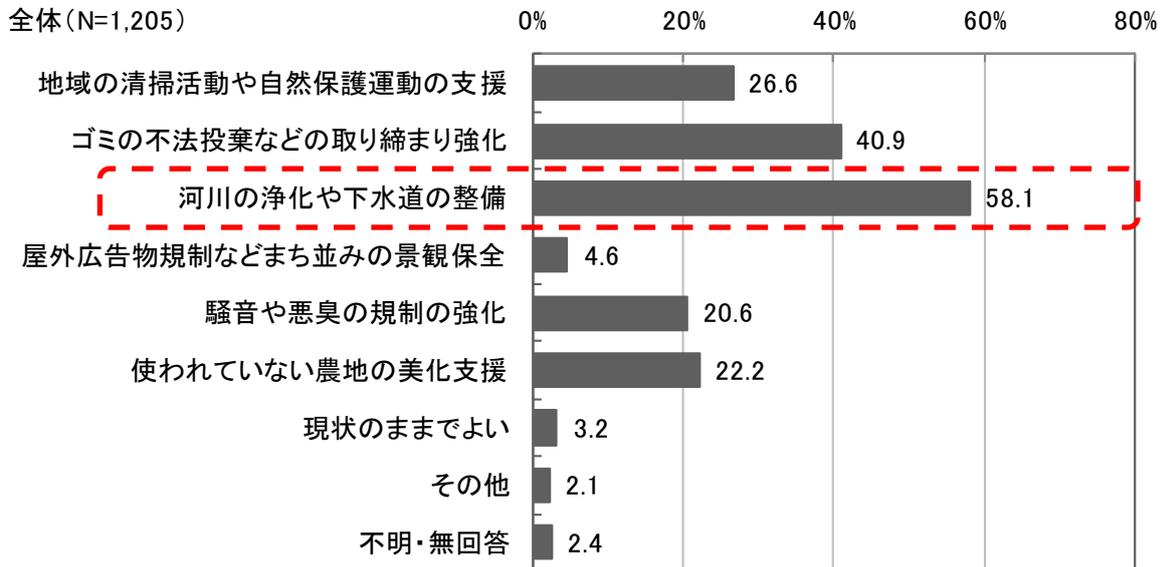


○ 南海トラフ巨大地震など、災害の発生が懸念されていますが、市の防災対策について、どの項目に一層力を入れて取り組むべきだと思いますか。（主なもの3つまで○）



■公共下水道*について

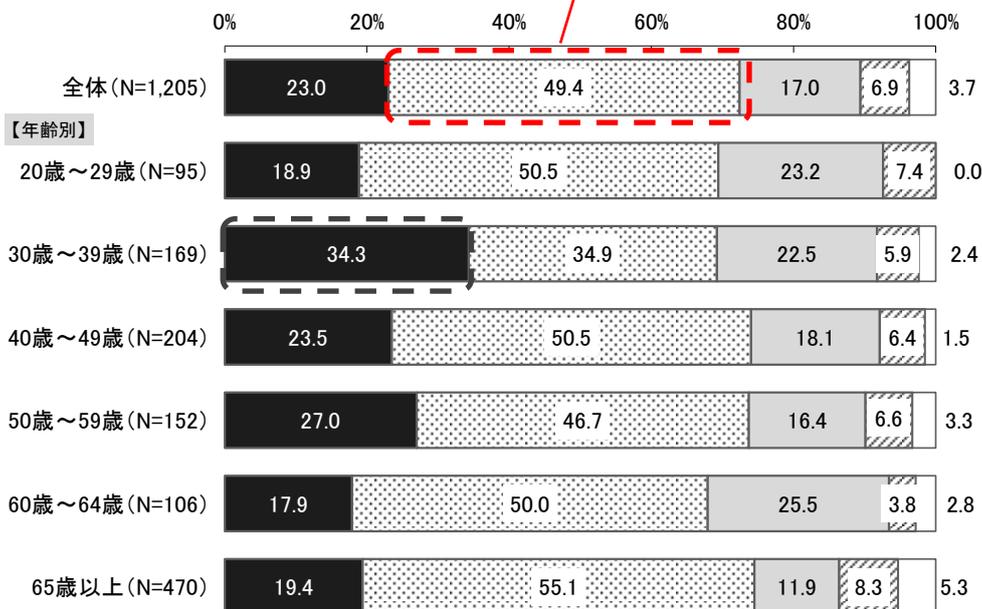
○ 地域の自然環境や生活環境を美しくするため、どの項目に一層力を入れて取り組むべきだと思いますか。（主なもの2つまで○）



■公園・緑地の整備について

○ 公園・緑地などの整備について（単数回答）

全体では「今ある公園・緑地を再整備する」が最も高いが、子育て世代の多い30歳代では「身近な小さな公園・緑地の確保」も高くなっている



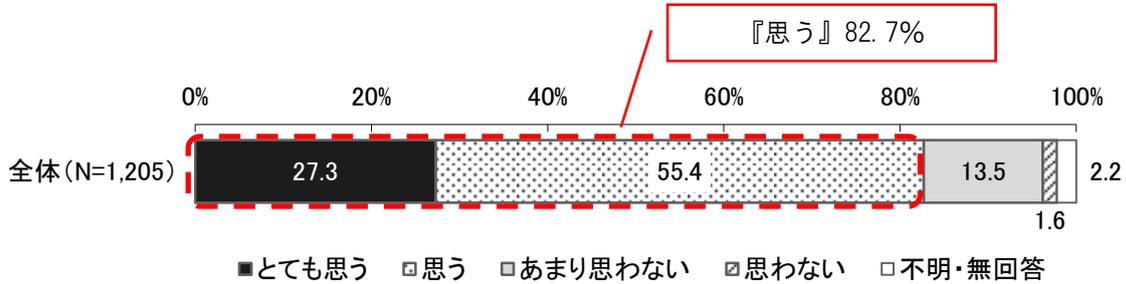
- 気軽に利用できる小さな公園・緑地の確保や、敷地内の緑化の推進により、身近な緑を積極的に確保する
- 新たな公園・緑地を確保するよりも、災害時に避難地として活用できるようにするなど、今ある公園・緑地を再整備する
- 小さな公園・緑地を確保するよりも、たくさんの人が集う、まちの顔となるような大きな公園・緑地を充実・確保する
- 今のままで十分である

□ 不明・無回答

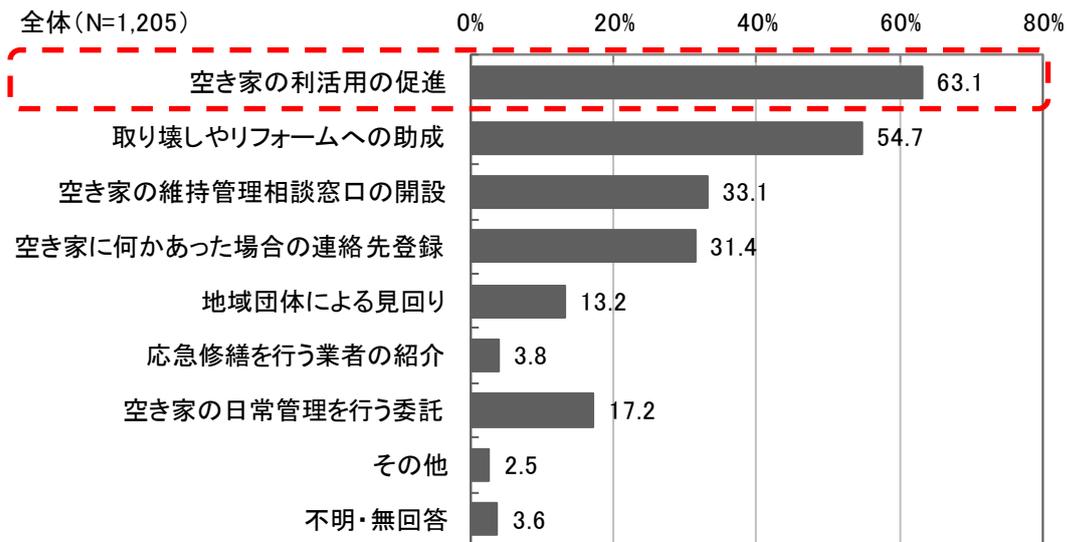
Ⅲ 後期基本計画

■ 空き家対策について

- 生活環境を始めとして防災や防犯の面からも全国的に空き家が問題となっていますが、あま市においても空き家の対策は必要だと思いますか。（単数回答）



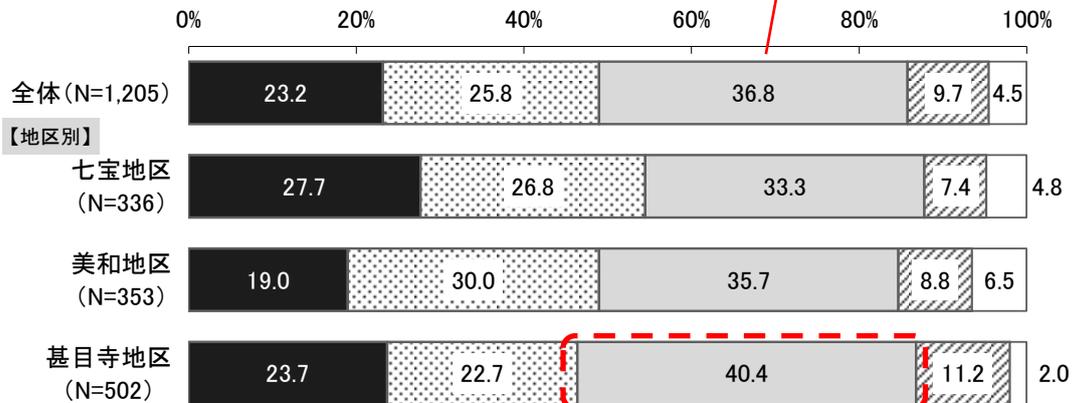
- 空き家対策として特に有効だと思う取り組みは何ですか。（主なもの3つまで○）



■生活道路について

○ 道路などの整備について (単数回答)

市街地の多い甚目寺地区で特に高くなっている

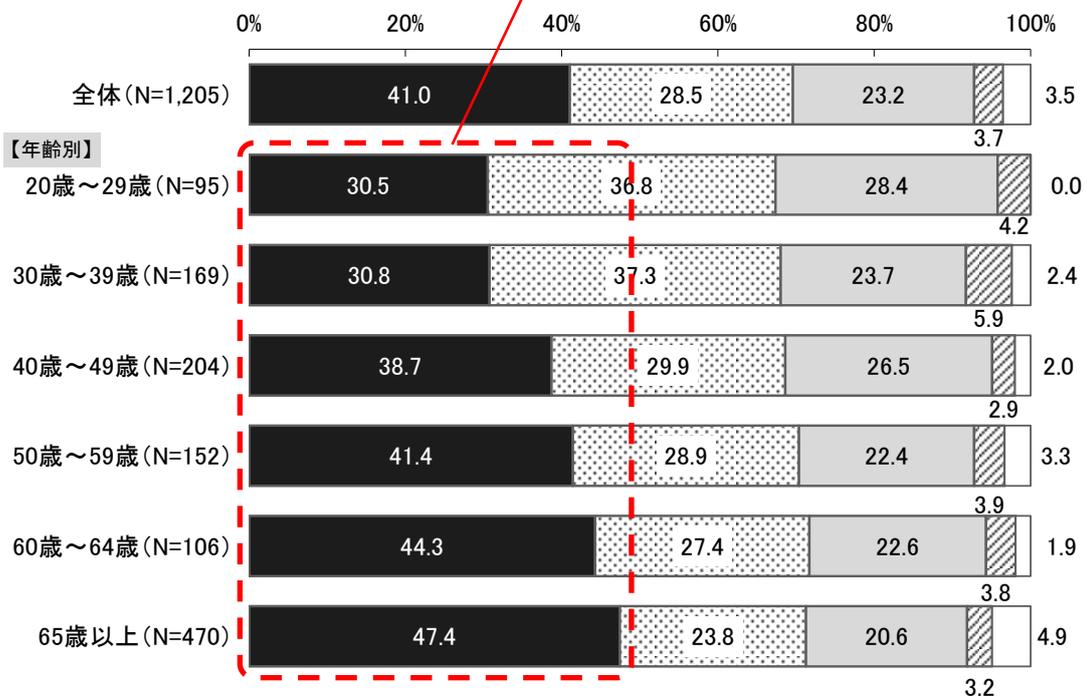


- 周辺都市や市内各地を連絡する幹線道路の整備を一層進める
- 市で計画している道路(都市計画道路)に優先順位を付けて、計画道路の見直しを行う
- 広域的な視点から見た幹線道路や計画で位置づけのある道路よりも、住宅地内における生活道路や鉄道駅までの道路を改善する
- 今のままで十分である
- 不明・無回答

■公共交通について

○ 交通施設の整備について (単数回答)

年齢が上がるにつれて高くなっている



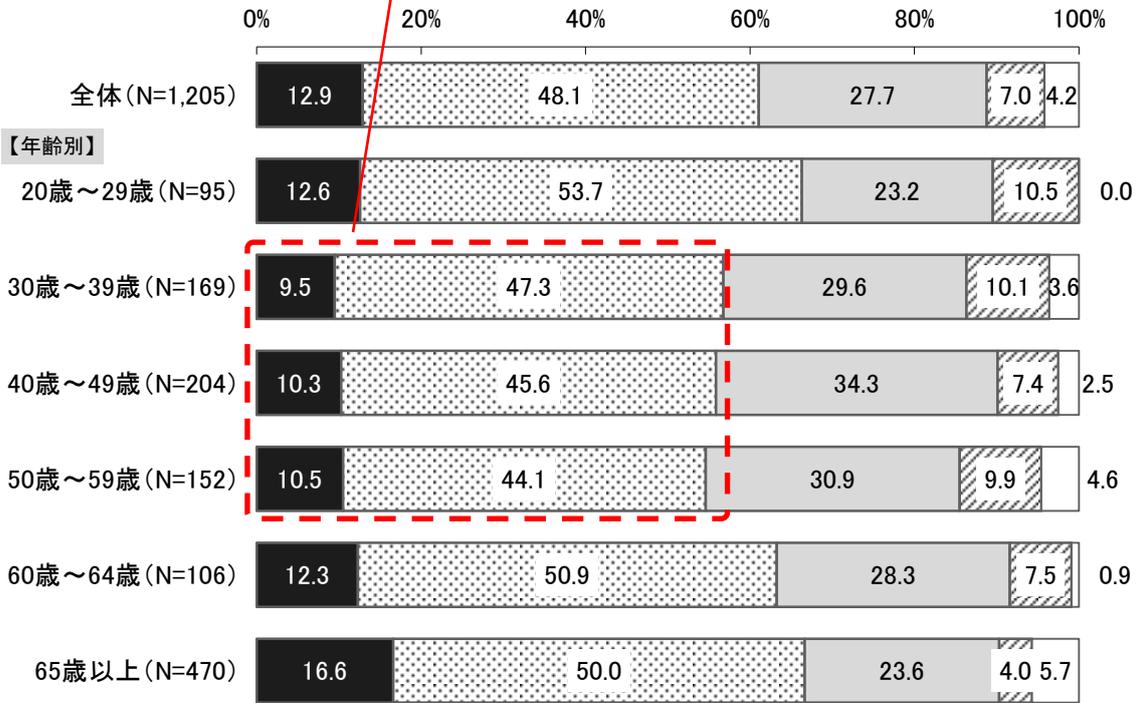
- 高齢化などにより、自動車を利用できない人も増えていくので、公共交通機関の充実を重点的に進める
- 公共交通施設などのバリアフリー化や、歩行者の安全性の確保(歩道の設置、信号の設置など)に向けた整備を進める
- 自動車に過度に頼らない交通体系を作るために、公共交通機関同士の連携を高め、利便性を向上させる
- 今のままで十分である
- 不明・無回答

Ⅲ 後期基本計画

■ シティプロモーションについて

○ あま市に誇りや愛着を持っていますか。 (単数回答)

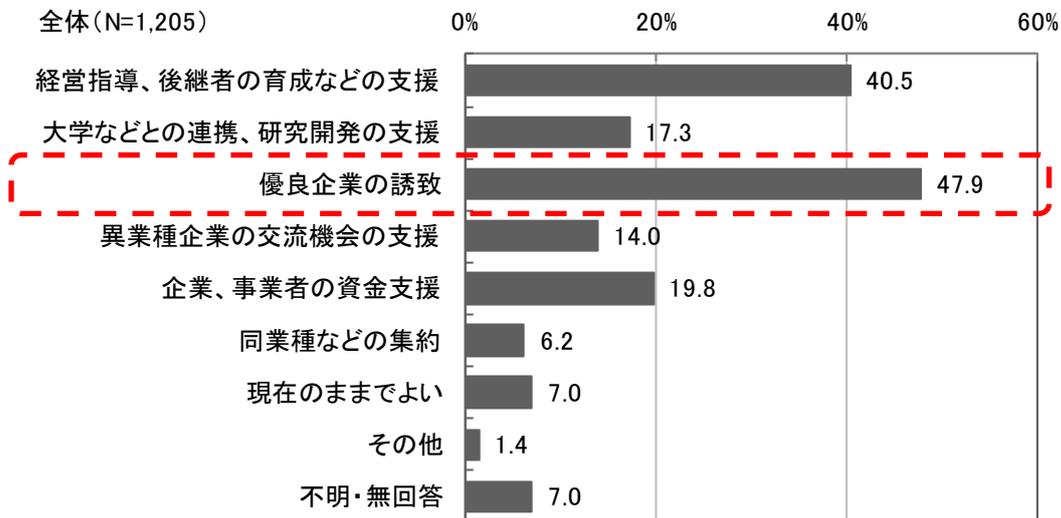
転入者が多い世代で『持っている』の割合が低くなっている



■ とても持っている □ やや持っている □ あまり持っていない □ 持っていない □ 不明・無回答

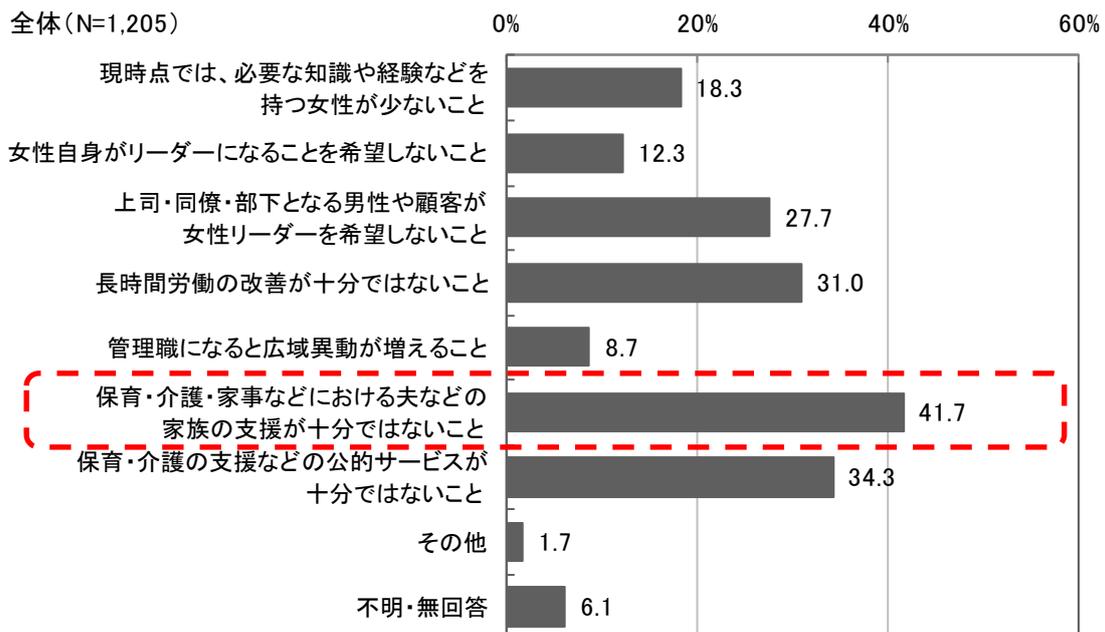
■産業振興について

○ 産業を振興するために、特にどんなところに力を入れる必要があると思いますか。(主なもの2つまで○)



■女性活躍の推進について

○ 政治・経済・地域などの各分野で、女性のリーダーを増やす時に障害となるものは特に何だと思えますか。(主なもの2つまで○)



Ⅲ 後期基本計画

●基本計画の見方

基本計画では、まちづくりの目標ごとに、各施策について次の項目を記載しています。

■目標

将来像を実現するための「まちづくりの目標」です。

■施策

目標を達成するための「施策」の名称です。

■基本方針

施策全体の基本的な方針を記載しています。

■指標

基本方針の達成度を測る主な「指標」です。
ここでは、「指標名」、「定義」、「現況値」と、現況値を踏まえた具体的な「目標値」を設定しています。

※ただし、この指標はすべての事業に関連しているものではなく、代表的な指標です。

■現状と課題

施策に関連する「現状と課題」です。
また、「現状と課題」を具体的に説明するためのグラフや写真を載せています。

●目標1 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち

●施策1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる

基本方針
消防・救急対策、防災対策の強化により、災害に強い安全なまちづくりを推進します。また、安全・安心の実現に向けて、市民、事業者、市民団体と連携・協働して取り組むことができるまちづくりを推進します。

指標	指標名	定義	2016 (平成28)	2021 (平成33)
			年度 現況値	年度 目標値
指標	消火栓使用で初期消火のできる自主防災団体数	防災訓練によって消火栓使用で初期消火のできる自主防災団体	42 団体	42 団体
	防災カレッジ受講証べ人数	防災カレッジ受講証べ人数	498 人 (平成28年度)	750 人

●現状と課題

東日本大震災をはじめとする大規模な災害の発生により、市民の防災意識はこれまで以上に高まっており、災害対策のより一層の充実が求められるとともに、災害発生時の避難や避難生活、復旧・復興において地域の住民が協力し助け合っていくことの重要性が改めて認識されました。

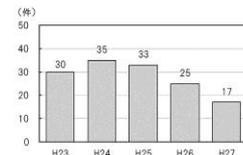
本市は、南海トラフ地震による被害が想定される地域に位置しており、市民の関心も非常に高くなっています。これまでもハザードマップ[®]やエリアメール[®]による市民への情報提供、住宅の耐震化の促進など、様々な地震対策に取り組んできましたが、更なる対策が求められています。また、平坦な地形で多くの河川が流れていることから風水害の危険性も高く、河川改修や排水施設の整備など、被害の軽減に向けた対策を更に推進する必要があります。

今後も、避難誘導、応急対策、復旧・復興対策などを位置づけたあま市地域防災計画や自主防災組織[®]の支援・育成、市民への広報啓発活動の強化などの災害対策を充実するとともに、市民アンケート調査結果で求められている災害発生時の危険性が高い箇所の整備、避難場所や避難道路の整備、非常用物資の備蓄などを進めることにより、防災対策の充実を図る必要があります。

なお、災害が発生した箇所については、迅速な復旧作業により、被害の拡大を防ぐことが求められます。

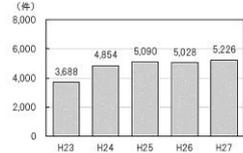
- 52 -

■火災発生件数の推移



資料：安全安心課「海部東部消防組合消防本部」

■救急出動回数の推移

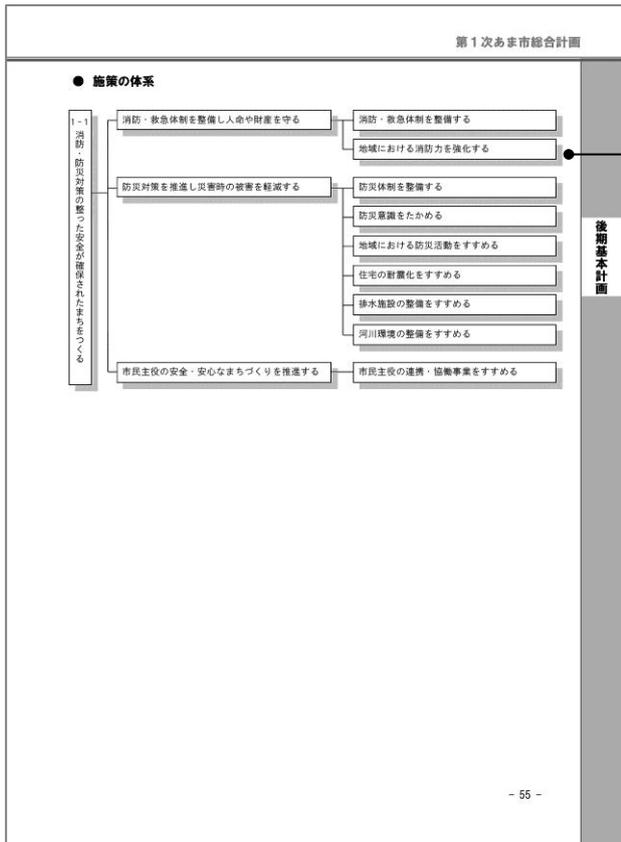


資料：安全安心課「海部東部消防組合消防本部」

■防災訓練



- 54 -



■ 施策の体系

施策を構成する具体的な事業を体系で整理しています。ここに挙がっている事業で、施策を推進していきます。

第1次あま市総合計画	
<p>● 施策の展開方向</p> <p>【消防・救急体制を整備し人命や財産を守る】</p> <p>消防・救急体制を整備する 緊急時に速やかに対応できるよう広域連携による消防・救急体制の充実・強化を図ります。また、愛知県消防広域化推進計画に基づく取り組みにより、消防拠点の整備・充実、広域消防体制の強化を促進します。</p> <p>市民病院については、地域の中核病院として、救急医療の充実を図るため、医療スタッフの確保に努めます。また、災害時にも病院機能を維持し、被災者の受け入れを可能にします。</p> <p>地域における消防力を強化する 地域の消防活動の担い手を確保するとともに、消防団や自主防災組織の活動支援・人材育成に努めます。また、市民の防火意識の啓発などにより、地域の消防力の更なる強化を図ります。</p> <p>【防災対策を推進し災害時の被害を軽減する】</p> <p>防災体制を整備する 新庁舎を大規模な災害に対応できる応急復旧活動の拠点となる防災拠点施設にします。また、防災拠点と地域間の連携を強化して、市全体の防災力の向上を図ります。</p> <p>災害発生時の避難誘導、応急対策、復旧・復興体制などを位置づけた「あま市地域防災計画」の見直しや、各種災害応援協定の締結などにより、防災体制の整備を推進します。また、災害発生時の危険性が高い箇所の整備、避難場所や避難道路の整備、非常用物資の備蓄を進めることで、災害発生時の対策とその後の避難生活を見据えた対策の充実を図ります。災害時の避難が困難な人に対しては、避難行動要支援者名簿の作成と定期的な情報更新により、避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図り、災害情報などの迅速な情報提供体制の整備に努めます。災害発生により、医療に関する調整が必要となった場合は、海部医療圏[※]内で市町村圏域を越えた調整を行い、医療救護活動の円滑な実施を図ります。</p> <p>防災意識をたかめる あま市防災カレッジ[※]や避難訓練、救命講習などの開催や広報、ハザードマップなどによる情報提供により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、市民の自発的な防災活動を促進します。</p> <p>地域における防災活動をすすめる 地域の住民が協力し助け合うことの重要性について認識を深めることを促進するとともに、自主防災組織の支援・育成や自主防災組織同士の協力体制の強化により地域における防災力の更なる強化を図ります。</p> <p>住宅の耐震化をすすめる 住宅の耐震化を促進する取り組みの充実を図ります。</p> <p>排水施設の整備をすすめる 浸水被害が多い地区の排水対策について、排水路などの排水施設、調整池などの整備、定期的な点検・改修により排水能力の向上を図ります。</p> <p>河川環境の整備をすすめる 要知泉などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進します。</p>	<p>【市民主役の安全・安心なまちづくりを推進する】</p> <p>市民主役の連携・協働事業をすすめる 災害、犯罪、交通事故などの脅威に対して、市民、事業者、関係団体などが幅広く連携するため、「あま市安全安心なまちづくり条例」に基づき、「あま市安全安心ネットワーク会議」の開催や、「あま市安全安心なまちづくりアクションプラン[※]」に基づき、安全・安心なまちづくりの実現に向けた推進体制を構築し、関連事業を推進します。</p> <p>● 関連する主な個別計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市地域防災計画 ・あま市建築物耐震改修促進計画 ・あま市安全安心なまちづくりアクションプラン
	<p>■ 関連する主な個別計画</p> <p>施策に関連する主な個別計画を記載しています。</p>
	<p>■ 施策の展開方向</p> <p>基本方針に即した施策に関する具体的な取り組みの方向を説明しています。</p>

Ⅲ 後期基本計画

目標1 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまち

施策1-1 消防・防災対策の整った安全が確保されたまちをつくる

基本方針	消防・救急対策、防災対策の強化により、災害に強い安全なまちづくりを推進します。また、安全・安心の実現に向けて、市民、事業者、市民団体と連携・協働して取り組むことができるまちづくりを推進します。			
指 標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	消火栓使用で初期消火のできる自主防災団体数	防災訓練によって消火栓使用で初期消火のできる自主防災団体	42 団体	42 団体
指 標	防災カレッジ受講延べ人数	防災カレッジ受講延べ人数	498 人	750 人

● 現状と課題

東日本大震災をはじめとする大規模な災害の発生により、市民の防災意識はこれまで以上に高まっており、災害対策のより一層の充実が求められるとともに、災害発生時の避難や避難生活、復旧・復興において地域の住民が協力し助け合っていくことの重要性が改めて認識されました。

本市は、南海トラフ地震による被害が想定される地域に位置しており、市民の関心も非常に高くなっています。これまでもハザードマップ※やエリアメール※による市民への情報提供、住宅の耐震化の促進など、様々な地震対策に取り組んできましたが、更なる対策が求められています。また、平坦な地形で多くの河川が流れていることから風水害の危険性も高く、河川改修や排水施設の整備など、被害の軽減に向けた対策を更に推進する必要があります。

今後も、避難誘導、応急対策、復旧・復興対策などを位置づけたあま市地域防災計画や自主防災組織※の支援・育成、市民への広報啓発活動の強化などの災害対策を充実するとともに、市民アンケート調査結果で求められている災害発生の危険性が高い箇所の整備、避難場所や避難道路の整備、非常用物資の備蓄などを進めることにより、防災対策の充実を図る必要があります。

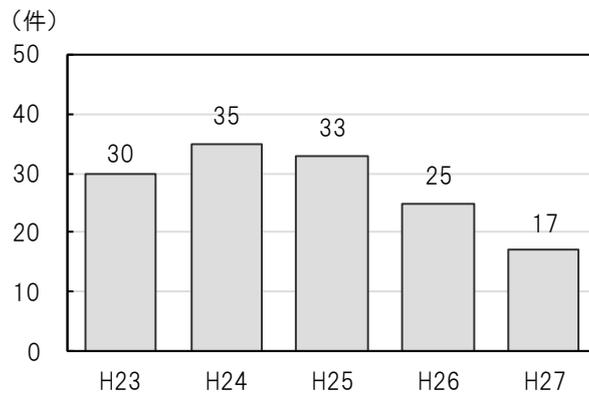
なお、災害が発生した箇所については、迅速な復旧作業により、被害の拡大を防ぐことが求められます。

建設計画を進めている新庁舎においては、大規模な災害時に応急復旧活動の拠点として対応できる構造にするとともに、敷地内には広域支援部隊が活動できる空間を設けるなど、防災の中核的な機能が求められています。さらに、市全体に防災効果を行き渡らせるためには、防災拠点と地域間の連携を強化する必要があります。そのため、市民が自発的に防災活動に参加して助け合うことで、地域の防災活動の高度化と市全体の防災力の向上を図っていかねばなりません。また、市民病院については、災害時にも病院機能を維持して、被災者を受け入れていく必要があります。

消防・救急については、緊急事案の多様化や救急出動要請が増加しています。そのため、消防については、広域連携による消防体制の効率化・強化を図るとともに、消防団の活動を支援し、地域全体の消防力の向上を図る必要があります。また、救急については、緊急時に市民病院を始めとする医療機関で速やかに受け入れが行えるよう、救急体制の強化を図っていく必要があります。

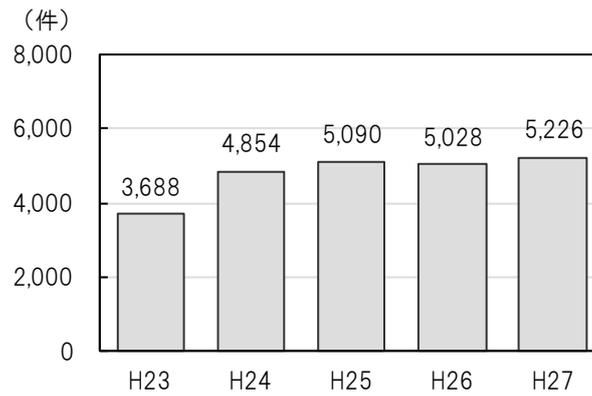
Ⅲ 後期基本計画

■火災発生件数の推移



資料：安全安心課「海部東部消防組合消防本部」

■救急出動回数の推移

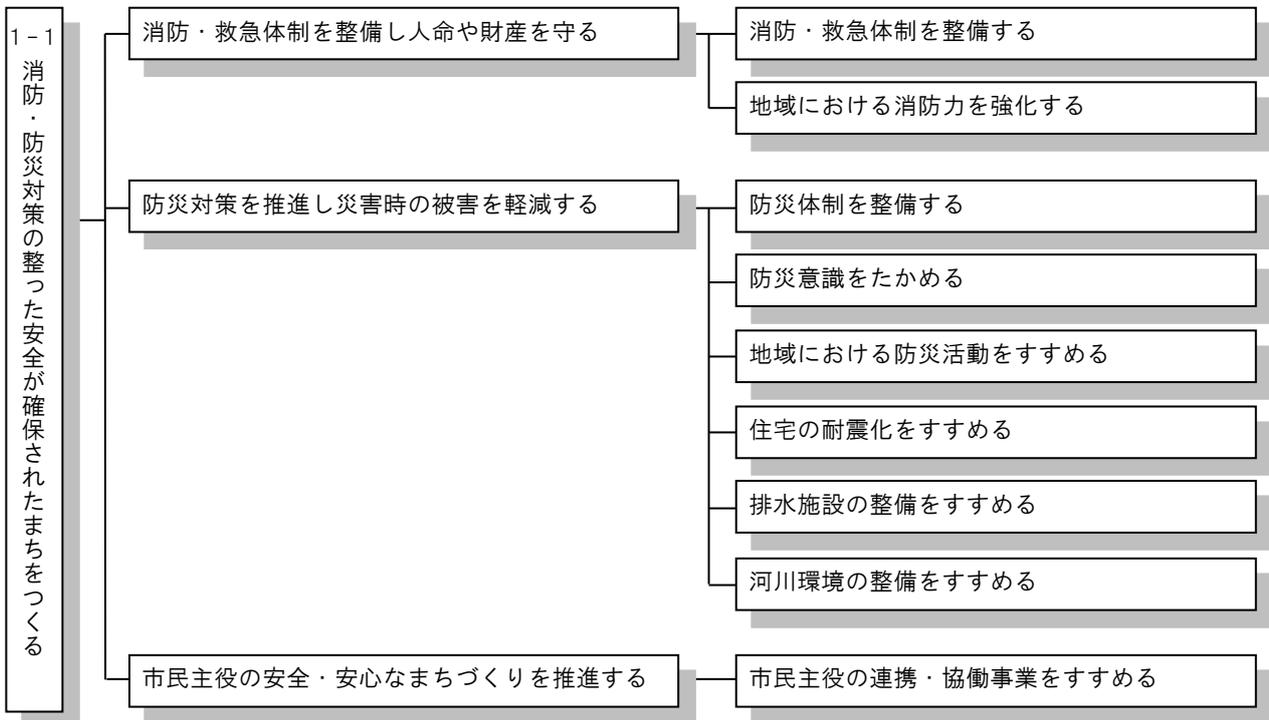


資料：安全安心課「海部東部消防組合消防本部」

■防災訓練



● 施策の体系



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の展開方向

【消防・救急体制を整備し人命や財産を守る】

消防・救急体制を整備する	<p>緊急時に速やかに対応できるよう広域連携による消防・救急体制の充実・強化を図ります。また、愛知県消防広域化推進計画に基づく取り組みにより、消防拠点の整備・充実、広域消防体制の強化を促進します。</p> <p>市民病院については、地域の中核病院として、救急医療の充実を図るため、医療スタッフの確保に努めます。また、災害時にも病院機能を維持し、被災者の受け入れを可能にします。</p>
地域における消防力を強化する	<p>地域の消防活動の担い手を確保するとともに、消防団や自主防災組織の活動支援・人材育成に努めます。また、市民の防火意識の啓発などにより、地域の消防力の更なる強化を図ります。</p>

【防災対策を推進し災害時の被害を軽減する】

防災体制を整備する	<p>新庁舎を大規模な災害に対応できる応急復旧活動の拠点となる防災拠点施設にします。また、防災拠点と地域間の連携を強化して、市全体の防災力の向上を図ります。</p> <p>災害発生時の避難誘導、応急対策、復旧・復興体制などを位置づけた「あま市地域防災計画」の見直しや、各種災害応援協定の締結などにより、防災体制の整備を推進します。また、災害発生の危険性が高い箇所の整備、避難場所や避難道路の整備、非常用物資の備蓄を進めることで、災害発生時の対策とその後の避難生活を見据えた対策の充実を図ります。災害時の避難が困難な人に対しては、避難行動要支援者名簿の作成と定期的な情報更新により、避難行動要支援者の避難支援体制の充実を図り、災害情報などの迅速な情報提供体制の整備に努めます。災害発生により、医療に関する調整が必要となった場合は、海部医療圏[*]内で市町村圏域を越えた調整を行い、医療救護活動の円滑な実施を図ります。</p>
防災意識をたかめる	<p>あま市防災カレッジ[*]や避難訓練、救命講習などの開催や広報、ハザードマップなどによる情報提供により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、市民の自発的な防災活動を促進します。</p>
地域における防災活動をすすめる	<p>地域の住民が協力し、助け合うことの重要性について認識を深めることを促進するとともに、自主防災組織の支援・育成や自主防災組織同士の協力体制の強化により地域における防災力の更なる強化を図ります。</p>
住宅の耐震化をすすめる	<p>住宅の耐震化を促進する取り組みの充実を図ります。</p>
排水施設の整備をすすめる	<p>浸水被害が多い地区の排水対策について、排水路などの排水施設、調整池などの整備、定期的な点検・改修により排水能力の向上を図ります。</p>
河川環境の整備をすすめる	<p>愛知県などの河川管理者や地域住民と連携して、市内の河川・水路の改修や適切な維持管理による河川環境の整備を促進します。</p>

【市民主役の安全・安心なまちづくりを推進する】

市民主役の連携・協働事業をすすめる	災害、犯罪、交通事故などの脅威に対して、市民、事業者、関係団体などが幅広く連携するため、「あま市安全安心なまちづくり条例」に基づき、「あま市安全安心ネットワーク会議」の開催や、「あま市安全安心なまちづくりアクションプラン※」に基づき、安全・安心なまちづくりの実現に向けた推進体制を構築し、関連事業を推進します。
-------------------	---

● 関連する主な個別計画

- ・ あま市地域防災計画
- ・ あま市避難行動要支援者避難支援計画
- ・ あま市建築物耐震改修促進計画
- ・ あま市安全安心なまちづくりアクションプラン

Ⅲ 後期基本計画

施策1-2 防犯・交通安全・消費者対策の整った安心して暮らせるまちをつくる

基本方針	防犯や交通安全、消費生活への市民の意識を高めるとともに、市民参加による防犯・交通安全活動などを通じて、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	犯罪認知件数	あま市における1年間あたりの犯罪認知件数	1,009件 （平成27年）	700件以下
指標	交通事故死傷者数	あま市における1年間の交通事故死傷者数	599人 （平成27年）	500人以下

● 現状と課題

近年、社会構造の変化などに伴い犯罪の多様化、巧妙化による犯罪被害が問題となっています。また、都市化や核家族化の進展、生活様式や価値観の多様化などにより、地域における連帯意識や規範意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が顕著になっています。

本市でも、市街地で犯罪が多発している傾向があり、重点的な対策が必要となります。

近年では、空き家の増加も社会問題となっており、空き家が放置されることによる治安の悪化も懸念されています。また、市民アンケート調査結果でも空き家の対策が求められています。

そのため、市と警察との連携の強化、市広報紙や即応性のある携帯メールなどによる防犯に関する情報提供や啓発活動の充実、地域における防犯パトロール隊、青パト隊、子ども見守り隊などの市民自らの防犯活動への支援・推進などにより、「犯罪のないまち」を目指して、市民の自己防衛意識、防犯意識の向上及び地域社会の犯罪抑止機能の更なる強化を図る必要があります。

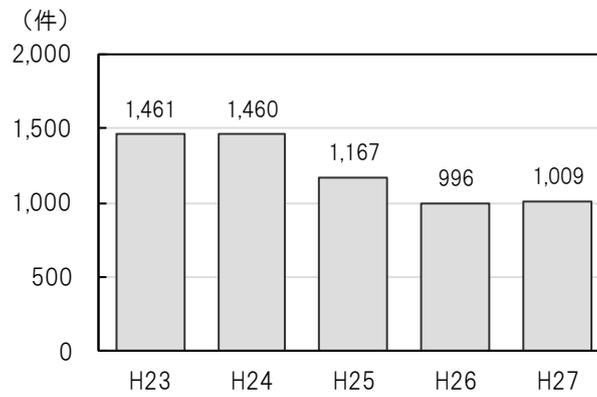
また、空き家の対策や防犯灯、防犯カメラの設置など、犯罪を抑止する環境を整備する必要があります。

交通事故に関しては全国的に減少傾向にあるものの、高齢者や自転車に関連した事故の増加や交通マナーの低下など課題も多く、今後も、交通安全施設の整備による安全な交通環境の整備や交通安全意識の高揚に取り組む必要があります。

また、高度情報化やニーズの多様化を背景に消費生活の利便性はますます向上していますが、一方で様々なトラブルに巻き込まれるなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、相談対策の充実や適切な情報提供による消費者の保護・育成など消費者対策の充実も、安全・安心なまちづくりに向けた課題となっています。

■犯罪認知件数の推移

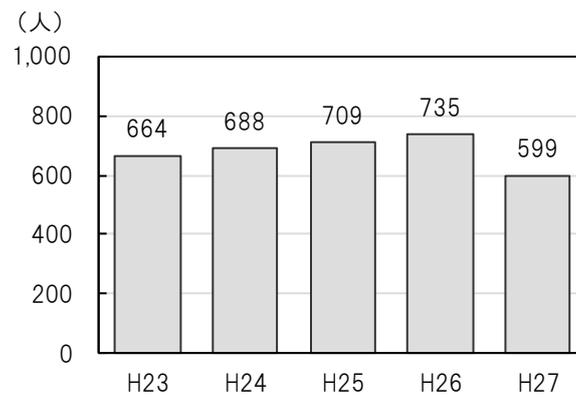
あま市における過去5年間の刑法犯認知件数



資料：安全安心課「津島警察署」

■交通事故発生件数の推移

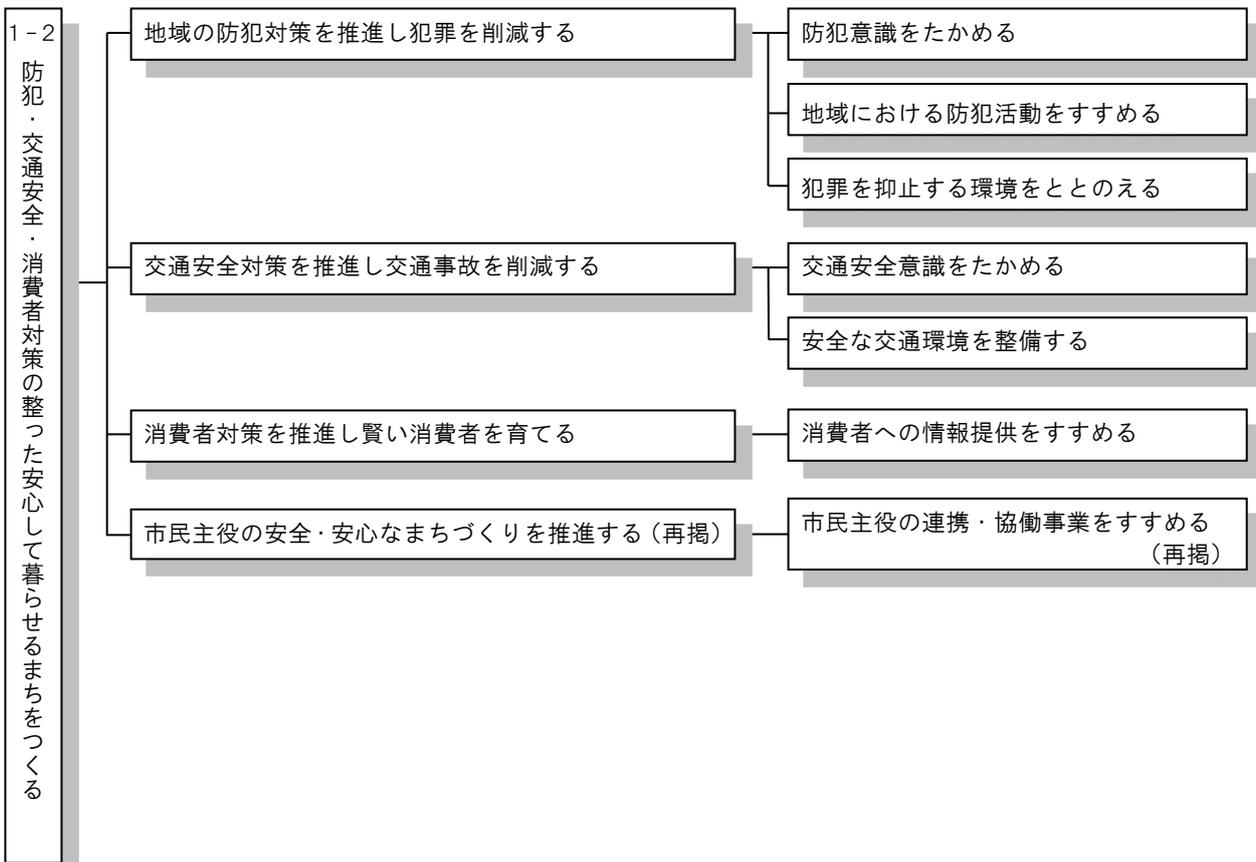
あま市における過去5年間の交通事故死傷者数



資料：愛知の交通事故

Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【地域の防犯対策を推進し犯罪を削減する】

防犯意識をたかめる	講習会や広報啓発活動を通じて、市民一人ひとりの自己防衛意識・防犯意識の高揚を図ります。
地域における防犯活動をすすめる	市と警察との連携により、犯罪認知件数が多い地区のパトロールを強化します。また、広報啓発活動や事件・不審者情報の提供、自主防犯組織の立ち上げやパトロール活動の支援、小学校や児童館での防犯教室等の開催、防犯活動に取り組む団体の連携の強化などにより、地域における防犯活動の充実を図ります。
犯罪を抑止する環境をととのえる	LED防犯灯の設置を推進するとともに、駅周辺に防犯カメラを設置します。空き家については、放置されることによる治安の悪化を防ぐため、実態調査を実施して対策を進めます。 また、津島警察署管内で犯罪件数が多い海部東部地区における警察署の設置や交番の拡充について、関係機関へ要望します。

【交通安全対策を推進し交通事故を削減する】

交通安全意識をたかめる	警察などと連携して、交通安全運動や高齢者、子どもを対象とした交通安全教室などの交通安全教育の充実を図り、市民の交通安全に対する理解と交通マナーの向上を促進します。
安全な交通環境を整備する	カーブミラーや照明灯などの交通安全施設の整備を推進します。また、駅周辺のバリアフリー [※] 化や放置自転車対策の充実などにより、安全な交通環境の整備を推進します。

【消費者対策を推進し賢い消費者を育てる】

消費者への情報提供をすすめる	関係機関と連携して、消費生活に関するトラブルの解決や被害の防止のため、相談対策の充実を図ります。また、被害を未然に防止するために、消費生活講座や消費者トラブルに関する情報提供などにより賢い消費者の育成を図ります。
----------------	--

【市民主役の安全・安心なまちづくりを推進する】（再掲）

市民主役の連携・協働事業をすすめる	災害、犯罪、交通事故などの脅威に対して、市民、事業者、関係団体などが幅広く連携するため、「あま市安全安心なまちづくり条例」に基づき、「あま市安全安心ネットワーク会議」の開催や、「あま市安全安心なまちづくりアクションプラン」に基づき、安全・安心なまちづくりの実現に向けた推進体制を構築し、関連事業を推進します。
-------------------	--

● 関連する主な個別計画

- ・あま市安全安心なまちづくりアクションプラン

Ⅲ 後期基本計画

施策1-3 都市基盤と資源循環型社会の整ったゆとりある快適なまちをつくる

基本方針	地域の特性を活かしつつ、自然環境にも配慮した計画的な土地利用を進め、魅力的な都市景観の形成を図るとともに、公園や上水道の管理及び下水道の整備により良好で快適な住環境の整備を推進します。また、分別収集やリサイクルの徹底など、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。都市環境体制についても近隣都市と連携を図り、整備・運営を行います。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	都市公園面積	都市公園整備済み総面積	12.6ha	13.0ha
指標	公共下水道の整備率	あま市公共下水道計画区域内の整備済率	28.3% (平成27年度)	35.7%
指標	資源ごみ回収数量	資源ごみ回収数量	1427.2 t (平成27年度)	927.7 t

● 現状と課題

本市は、大都市近郊の立地を活かした近郊農業を中心に発展してきており、豊かな自然や貴重な生態系を多く残すほか、市内には多くの寺社や史跡などが散在し、伝統文化も数多く残された歴史のまちとしても知られています。また、名古屋市に隣接する地理的条件や交通条件から、今後大きく成長できる可能性を有しています。

そのため今後は、本市の地域特性に配慮した計画的な土地利用により、魅力的な都市景観の形成を図るとともに、都市の緑化や下水道の整備などにより、良好な生活環境の充実を図る必要があります。

特に、本市のまちづくりをけん引する街なか居住拠点において、浸水被害がたびたび発生しており、その解消に努めていく必要があります。また、近年課題となっている空き家については、その状況を把握し、利活用などの対策を行っていくことが求められています。

公園・緑地の整備は、市民アンケート調査結果で特に取り組むべき施策の分野に属しており、前回調査と比較して「満足度」が減少しています。整備内容については、今ある公園・緑地を再整備することや身近な小さな公園・緑地の確保が求められています。公園・緑地については災害時の避難場所ともなることから、防災に配慮した再整備及び適切な配置といつでも安心して利用できるよう維持管理を行っていく必要があります。

都市の緑化については、公共施設や学校など様々な施設の緑化を引き続き推進する必要があります。

下水道については、市民アンケート調査結果で「満足度」が低くなっており、環境の観点からも河川の浄化や下水道の整備が求められていることから、整備率の拡大に向けて、引き続き事業を推進するとともに、適切な維持管理により将来にわたって安定した運営を進めていかなければなりません。上水道についても、安定供給ができるよう事業の適切な運営を進めるとともに、水質の維持向上に向けて今後も取り組む必要があります。

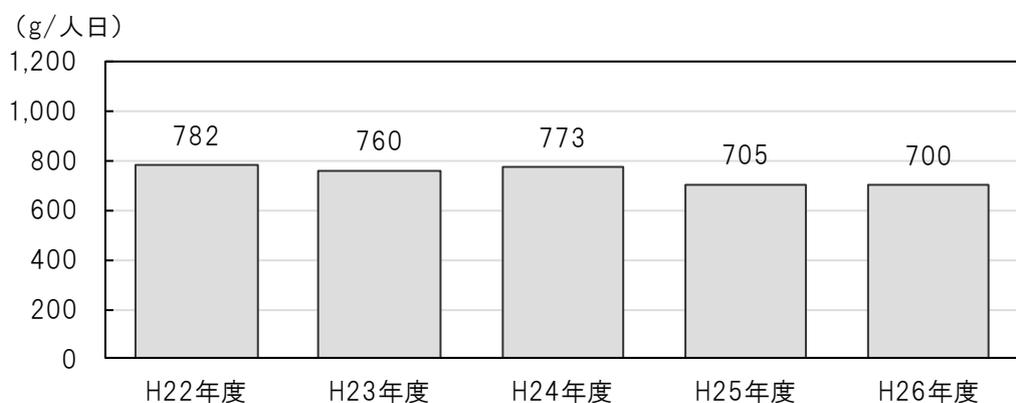
また、将来にわたって市民の快適な生活を維持するためには、地球環境への負荷の少ない資源循環型社会の形成も必要不可欠です。市民、事業者、行政が一体となってリサイクルや分別収集の徹底によるごみの減量や適正な処理に取り組み、環境の保全と美化を図る必要があります。

■都市計画公園※

	箇所数	面積 (ha)
街区公園	50	11.1
近隣公園	1	1.5
計	51	12.6

資料：都市計画課

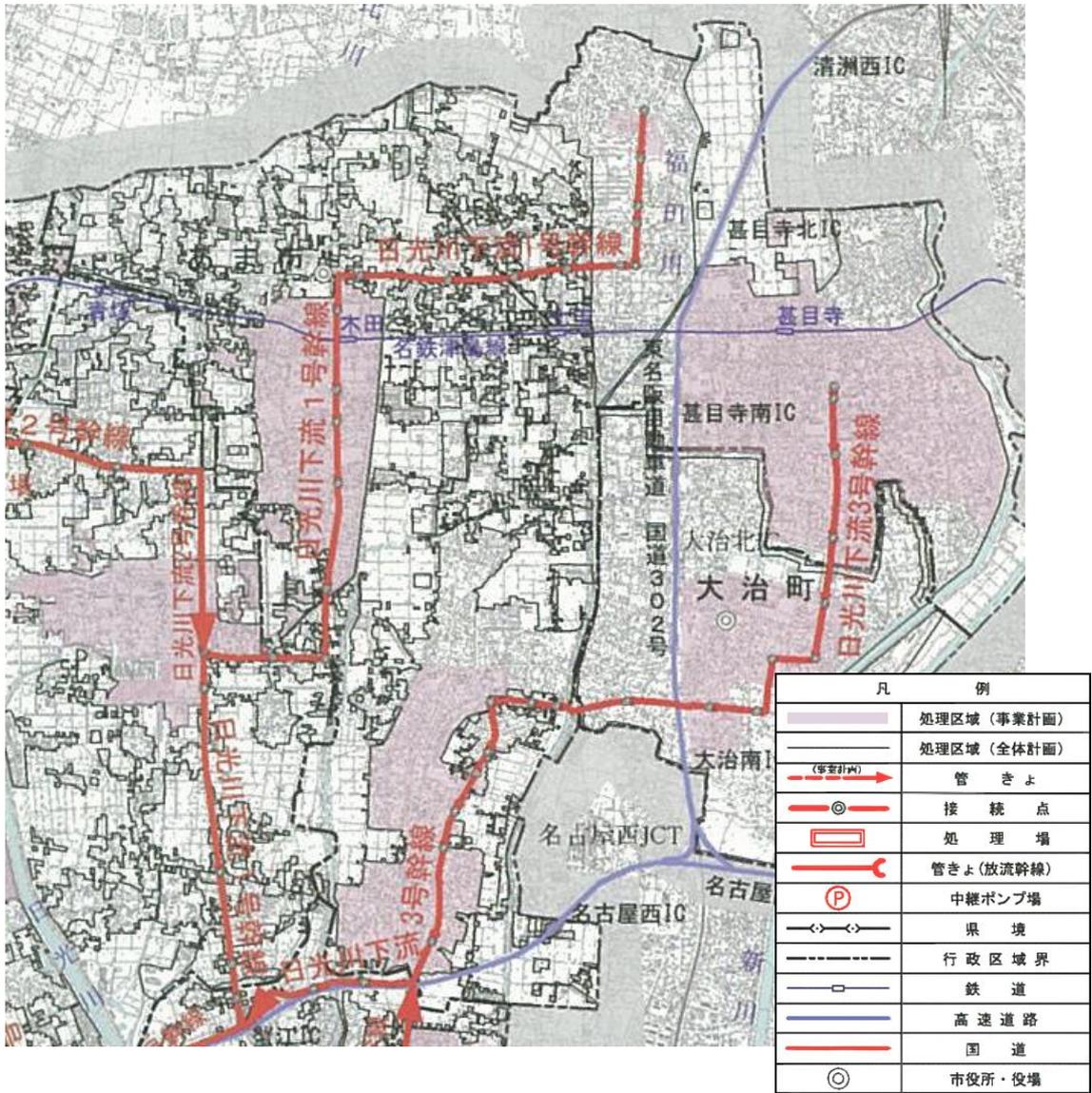
■一人日当たりごみ排出量の推移



資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省廃棄物処理技術情報）

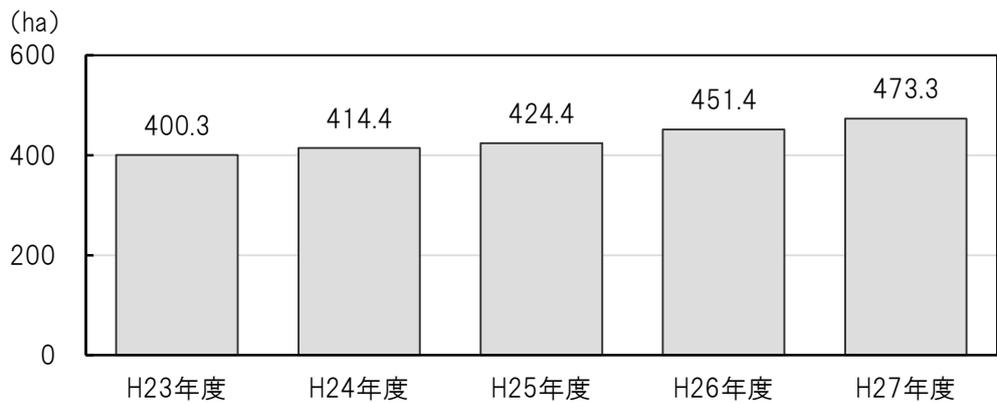
Ⅲ 後期基本計画

■ 公共下水道計画区域



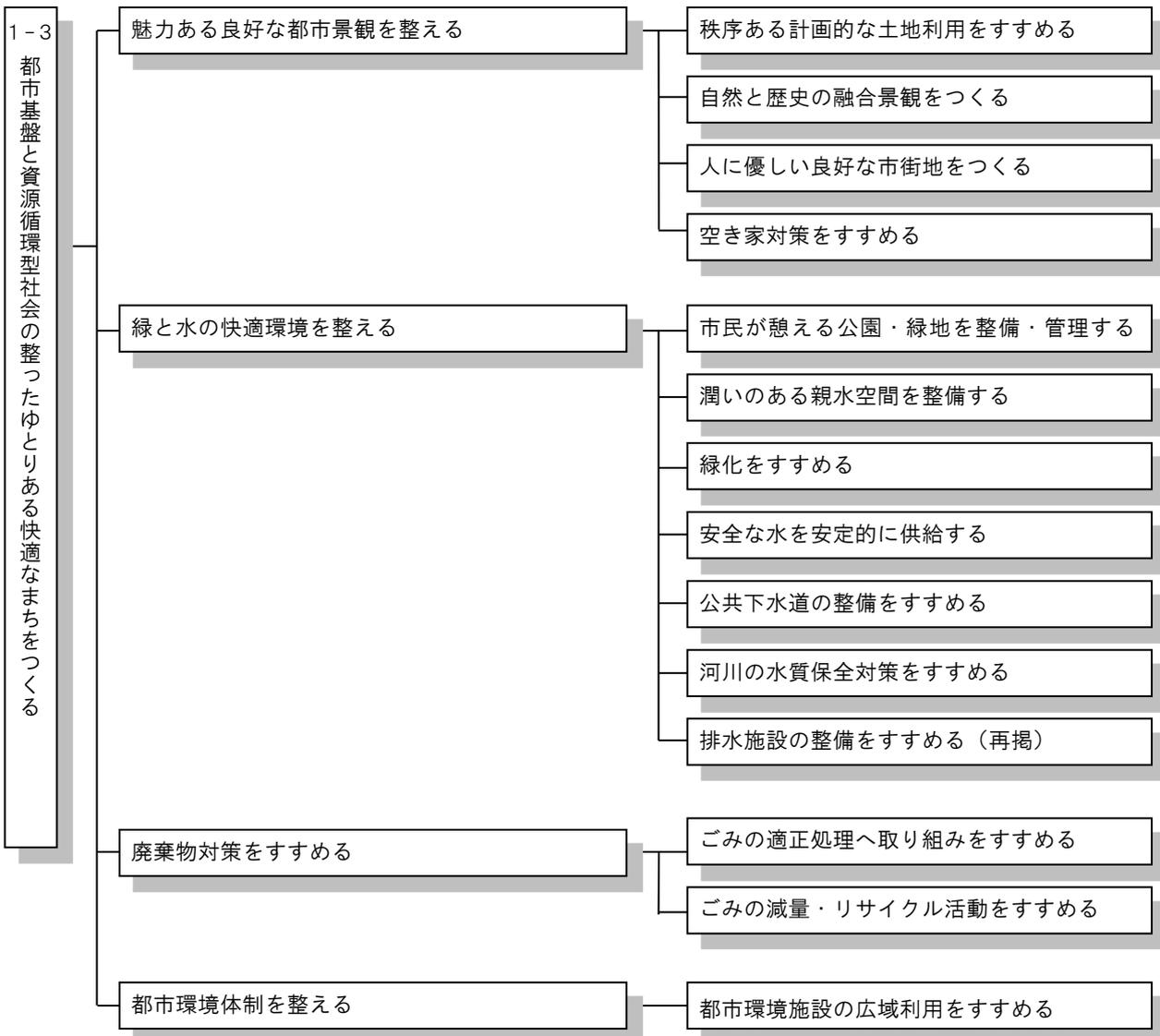
資料：日光川下流流域下水道パンフレット（平成 28 年 6 月発行）

■ 公共下水道整備済面積



資料：下水道課

● 施策の体系



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の展開方向

【魅力ある良好な都市景観を整える】

秩序ある計画的な土地利用をすすめる	「あま市都市計画マスタープラン※」を策定し、地域の特性と自然環境に配慮した計画的な土地利用を推進します。
自然と歴史の融合景観をつくる	本市の豊かな自然環境や碁目寺観音をはじめとした歴史的資源を活用した都市景観の形成を図ります。また、市民と協働で都市の美化（ゴミゼロ運動※など）に向けた取り組みを推進します。
人に優しい良好な市街地をつくる	社会基盤施設の整備促進と土地の効果的な利用のため、土地区画整理事業※を推進します。また、道路・公共施設などのバリアフリー化により安全な市街地の形成を図ります。
空き家対策をすすめる	空き家の実態を調査し、地域の実情に応じた対策を推進します。さらに、街なか居住拠点内での空き家の利活用などによる土地利用流動化の促進を図ります。

【緑と水の快適環境を整える】

市民が憩える公園・緑地を整備・管理する	市民の憩いの場や災害時の避難場所となる公園や緑地は、地域の拠点として再整備や土地区画整理事業地内における街区公園※の整備を進め、適切な配置を推進します。また、誰もが安心して利用できるよう市民との協働による適切な維持管理を推進します。
潤いのある親水空間を整備する	河川や水路の堤防を利用した散策路や自然と親しむことができる水辺空間など、親水空間の整備を促進します。
緑化をすすめる	「みどりの週間」を緑の募金強化週間として職場や学校に募金を依頼して、集まった募金の一部は交付金としてあま市に交付されます。交付された交付金を各学校に配分して、緑化活動に充てることにより、緑化に対する市民意識の高揚を図ります。また、「あいち森と緑づくり事業」を活用し、都市の緑の適正な保全や整備、市民の緑化活動を支援します。公共施設に市の花「ゆり」の植栽や、市の木「ハナミズキ」の植樹を行い、緑化とともに市のシンボルのイメージアップを推進します。
安全な水を安定的に供給する	安全な水を安定供給するために、配水管の適切な維持管理や事務の効率化、収納率の向上などにより、上水道事業の健全な運営を進めます。
公共下水道の整備をすすめる	快適な生活環境を確保するため、計画的に下水道整備事業を推進します。また、下水道の普及率の向上と使用料・受益者負担金による、健全な下水道事業の運営を図ります。
河川の水質保全対策をすすめる	下水道の普及率の向上を推進するとともに、下水道の整備が当面見込めない地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、定期的な水質検査の実施や河川環境に関する市民への啓発活動などにより、河川の水質保全を図ります。

排水施設の整備をすすめる（再掲）	浸水被害が多い地区の排水対策について、排水路などの排水施設、調整池などの整備、定期的な点検・改修により排水能力の向上を図ります。
------------------	--

【廃棄物対策をすすめる】

ごみの適正処理へ取り組みをすすめる	町内会と連携して、ごみの分別収集の徹底に向けた指導や情報提供などの啓発活動を推進します。また、事業者への広報啓発、不法投棄のパトロールなど、ごみの適正処理に向けた取り組みを推進します。
ごみの減量・リサイクル活動をすすめる	市民が主体的にごみの減量やリサイクル活動に取り組むよう、分別収集の徹底やレジ袋削減運動、ごみ減量運動などの広報啓発活動を推進します。

【都市環境体制を整える】

都市環境施設の広域利用をすすめる	近隣市において建設が予定されている火葬場の整備・運営について、周辺都市との広域連携を進めます。
------------------	---

● 関連する主な個別計画

- ・あま市都市計画マスタープラン
- ・あま市公園施設長寿命化計画
- ・あま市水道事業ビジョン
- ・あま市污水適正処理構想
- ・あま市レジ袋削減推進実施要領による協定の締結

Ⅲ 後期基本計画

施策1-4 交通網が整備された安全で快適なまちをつくる

基本方針	誰もが安全で快適に移動できるよう、公共交通の充実を図ります。また、都市計画道路や生活道路の計画的な整備と適切な維持管理により、将来にわたって安全で快適な道路交通網の整備を促進します。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	都市計画道路整備率	都市計画道路の整備された割合	37.6% (平成28年4月)	40.0%

● 現状と課題

車社会の定着により、自動車の運転による利便性は向上していますが、車を持たない人や車を運転することができない人が日常生活を送るためには、公共交通の存在は欠かすことができず、高齢化が進展している本市においては、市民アンケート調査結果でも、高齢になるほど公共交通の充実を求める割合が高まっています。さらに、本市においては、合併により市域が拡大したことから、誰もが自由に市内の各種施設へ移動することができる公共交通の充実が求められています。

また、2027年には東京（品川）―名古屋間のリニア中央新幹線の開業が控えており、その効果を本市にも波及させていくために、市内だけでなく市外との公共交通環境の充実も必要となります。

公共交通については、地球温暖化対策の観点からも推進していこうとする動きが全国的に見られます。しかし、その公共交通が地域の需要や実情に応じた適切で持続可能なものでなければ、将来的には我々の負担になる可能性もあります。

こうしたことを踏まえ、すべての市民が公共交通に関する課題を自分のこととして捉え、十分な検証を行った上で、市民にとっても、行政にとっても有用な公共交通体系を検討していく必要があります。

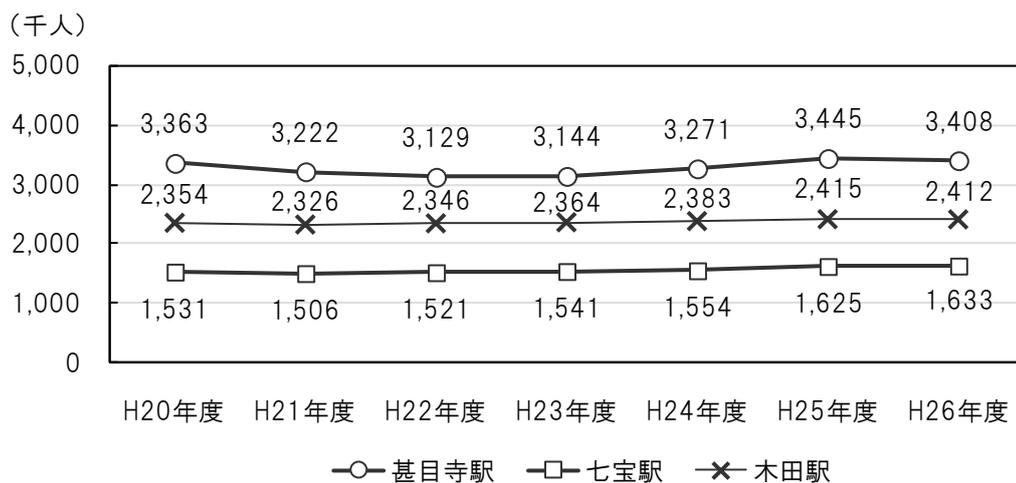
一方、都市の発展や経済の活性化のためには、自動車交通を支える安全で快適な道路の整備も重要です。本市は、国道302号等の南北広域幹線軸で慢性的・連続的な交通渋滞が発生している状況にあります。市内の道路混雑を解消し、快適な道路網を実現するため、都市計画道路などの幹線道路の整備を推進する必要があります。また、生活道路の整備については、市民アンケート調査結果で特に取り組むべき施策の分野に属しており、さらに、前回調査と比較して「満足度」が減少しています。中でも市街地においては、住宅地内にある生活道路や駅までの道路環境の改善が求められています。そのため、市民の生活に身近な生活道路については、駅までのアクセス^{*}向上、歩行者の安全確保や防災機能の向上に向けた整備

を推進する必要があります。

また近年、橋りょうなどの道路施設について、老朽化に伴う損傷の発生や将来的な修繕費、架け替え費用の増大が懸念されており、全国的に施設の安全性の確保や長寿命化[※]に向けた取り組みが進んでいます。そのため、本市においても市の管理する道路施設について、適切な維持管理と計画的な修繕による安全性の確保と長寿命化による将来の負担軽減に取り組む必要があります。

■鉄道利用者数の推移

あま市内駅年間乗降人員数の推移



資料：名古屋鉄道

■都市計画道路整備状況

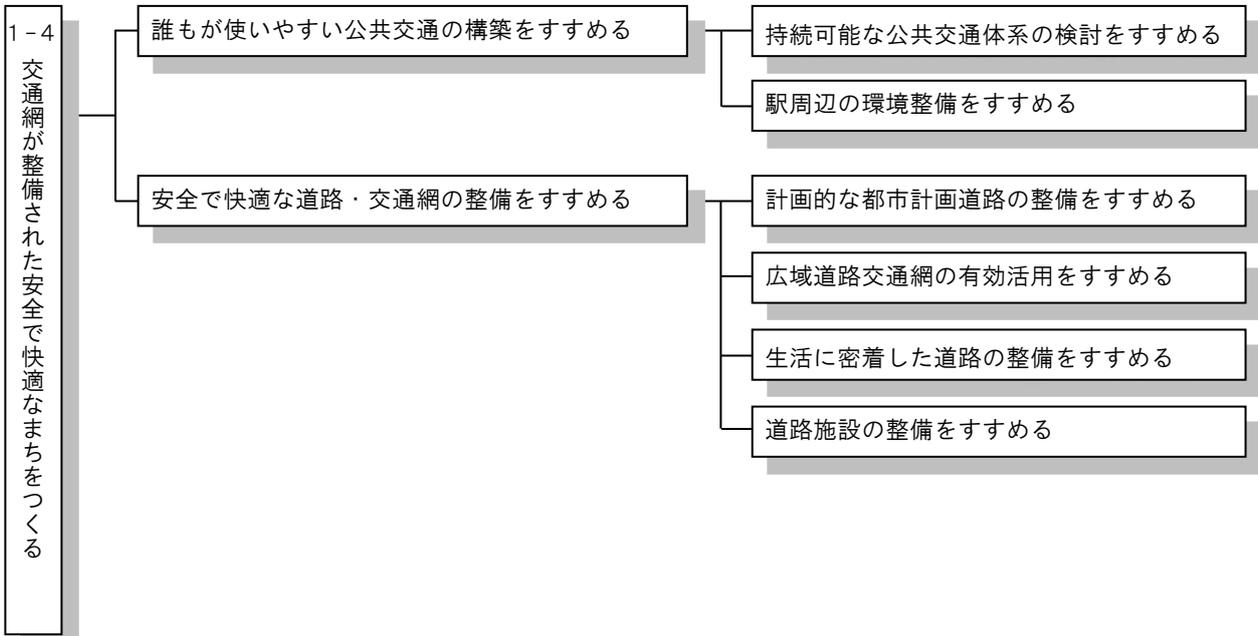
単位：km

自動車専用道路	計画延長	2.6
	改良済延長	2.6
幹線道路	計画延長	55.5
	改良済延長	19.2

資料：都市計画課

Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【誰もが使いやすい公共交通の構築をすすめる】

持続可能な公共交通体系の検討をすすめる	公共交通体系の構築にあたっては、将来的に持続可能な形態とすることを目指し、また、更なる高齢化の進展が予測される中で、市民にとっての必要性や重要性、地域の需要や実情などを十分に考慮し検討を進めます。 新庁舎整備計画を見据えて、市内各所からの来庁アクセス手段の確保を図ります。
駅周辺の環境整備をすすめる	名鉄木田駅周辺において、バリアフリー化や駅前広場の整備、駐輪場の拡充などを進めます。また、リニア中央新幹線利用者を市内に呼び込んでいくため、駅の利便性向上など交通環境の充実を図ります。

【安全で快適な道路・交通網の整備をすすめる】

計画的な都市計画道路の整備をすすめる	各種補助金・交付金を有効に活用し、都市計画道路の必要な見直しも行っていき計画的な整備を促進します。また、愛知県と連携して、交差点改良事業などにより渋滞の解消を図るとともに適切な維持管理により快適な道路網の形成を図ります。 (都)名古屋環状2号線(国道302号)、(都)七宝蟹江線、(都)安松鷹居線など、南北幹線軸の整備を進め、市内の道路混雑の抜本的な改善と市域全体の一体性の確保を図ります。
広域道路交通網の有効活用をすすめる	名古屋第二環状自動車道などの広域幹線道路を有効に活用した道路網・道路施設の検討を進めます。
生活に密着した道路の整備をすすめる	市民に身近な生活道路について、路面の改良、歩道や排水施設の整備、狭あい道路の解消、道路パトロールの強化など、安全で快適な道路環境の整備を推進します。また、駅から市内各所への道路アクセスの向上を図ります。
道路施設の整備をすすめる	市が管理する橋りょうなどの道路施設について、適切な維持管理や計画的な修繕などにより損傷を未然に防ぎ、安全性の確保と長寿命化に向けた検討を進めます。

● 関連する主な個別計画

- ・あま市都市計画マスタープラン

Ⅲ 後期基本計画

目標2 心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまち

施策2-1 健康づくりを支える保健サービスを提供するまちをつくる

基本方針	すべての市民が自らの健康についての自覚を深め、継続的で主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。また、各種保健サービスの充実や情報提供などによる支援、医療機関との連携などによる医療体制の充実などを進めます。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	特定健康診査受診率	国保加入者で40歳～74歳までの健診対象者の受診率	38.9% (平成27年度)	60.0%
指標	がん検診受診率	がん検診報告におけるがん検診受診率（乳がん、子宮がんは2年に1回の対象者として計算）	胃がん 15.2% 大腸がん 23.3% 肺がん 19.2% 乳がん 21.8% 子宮がん 17.4% (平成27年度)	胃がん 40.0% 大腸がん 40.0% 肺がん 40.0% 乳がん 50.0% 子宮がん 50.0%

● 現状と課題

市民一人ひとりがいきいきとした生活を送るには、心身の健康は最も基本的かつ重要なものです。

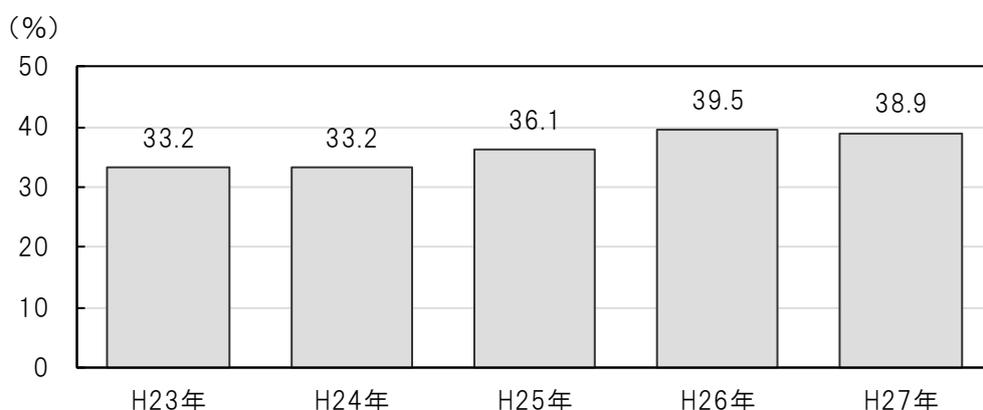
そのため、市民の健康づくりを支援するとともに、市民が健康についての理解を深め、継続的かつ主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備する必要があります。とりわけ、生活様式の変化による生活習慣病の増加や新型インフルエンザ[※]などの感染症[※]の脅威の高まり、高齢化の進展に伴う医療費の増大などから、健康づくりにおける予防施策の重要性が高まっています。

本市では、市内の保健センターなどにおいて、成人保健事業（健康診査や集団がん検診、教室・相談など）、母子保健事業や介護予防事業を実施し、あらゆる世代の健康づくりを支援するため、あま市健康づくり計画、あま市歯と口腔保健計画、あま市食育推進計画に基づく事業を推進しています。今後もこうした取り組みを継続するとともに、より総合的かつ効率的に市民の健康づくりを支援するため、健康に関する情報提供や啓発活動の充実、家庭・地域・関係機関の連携を推進する必要があります。特に疾病の早期発見・早期治療に向けて各種検診（健診）は重要であり、受診率の向上に取り組んでいくことが重要です。

さらに、市民の健康づくりを支えるためには、必要な時に必要な医療を受けることができるよう地域の医療提供体制を整備することが重要です。近年の高齢化の進展により地域に密着した医療サービスが求められており、病院や診療所などが連携・協力し、それぞれの機能に応じた役割分担による効率的な医療提供体制の充実を図る必要があります。

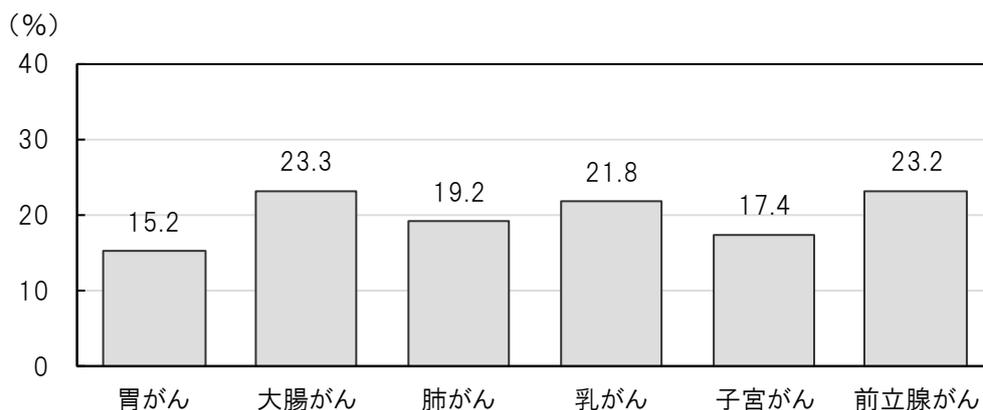
また、本市には、地域医療の中核的な存在として救急告示医療機関^{*}のあま市民病院がありますが、公立病院の経営は、医師不足や看護師不足などにより全国的に非常に厳しい状況となっています。あま市民病院についても例外ではなく、医療従事者の確保や経営の効率化及び近隣の医療機関の機能や特性に応じた連携強化が喫緊の課題となっています。

■特定健康診査受診率の推移



資料: 保険医療課

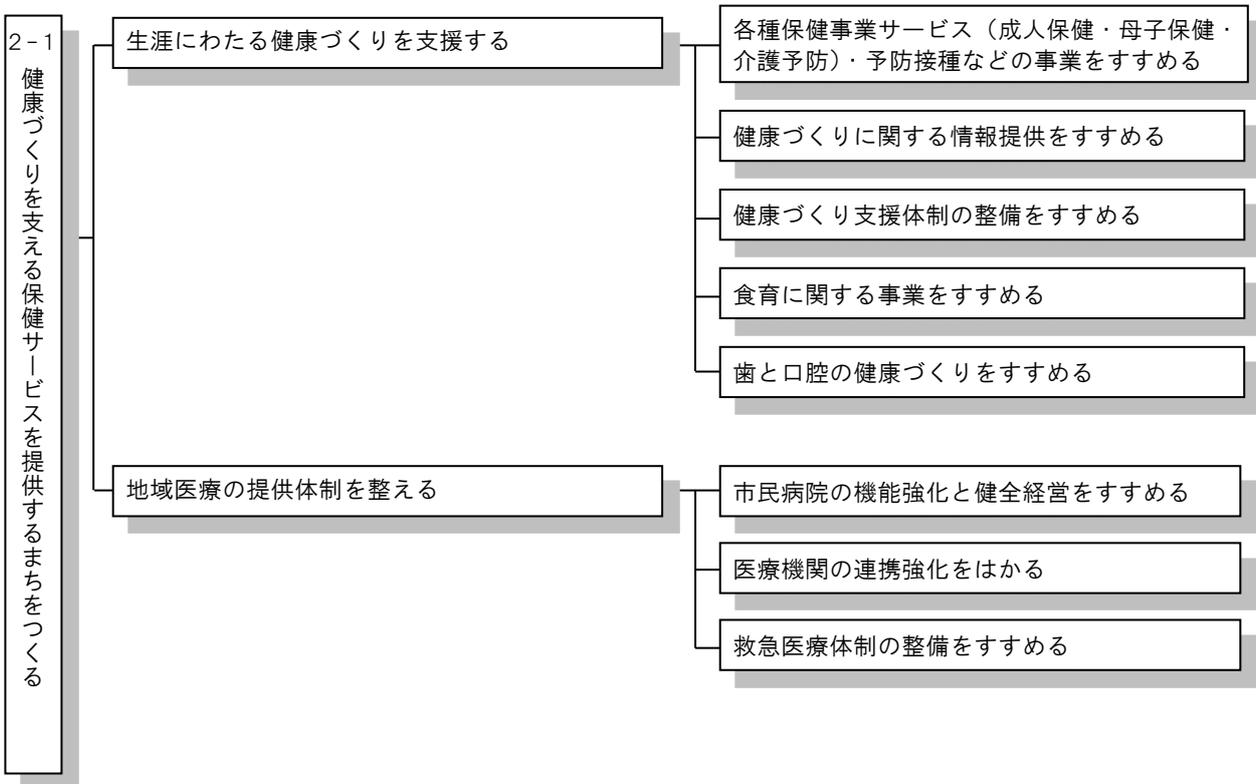
■がん検診受診率（平成27年度）



資料: 健康推進課

Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【生涯にわたる健康づくりを支援する】

各種保健事業サービス（成人保健・母子保健・介護予防）・予防接種などの事業をすすめる	乳幼児の健康管理や子育て相談、生活習慣病の予防や早期発見につながる各種検診（健診）の充実を図ります。また、市民が各種検診（健診）を受診しやすい日時での実施や受診機会の拡充など受診率の向上に取り組みます。 感染症などの脅威から市民を守る予防接種の機会拡大を図るとともに、正しい知識の普及・啓発を図ります。
健康づくりに関する情報提供をすすめる	誰もが気軽に参加できる健康づくりイベントの実施や健康に関する学習機会や相談窓口の充実などを通じて、健康づくりに関する情報提供を推進します。
健康づくり支援体制の整備をすすめる	市民の健康づくりを総合的かつ効果的に支援するため、「あま市健康づくり計画」に基づき、家庭、地域、関係機関が連携して市民一人ひとりの健康づくりを支援する体制の整備を推進します。
食育に関する事業をすすめる	市民が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるように、「あま市食育推進計画」に基づき、すべての世代に向けて食育に関わる情報を発信し、食育事業の推進を図ります。
歯と口腔の健康づくりをすすめる	市民が日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するため、「あま市歯と口腔保健計画」に基づき、健康教育、歯科健診、予防対策及び口腔ケアなどの歯と口腔の保健サービスを受けることができるよう環境整備を推進します。

【地域医療の提供体制を整える】

市民病院の機能強化と健全経営をすすめる	地域医療の充実、二次救急医療の確保を推進します。「あま市民病院改革プラン」に基づき、医師、看護師・医療技術者などの戦略的な確保に努めるとともに、医療設備の充実を図り、地域の中核病院として医療機能を強化します。また、経営形態の見直しを含めた更なる経営の健全化及び基盤の強化を図ります。
医療機関の連携強化をはかる	地域医療連携室での相談体制の充実や病院と診療所との適切な役割分担を推進するなど、病病・病診連携の強化を図ります。
救急医療体制の整備をすすめる	救急受診に対する市民への意識啓発を行うとともに、医療機関との連携強化により、休日・夜間・救急医療体制の充実を図ります。また、市民病院における救急医療の充実を図ります。

● 関連する主な個別計画

- ・ あま市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ あま市健康づくり計画
- ・ あま市食育推進計画
- ・ あま市歯と口腔保健計画
- ・ あま市民病院改革プラン

Ⅲ 後期基本計画

施策2-2 市民力を活用した多様な福祉サービスを提供するまちをつくる

基本方針	誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせることができるよう、地域福祉活動の促進による共助型の地域福祉社会づくりを推進します。また、高齢者、障がいのある人、子育て家庭のニーズに応じた多様な福祉サービスの充実を図るとともに、社会保障制度の適切な運用を進めます。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	自ら働き、経済的に自活している高齢者	自ら働き、経済的に自活している高齢者の割合 (国 82.9% 県 85.3%)	85.7% (平成28年2月)	88.0%
指標	保育所入所希望者が入所できる割合	保育所入所希望者が入所できる割合	100% (平成28年4月)	100%

● 現状と課題

すべての市民がいきいきとした生活を送るためには、高齢者や障がいのある人など、支援を必要としている個々の家庭の状況に即した様々な生活支援が必要です。

しかし、近年の高齢化の進展、障がいの重度化・重複化、家族構成の変化、単身世帯の増加などにより、福祉サービスを必要とする家庭は増加しており、そのニーズも多様化しています。そのため、高齢者や障がいのある人の健康や生活を支える医療・介護サービスや社会参画を支援する施策のより一層の充実が必要です。

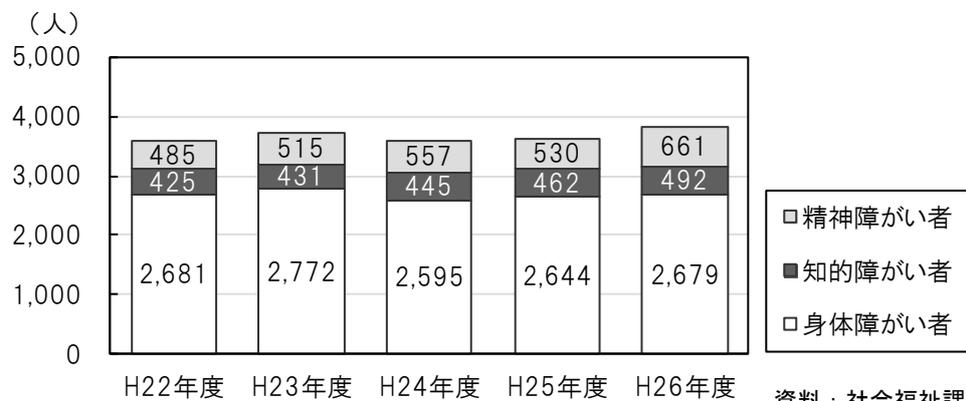
また、少子化の進展、共働き家庭の増加などにより、子育てを取り巻く環境も大きく変化しており、子どもを安心して生み育てることができるよう、多様なニーズに即した保育サービスの充実や子育てに関する相談支援体制の整備が求められています。

一方、職場、学校、地域の活動などへの社会復帰を目指す人への支援や成年後見制度[※]の利用に対する支援など、福祉サービスのニーズはますます多様化する傾向にあり、公的な福祉サービスだけでは支援を必要とするすべての人に十分なサービスの提供ができない状況になりつつあります。

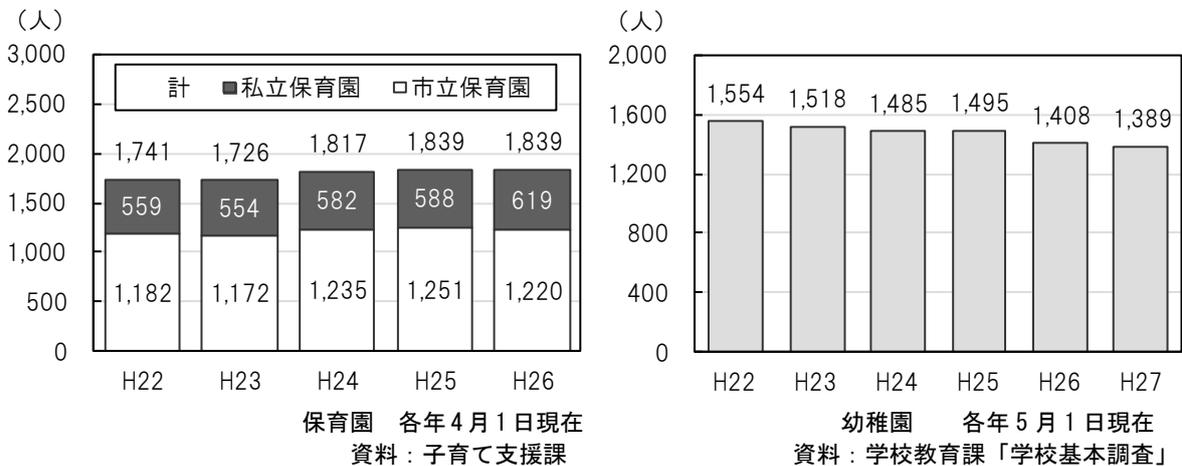
こうした課題に対処するためには、失われつつある人と人とのつながりや助け合い支え合う心を再生し、地域社会全体で支援する体制を構築することが重要です。あま市社会福祉協議会、あま市民生委員・児童委員、町内会、ボランティア[※]団体、NPO[※]などの協力体制を強化し、地域社会全体で必要な支援を行う共助型の地域福祉社会づくりに向けて取り組む必要があります。

また、市民の安定した生活を支えるには、医療保険や介護保険などの各種の社会保障制度が欠かせません。しかし、医療費の増大や被保険者の増加などにより、いずれの制度も財政的に厳しい状況にあることから、市民の制度に対する理解を深めるとともに、保険料などの収納率の向上に努め、財政の安定化と適切な運用を図る必要があります。とりわけ、財政の安定化においては、長引く景気の低迷などにより経済的な支援を必要とする家庭も増加していることから、低所得者に対する相談体制の充実など、自立に向けた支援を推進していくことが重要となっています。

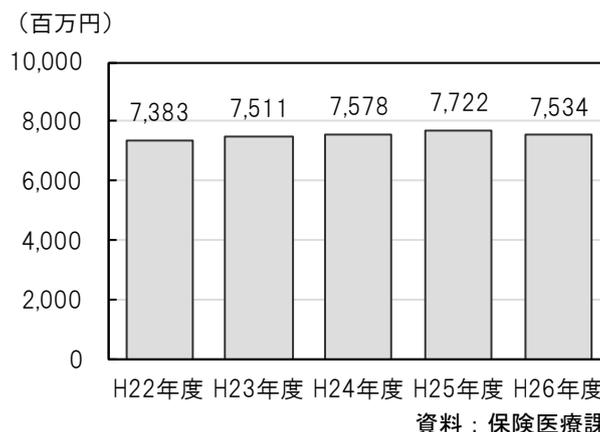
■障害者手帳所持者数の推移



■幼稚園・保育所の在在者数の推移

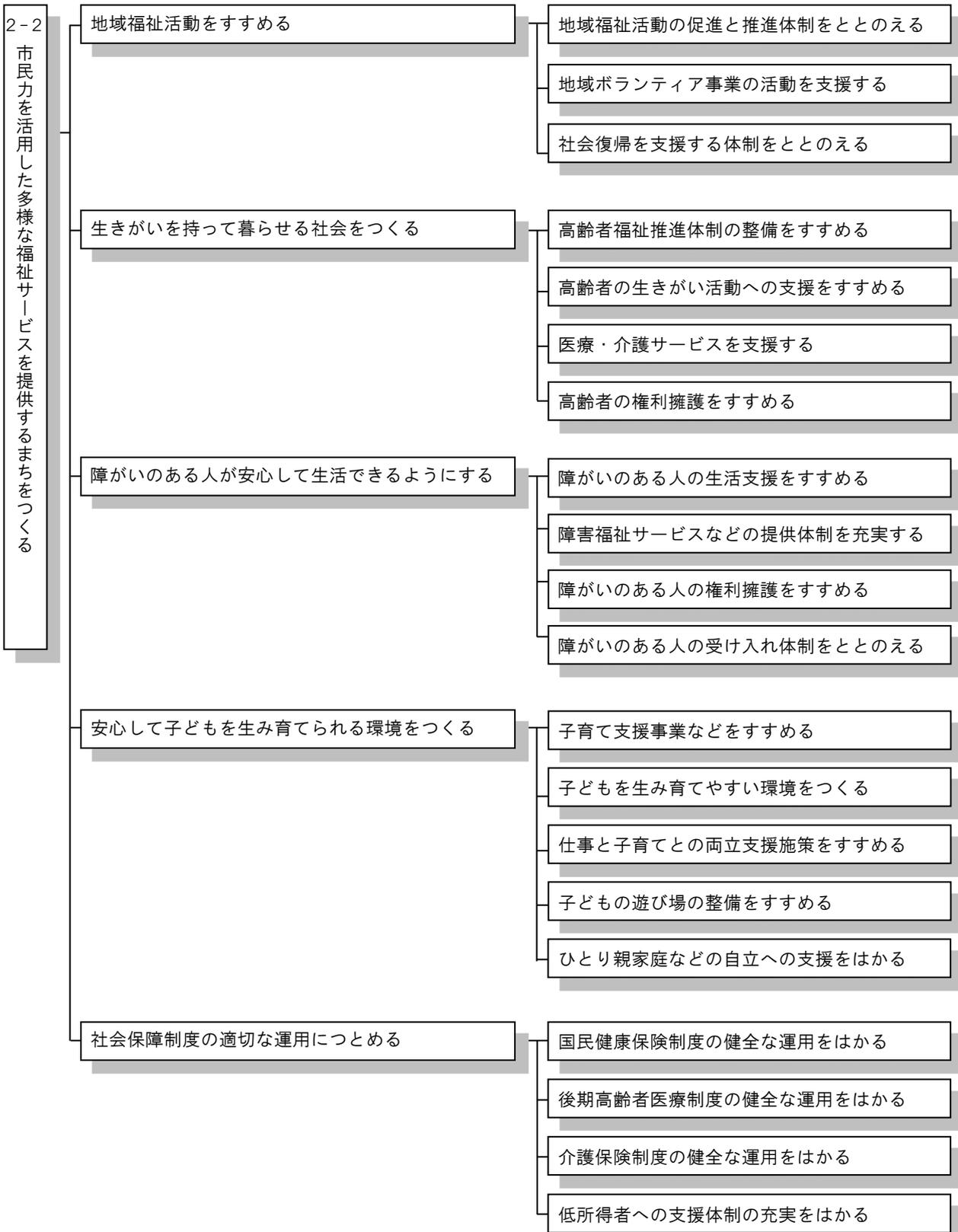


■国民健康保険医療費の推移



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【地域福祉活動をすすめる】

地域福祉活動の促進と推進体制をととのえる	ボランティア活動団体への支援や福祉に関する市民への意識啓発、学校における福祉教育の強化などにより地域福祉活動を促進します。また、あま市社会福祉協議会、あま市民生委員・児童委員、町内会、NPO、その他関係機関の連携を強化し、ボランティアの養成や登録の仕組みを構築するなど、様々な理由により支援を必要とする人に適切な対応ができるよう地域福祉活動に取り組む体制の整備を推進します。
地域ボランティア事業の活動を支援する	あま市社会福祉協議会ボランティアセンターへの専任のボランティアコーディネーター*の配置を契機に、地域における身近な活動拠点(ボランティアコーナー等)を設置し、地域ボランティア活動への支援強化を図ります。また、関係機関と連携し、ボランティア団体に関する情報の共有化と情報発信の充実を図ります。
社会復帰を支援する体制をととのえる	職場、学校、地域の活動などへの社会復帰を目指す人が、復帰しやすくなるよう支援する取り組みを推進します。

【生きがいを持って暮らせる社会をつくる】

高齢者福祉推進体制の整備をすすめる	支援が必要な高齢者世帯の台帳を活用し、高齢者見守り体制を強化します。また、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の総合的支援及び生活支援体制を整備し、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステム*の充実を図ります。
高齢者の生きがい活動への支援をすすめる	あま市シルバー人材センターへの支援やボランティア活動の啓発などにより、高齢者の社会参加を促進します。また、老人クラブやボランティア活動団体への支援により、生涯学習やスポーツ活動を通じた生きがいづくりを促進します。
医療・介護サービスを支援する	「あま市介護保険事業計画」を策定し、要介護状態になることを予防するため、介護予防事業による健康づくりの支援・充実を図ります。また、介護保険制度の適切な運用やICT*を活用した医療機関や介護事業者との連携により、切れ目ないサービスを提供する体制を整備し、住み慣れた地域での生活を支援します。
高齢者の権利擁護をすすめる	関係機関によるネットワークを活用した高齢者に対する虐待の防止や早期発見、成年後見制度についての情報提供等、高齢者の権利擁護に関する取り組みを推進します。

Ⅲ 後期基本計画

【障がいのある人が安心して生活できるようにする】

障がいのある人の生活支援をすすめる	障がいのある人が利用できる事業所などをまとめた事業所ガイドブック及び障がい福祉マップの有効活用を図ります。また、「あま市障がい者計画」を策定し、障がいのある人の移動や就労などの生活支援、医療費や生活費の経済的支援などにより、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを推進します。
障害福祉サービスなどの提供体制を充実する	「あま市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人への各種福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し、障がい福祉に関する情報の共有化や福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
障がいのある人の権利擁護をすすめる	障がいのある人への理解を深めるため、多様な機会での意識啓発を進めます。また、成年後見制度などの各種相談支援体制を充実させ、障がいのある人の権利擁護を推進します。
障がいのある人の受け入れ体制をととのえる	親子療育事業などにおいて、言語聴覚士や作業療法士などの専門職員の確保や情報提供の充実を図ります。また、保育所や学校と連携した障がいのある人の受け入れ体制の充実を図ります。

【安心して子どもを生き育てられる環境をつくる】

子育て支援事業などをすすめる	子育てに関する相談や保護者同士が情報交換できる子育て支援センター、つどいの広場での事業や子育てに関する情報提供、子どもの医療費助成など、子育て支援事業の充実を図ります。また、子育て支援のためのネットワーク会議を開催し、関係団体との連携強化を図ります。
子どもを生き育てやすい環境をつくる	一般不妊治療費助成事業や妊婦健診、マタニティ [※] 教室、産後健診、赤ちゃん訪問、子育て相談や子育て家庭優待事業など、妊娠期から切れ目のない支援の充実により、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進します。
仕事と子育てとの両立支援施策をすすめる	待機児童をつくらぬよう市内保育所への広域的入所や保育士の確保などにより、保育所への受け入れ体制の充実を図るとともに、「あま市次世代育成支援対策地域行動計画」、「あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、乳児保育、病児・病後児保育 [※] など、多様な保育サービスの充実に向けて取り組みます。また、児童クラブの放課後児童対策指導員の資質向上などにより放課後児童対策の充実を図ります。
子どもの遊び場の整備をすすめる	子どもが安心して遊ぶことができる児童館、児童遊園やちびっ子広場の適切な維持管理を推進します。
ひとり親家庭などの自立への支援をはかる	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実を図るとともに、各家庭の実情に応じた経済的支援や就労支援、生活・学習支援の充実を図ります。

【社会保障制度の適切な運用につとめる】

国民健康保険制度の健全な運用をはかる	制度の周知や相談体制を充実し収納率の向上に努め、また特定健康診査などの実施により生活習慣の改善と医療費の削減を図り、健全な運営に努めます。
後期高齢者医療制度の健全な運用をはかる	関係機関と連携し、後期高齢者医療制度の周知に努め、制度の健全な運用を図ります。
介護保険制度の健全な運用をはかる	介護保険制度に関する情報の共有化や情報提供により、制度の健全な運用を図ります。
低所得者への支援体制の充実をはかる	あま市社会福祉協議会やあま市民生委員・児童委員との連携強化により生活実態の把握を進め、適切な生活支援を実施するとともに、自立に向けた相談支援体制の充実を図ります。

● 関連する主な個別計画

- ・あま市特定健康診査・特定保健指導計画
- ・あま市国民健康保険データヘルス計画
- ・あま市地域福祉計画
- ・あま市障がい者計画
- ・あま市障がい福祉計画
- ・あま市次世代育成支援対策地域行動計画
- ・あま市子ども・子育て支援事業計画
- ・あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

Ⅲ 後期基本計画

施策2-3 自然環境を守り育て、潤いある美しいまちをつくる

基本方針	自然環境や生態系の保全、地球温暖化対策の推進のため、環境学習や啓発活動の充実により、市民の主体的かつ日常的な取り組みを促進します。また、公害予防対策や新エネルギーの普及促進に取り組みます。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	環境学習講座の受講者数	環境学習講座の1年間の受講者数	500人 （平成27年度）	800人

● 現状と課題

本市は大都市近郊に位置しながらも、蟹江川、福田川をはじめとした中小の河川が数多く流れ、田園地帯が広がるなど、美しい自然や貴重な生態系を多く残しています。こうした自然環境は、市民の生活に潤いをもたらすなど、心身の健康維持に重要な役割を果たしており、市街地整備や経済的発展とのバランスをとりつつ計画的に保全・活用することで、次世代に継承していかなければなりません。

また近年、集中豪雨など異常気象の頻発や、それに伴う被害の増大などにより、地球温暖化問題への関心は以前にも増して高まってきており、本市においても地球温暖化対策に責任を持って取り組まなければなりません。

そのため、自然環境保全や地球温暖化対策に関する施策の充実を図るとともに、行政だけではなく市民一人ひとりが環境保全に関する課題に対する認識と理解を深め、主体的かつ日常的に自然環境の保全や温室効果ガス※の削減に取り組むことができるよう、情報提供や啓発活動を強化することで、官民が一体となって環境保全に取り組む体制を構築する必要があります。

■環境講座（小中学校児童生徒対象）

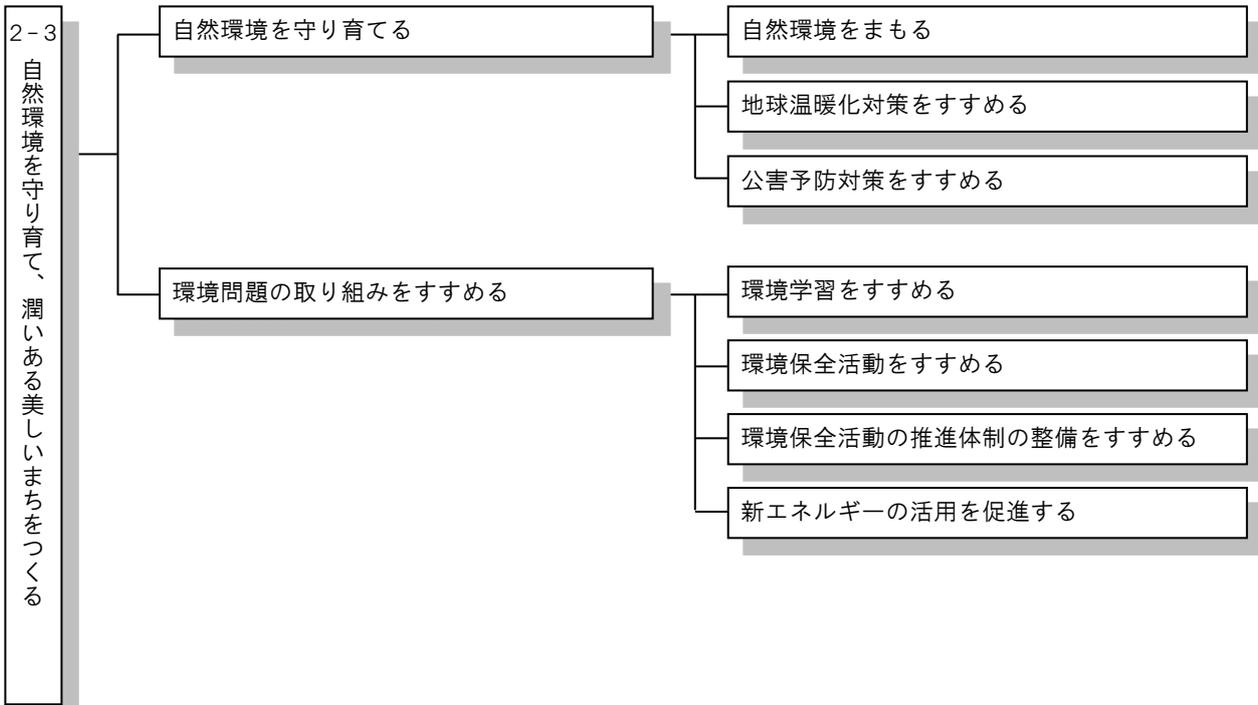


■環境保全活動



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【自然環境を守り育てる】

自然環境をまもる	計画的な土地利用により貴重な自然環境や生態系の保全を図るとともに、市民が自然に親しみ、また学ぶことができる体験・学習機会の充実を図ります。
地球温暖化対策をすすめる	地球温暖化対策に市が率先して取り組むとともに、情報提供や啓発活動の充実により市民や事業者の主体的な取り組みを促進します。
公害予防対策をすすめる	関係機関と連携し、騒音・振動・悪臭といった身近な公害及び大気や水質などの環境調査を実施し、適切な公害予防対策を促進します。

【環境問題の取り組みをすすめる】

環境学習をすすめる	自然や環境問題への関心や理解を高められるよう、学校や地域における環境学習機会の拡大や情報提供の充実を図ります。
環境保全活動をすすめる	環境保全に関するイベントを実施するなど、市民と行政が一体となった環境保全活動を推進します。
環境保全活動の推進体制の整備をすすめる	市民が環境保全活動に主体的かつ日常的に取り組む、また市民が自ら進捗状況の評価できる仕組みを検討します。
新エネルギーの活用を促進する	地球温暖化防止のため、新エネルギーの情報収集や情報提供を推進します。また、太陽光発電システム [*] などの設置に対する技術的助言や経済的支援を通じて、新エネルギーの普及促進を図ります。

Ⅲ 後期基本計画

目標3 郷土に誇りと愛着が持てる、魅力あるまち

施策3-1 地域文化の発展と継承により郷土に誇りが持てるまちをつくる

基本方針	地域の歴史や伝統文化に関心を持ち、大切に継承していくことができるよう、市民と一体となって保全・活用に取り組みます。また、市民が芸術や文化に親しみ、より主体的に地域の歴史文化を学べるような環境づくりを推進します。				
	指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
		文化協会加盟団体の活動人数	あま市文化協会への加盟団体の活動人数	1,744人	2,600人

● 現状と課題

本市は、甚目寺観音や蓮華寺（蜂須賀）という県内有数の寺院や各種文化財などの歴史的資源と伝統行事や習慣などの民俗文化を数多く有しています。これらは地域の風土や生活に根ざしたもので、市民の誇りとなるものであるとともに、観光資源としての役割も担っています。

しかし、現代の生活様式の変化により、歴史的資源や伝統文化を継承していく仕組みの維持が難しくなりつつあります。

そのため、地域の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深め、必要に応じた保護・活用に取り組むことで、これらを次世代に継承していく仕組みを構築することが求められています。

また、心豊かな生活を送るために、市民が芸術や文化にふれる機会を充実させたり、市民の芸術・文化活動に対する支援を通じて、芸術や文化に親しむことのできる環境を整備して、より主体的に地域の歴史文化を学べるようにする必要があります。

全国的に地方創生に関する取り組みが盛んになる中で、その一つとしてシティプロモーション※が注目されています。市民アンケート調査結果では、転入者が多い世代であま市に誇りや愛着を持っている人の割合が低くなっています。そのため、本市が有する歴史や文化について学ぶ機会をつくり、郷土に対する誇りや愛着を醸成していくとともに、その魅力を市内外に発信していくことが必要です。

また、本市は、名古屋駅から鉄道で約15分という良好な立地条件にあり、リニア中央新幹線が開業すれば、東京まで約1時間で結ばれることとなります。そのため、本市の魅力を広く発信して、リニア中央新幹線の利用者を本市に呼び込むことで、まちの活性化を促すことも必要となります。

■ 甚目寺観音



■ 蜂須賀蓮華寺「二十五菩薩お練り供養（来迎会）」 ■ 萱津神社「香の物祭」

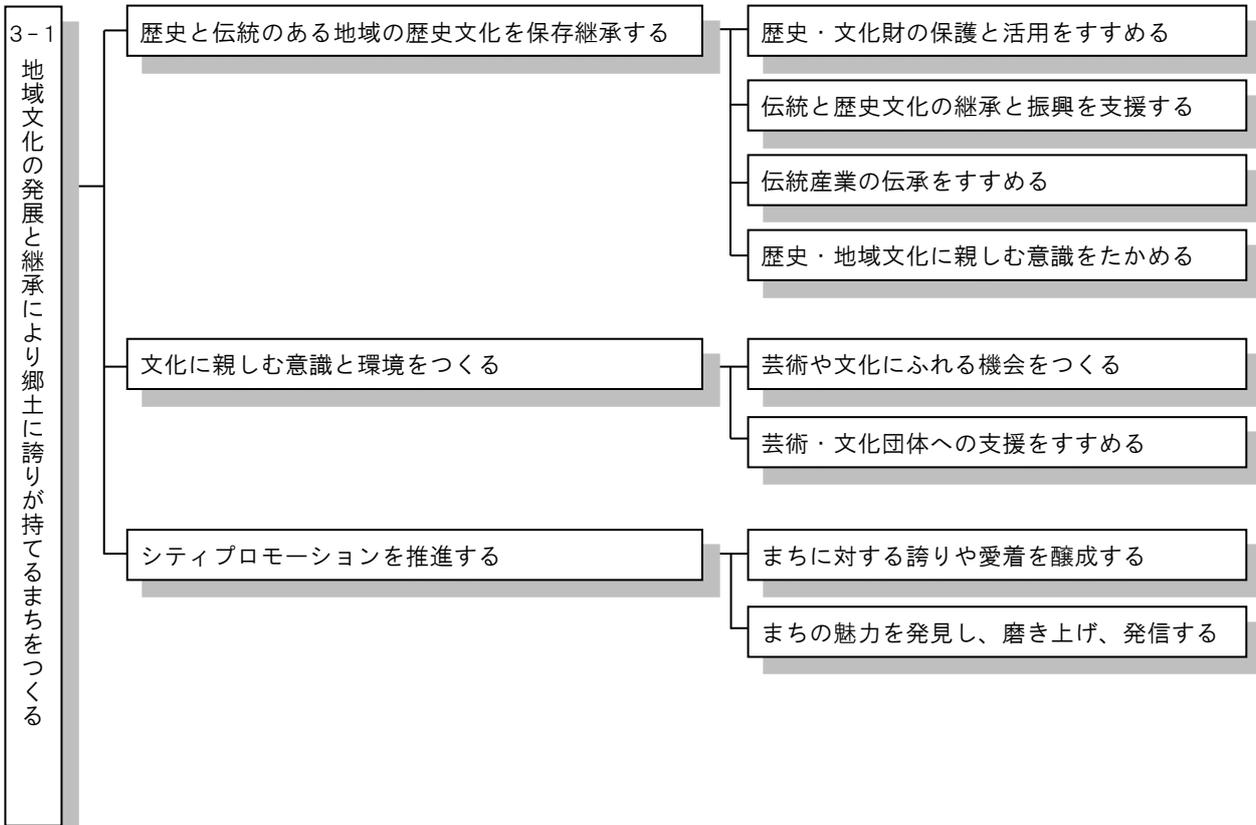


■ 下之森八幡社「オコワ祭」



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【歴史と伝統のある地域の歴史文化を保存継承する】

歴史・文化財の保護と活用をすすめる	後世の市民に伝え残すべき文化遺産をみつけ文化財に指定します。また、ボランティア団体などと連携して積極的な情報発信を行うことにより、観光や教育の場における歴史・文化財の活用を図ります。
伝統と歴史文化の継承と振興を支援する	下之森八幡社での「オコワ祭」や萱津神社での「香の物祭」、蜂須賀蓮華寺での「二十五菩薩お練り供養（来迎会）」など様々な伝統行事を継承・振興するため、保存団体の活動や後継者の育成を支援します。
伝統産業の伝承をすすめる	伝統的工芸品である七宝焼や、刷毛・刷子といった伝統産業の伝承に向け、広報啓発活動を推進します。
歴史・地域文化に親しむ意識をたかめる	市民の歴史・地域文化に対する関心を高めるため、市内の貴重な地域資源（歴史、文化、自然）などの地域情報を盛り込んだ情報誌の発行を官民協働で推進します。また、歴史・地域文化に親しむイベント・講演会などの充実を図るとともに、学校教育を通して郷土の歴史や文化についての学習を推進します。

【文化に親しむ意識と環境をつくる】

芸術や文化にふれる機会をつくる	市民が芸術や文化にふれる機会を拡充するため、芸術・文化を鑑賞・体験する各種イベントの開催や芸術・文化活動の発表の機会の充実を図ります。また、学校教育や生涯学習を通じて、芸術・文化に親しむ意識を醸成します。
芸術・文化団体への支援をすすめる	芸術・文化活動に多くの人に参加できるように、公共施設を活動や発表の場として提供するなど、芸術・文化団体への支援を推進します。

【シティプロモーションを推進する】

まちに対する誇りや愛着を醸成する	豊かな住環境や歴史・文化など本市の持つ魅力について、市民に対して周知・啓発していくことで、まちに対する誇りや愛着を醸成し、定住者やUターン者の増加を促進します。
まちの魅力を発見し、磨き上げ、発信する	転入者や滞在・交流人口の増加に向けて、本市の情報発信力の向上とイメージアップを推進します。

● 関連する主な個別計画

- ・あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略

Ⅲ 後期基本計画

施策3-2 生涯学習を拡充し市民の生きがいと活力を高めるまちをつくる

基本方針	市民が、生涯にわたり学習やスポーツ活動に取り組むことができるよう、活動拠点の整備・充実、多様な学習機会の確保を図り、心身ともに健康で活力あふれる生活を支援します。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	生涯学習講座の受講率	公民館の生涯学習講座の定員に対する受講割合	92.8% (平成27年度)	95.0%
指標	図書貸出冊数 【美和図書館のみ】	美和図書館の年間図書貸出冊数	221,956冊 (平成27年度)	250,000冊
指標	あまスポーツクラブ会員数	一般会員数 賛助会員数 応援会員数	287名 8団体 462名	350名 20団体 700名

● 現状と課題

科学技術の発展や国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化していく中で、市民一人ひとりが活力を持ち、主体的に社会に参画していくためには、地域社会に関する様々な問題に関心を持ち、自ら学習する姿勢が求められています。

また、生活様式や価値観の多様化などにより、自己実現や自己啓発への関心も高まっており、生涯学習に対する市民のニーズもこれまで以上に多様化、高度化しています。

そのため、生涯学習の機会や内容の拡充、拠点の整備などにより、誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができる環境を整備する必要があります。

一方、活力ある生活のためには心身の健康は最も基本的なものであり、近年健康に対する関心の高まりなどから、スポーツに対する市民のニーズも増加しています。また、生活様式や生活環境の変化などにより、子どもの体力や運動能力の低下が懸念されており、こうした観点からもスポーツの振興は重要性を増してきています。

2020年には、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が控えており、愛知県においては、2026年に第20回アジア競技大会の開催が決定しています。また、同県では、2020

年のフットサルワールドカップの誘致にも取り組んでいます。こうした国際的なスポーツイベントにより高まるスポーツの機運を活かして、スポーツの一層の振興を図っていくことが必要です。市民の誰もが気軽にスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の充実や参加機会の拡大、指導者の育成などにより、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。

Ⅲ 後期基本計画

■生涯学習講座



■公民館・図書館・体育館



(七宝公民館)



(美和公民館)



(甚目寺公民館)



(美和図書館)

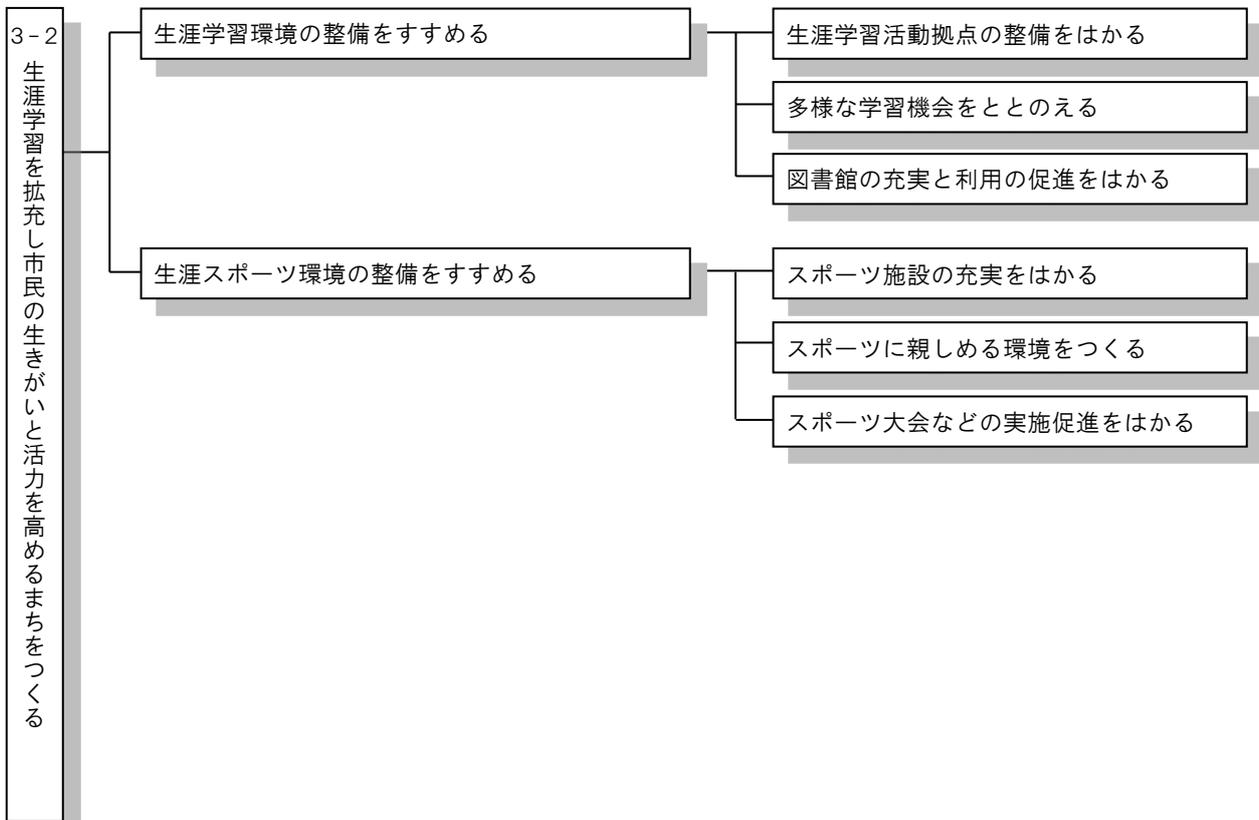


(七宝総合体育館)



(甚目寺総合体育館)

● 施策の体系



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の展開方向

【生涯学習環境の整備をすすめる】

生涯学習活動拠点の整備をはかる	市民ニーズを把握しながら、既存の公共施設の利用方法の見直しなどにより、生涯学習活動拠点の整備・充実を図ります。また、市民が身近な施設で気軽に生涯学習に参加できるよう、情報や資源の共有化など、生涯学習拠点のネットワーク形成を推進します。
多様な学習機会をととのえる	市民ニーズの把握や生涯学習に関わる人材の育成、関係する歴史・文化施設との連携などにより、学習内容の充実を図ります。また、参加しやすい日程や場所の設定などにより、市民が生涯学習に参加できる機会の拡充を図ります。子育て中の親や家族が気軽に参加できるよう託児付の講座を充実します。また、親や家族だけでなく子育てに関心がある方も参加できる子育て関連講座を開講します。
図書館の充実と利用の促進をはかる	図書の充実や利用方法の見直しなどにより、使いやすい図書館の整備を推進します。また、利用者の意見を反映しながら読書活動につながる様々な事業を開催するとともに、市民への読書習慣の普及啓発により図書館の利用を促進します。

【生涯スポーツ環境の整備をすすめる】

スポーツ施設の充実をはかる	多種多様な市民のニーズに対応できるよう、体育館やグラウンドなどの充実を図ります。また、安全かつ快適に施設を利用できるよう施設の適切な維持管理に努めます。
スポーツに親しめる環境をつくる	日常生活の中で誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ推進委員の派遣による教室の開催やスポーツ団体と連携した普及啓発活動の実施などにより、一人ひとりの能力に応じたスポーツの普及振興を図ります。また、指導者の育成や交流機会の拡大などを通じて、スポーツ団体の活動を支援します。 総合型地域スポーツクラブ「あまスポーツクラブ」の活動を支援して、スポーツによるコミュニケーションの推進と心身の健康増進を促進します。
スポーツ大会などの実施促進をはかる	市民がスポーツに親しむ機会を増やすため、各種のスポーツ大会やイベントの充実を図ります。東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催などで高まる機運を活かしていくとともに、市の施設を利用して、スポーツの国際大会や全国大会などの会場や練習会場の招致を行い、スポーツ振興や地域活性化を図ります。

● 関連する主な個別計画

- ・あま市教育立市プラン
- ・あま市子ども読書活動推進計画

施策3-3 次世代を育む教育環境の整ったまちをつくる

基本方針	子どもたちの生きる力を育み、時代や地域特性にも即した特色ある教育を実践するとともに、安全な学習環境の整備を推進し、学校教育の充実を図ります。 また、学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化により、幼児教育の充実や青少年の健全育成活動の展開を図り、次世代を育む教育を推進します。			
	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
指標	子どもが学校生活を楽しんでいると思っている保護者の割合	学校評価のアンケートで子どもが学校生活を楽しんでいると思っている保護者の割合	93.0% (平成27年度)	95.0%
指標	学校生活を楽しんでいると思っている児童生徒の割合	学校評価のアンケートで学校生活を楽しんでいると思っている児童生徒の割合	88.0% (平成27年度)	95.0%

● 現状と課題

将来にわたって魅力的なまちでありつづけるためには、次代を担う子どもたちの健全な育成は最も重要です。

しかし近年、学校教育の場において、子どもたちの学習意欲や学力の低下、問題行動の増加などが目立つようになり、確かな学力と心身の健康といった「生きる力」を育む教育が重要となっています。加えて、社会経済情勢の変化や価値観の多様化などにより、情報教育や外国語教育など時代に即した教育や児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育が求められるなど、様々な面で学校教育の充実に取り組む必要があります。

また、子どもたちの育成は、学校教育だけが担うものではなく、むしろ社会のルールや人との関わり方などの教育には、家庭や地域の役割が重要です。

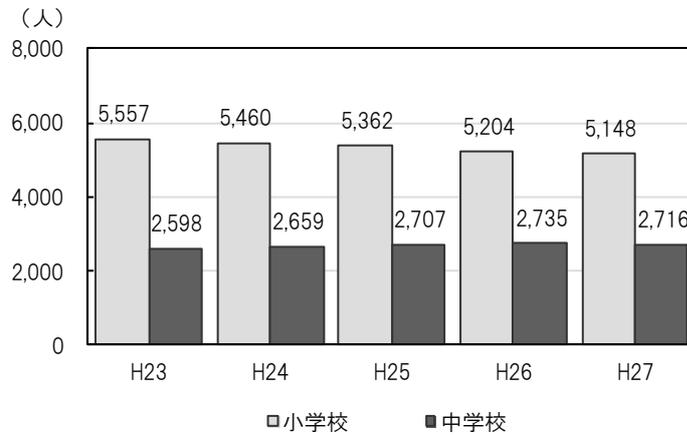
そのため、学校・家庭・地域それぞれの教育力の向上と連携により、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、青少年の健全育成に取り組み、全市が一体となって次世代の「生きる力」を育む必要があります。

このほか、老朽化が問題となっている学校施設の維持管理や安全な学校給食の提供など、子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境の充実が必要とされています。

また、災害時には、児童・生徒の安全確保ができるよう、学校防災体制の充実を図る必要があります。

Ⅲ 後期基本計画

■市立小学校・中学校の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課「学校基本調査」

■外国人講師による授業



■ドリームマップ作成授業



● 施策の体系



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の展開方向

【幼児教育環境の整備をすすめる】

幼児教育の支援体制をととのえる	幼児を持つ家庭への情報提供や相談体制など、幼児教育の支援体制の充実を図ります。また、保育サービスの充実や財政的支援により幼児の教育環境の整備を推進します。
幼児教育をすすめる	保育士の資質向上などにより、幼児一人ひとりの個性に即した教育内容の充実を図ります。

【学校教育体制を整える】

学校・家庭・地域社会との連携による教育をすすめる	学校、家庭、市民（地域社会）、行政が共有する「あま市教育立市プラン」に基づき、地域の特性に応じた特色ある教育に全市を挙げて取り組みます。また、学校教育に関わる市民の発掘や登録制度の整備を通じて、コミュニティスクール [※] の設置など学校と家庭、地域とが連携した教育を促進します。
幼保小中の連携教育をすすめる	幼稚園、保育園、小学校、中学校が連携して、適正な就学指導と小1プロブレム [※] 、中1ギャップ [※] を防ぐため、幼保小中連携及び幼保小中交流教育を推進します。
地域に開かれた学校づくりをすすめる	課外活動への支援などにより、各学校の特色ある取り組みを促進し、ホームページなどを通じて結果や計画を公表するとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら学校を運営することで、地域に開かれた学校づくりを推進します。
特別支援教育の充実をはかる	障がいのある児童生徒への支援体制は学校と関係機関が連携し、特別支援教育の充実を図ります。
教育相談センターの充実をはかる	あま市教育相談センターにおける教育相談・心理相談を推進するとともに、センターと連携して各学校における生活指導などを支援します。また、「あま市いじめ・不登校対策協議会」の設置により、いじめ・不登校の防止と問題の解決を図ります。
外国語教育の支援をはかる	外国人ALT [※] と邦人ALTを有効に活用し、生きた外国語の体験機会の確保や教員の指導力向上など、外国語教育の充実を図ります。
人権教育をすすめる	児童・生徒、教職員に対する人権教育事業を実施するなど、学校における人権教育を推進します。
就学支援の充実をはかる	就学に関する各種の経済的補助や情報提供、相談体制の充実などにより、誰もが教育を受けることができる機会の充実を図ります。

【学校教育環境の整備をすすめる】

学校施設の整備をすすめる	児童・生徒が安心して学ぶことができるよう、適切な維持管理や設備の充実を図ります。災害時には、児童・生徒の安全が確保できるよう、学校防災設備・防災体制の充実を図ります。
給食センターの統合・新設をすすめる	安全・安心でおいしい給食を提供できるよう、既存の給食センターの統合・新設を進めます。
教育・学習資材などの確保をすすめる	情報機器の確保など、現在の社会経済情勢に応じた教育・学習資材の充実を図ります。また、学校図書館（室）における図書の実質、利用環境の向上を図ります。

【青少年の健全育成をはかる】

青少年の健全育成活動をすすめる	学校、ボランティア団体、その他関係機関が連携し、青少年の健全育成や非行問題に関する啓発活動を推進するとともに、青少年のボランティア活動などの社会参加活動を促進します。
地域ぐるみによる健全育成体制をすすめる	情報提供や学習機会の提供により、家庭や地域における教育力を高めるとともに、青少年育成に関する啓発活動を通じて、学校、家庭、地域が一体となって青少年を育成するという意識を醸成し、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む体制を構築します。

● 関連する主な個別計画

- ・あま市教育大綱
- ・あま市教育立市プラン
- ・あま市子ども読書活動推進計画

Ⅲ 後期基本計画

目標4 自らの力で歩み続ける、活力のあるまち

施策4-1 地域産業を活性し賑わいと活力あるまちをつくる

基本方針	商工業、農業、観光など各産業の振興や積極的な新産業や企業の誘致により地域産業の活性化を図るとともに、七宝焼などの地域を代表する地場産業の活用と新産業との連携により、地域のブランド力の向上を図ります。また、雇用機会の創出や就業環境の整備など、勤労者福祉の充実を促進します。			
	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
指標	企業誘致などの産業振興への取り組みが満足と思う割合	現在のまちづくりについて、企業誘致などの産業振興への取り組みが満足と思う割合（平成23年2月実施の住民意向調査より）	46.2%	50.0%

● 現状と課題

地方分権の進展に伴い、これからの地方は地域の特性やニーズに即したまちづくりを通じて、経済的に自立していくことが求められています。そのため、商工業、農業、観光など各産業分野の振興と相互の連携により、経済基盤の強化を図るとともに、地域の活力と魅力を高めていかなければなりません。

本市の商業については、自家用車の普及に伴う郊外型大型店舗の立地や名古屋市など近隣の市町村への購買力の流出により、既存の商店街など地域に密着した商業機能の衰退が進んでいます。こうした商業機能は地域の人と人とのつながりにおいても重要であり、担い手の育成や地域の特性を活かした魅力ある店舗の整備などにより維持・活性化を図る必要があります。工業については、製造品出荷額等の状況は近年増加傾向となっており、中小企業の経営支援や企業間交流の促進などにより、更なる活性化を図る必要があります。また、経済のグローバル化により、国際的な競争力を持つ独創性のある技術やサービスが求められる時代となっており、新産業や企業の誘致により、産業基盤の刷新・高度化を図るとともに、七宝焼などの地域を代表する地場産業の活用や新産業との連携などにより、地域のブランド力を向上させていく必要があります。

市民アンケート調査結果では、産業を振興するために、優良企業の誘致が求められています。しかしながら、小・中規模の工業等立地のための供給用地は不足しており、市街化調整

区域[※]内の広域的な幹線道路沿道における工業地等の適正配置についても検討していく必要があります。

農業については、水稻のほか都市近郊の立地を活かし野菜などの生産が盛んですが、全国的な傾向と同様、後継者不足が課題となっています。そのため、農業関連団体との連携を強化して、優良農地の確保と集積、農業基盤の整備、後継者に対する経営継承の支援、担い手の確保・育成を進めるとともに、経営環境の向上のため、本市の農産物の消費拡大及び地産地消の推進などに取り組むことが求められます。

観光については、本市は甚目寺観音など県内有数の寺院や七宝焼などの地場産業といった特徴的な地域資源を数多く有していることから、これらの有効活用が求められています。

また、これら地域産業の振興を支えるためには、すべての労働者が働きやすい環境が必要です。積極的な産業振興により雇用を創出するとともに、法令遵守の啓発などにより労働環境の向上を図ることが求められています。

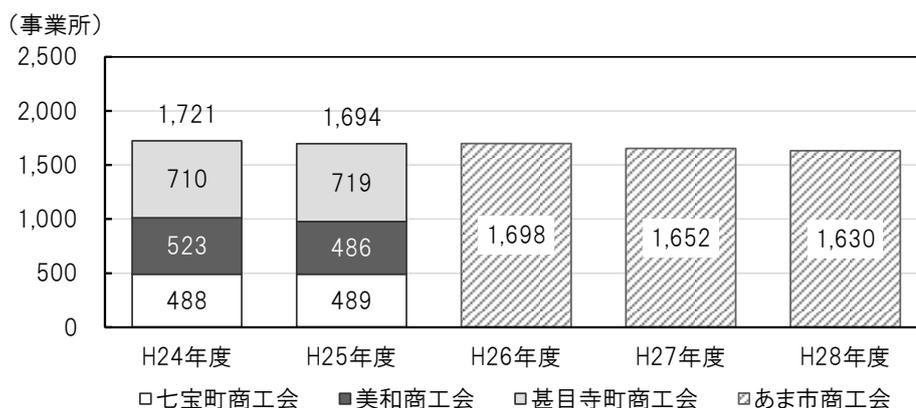
■七宝焼・あま市七宝焼アートヴィレッジ



■刷毛・刷子



■商工会登録会員数の推移

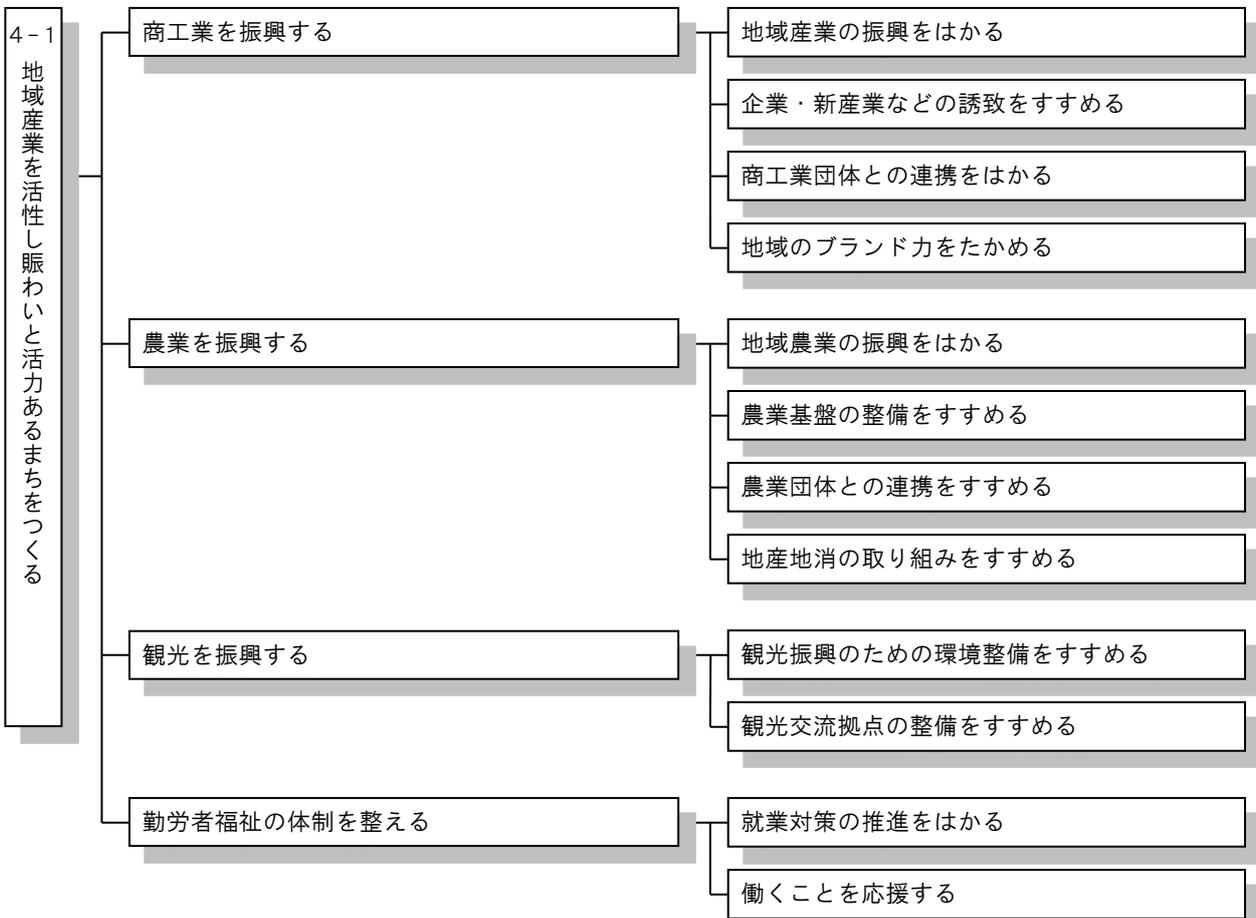


資料:産業振興課

※H24年度は、平成24年3月31日現在。H25年度は、平成25年3月31日現在。H26年度以降は、各年度4月1日現在。(平成25年4月1日に「七宝町商工会」「美和商工会」「甚目寺町商工会」が合併し、「あま市商工会」となった。)

Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【商工業を振興する】

地域産業の振興をはかる	関係機関と協力して、あま市の特色ある製品・商品に関する積極的な情報発信を促進するとともに、地域産業の課題や振興策について経営者と意見交換する場を設けるなど、商工業の振興に向けた取り組みを推進します。
企業・新産業などの誘致をすすめる	「あま市都市計画マスタープラン」や「あま農業振興地域 [※] 整備計画」などとの整合を図りつつ企業、官公庁、学校、研究施設などの誘致に向けた取り組みを推進します。また、雇用機会の創出や適切な工業用地供給のための新たな立地を図ります。併せて自動走行 [※] に関連する企業・事業者の参画・誘致も推進します。
商工業団体との連携をはかる	あま市商工会などと連携し、経営の安定化・合理化に向けた経営診断や講習会の充実を図り、人材育成や意識改革を促進します。また、企業間交流のための環境整備や経済的支援策の充実に向けた取り組みを協力して検討・推進します。創業を希望する人に対しては、国の認定を受けた「創業支援事業計画」に基づく支援を実施します。また、後継者の育成や事業承継についての支援を実施します。
地域のブランド力を高める	七宝焼などの地域を代表する産業に関する積極的な情報発信、地場産業と新産業とが連携した特産品の開発、地場産業の経営支援策の充実などにより、地域のブランド力の向上を図ります。

【農業を振興する】

地域農業の振興をはかる	関係機関と協力し、ホームページなどにおける積極的な情報発信を行い、本市の農産物の消費拡大、販売体制の強化を図ります。また、高品質・高付加価値な農業に関する情報収集・提供や生産支援などにより、農産物のブランド化を促進し、地域農業の振興を図ります。
農業基盤の整備をすすめる	「あま農業振興地域整備計画」との整合を図りながら、農地や農業施設の整備、農地の利用集積化を進め、経営環境の向上や生産の効率化を促進します。また、遊休農地の発生を抑制するため、実態把握と生産者への情報提供に努めます。
農業団体との連携をすすめる	農業団体との連携により、農業の後継者に対する経営継承の支援、多様な担い手の確保・育成を推進するとともに、農業経営の安定化や生産の高度化を支援します。
地産地消の取り組みをすすめる	市民農園事業の充実を図り、生産者と消費者の交流や地産地消の普及啓発を推進します。

Ⅲ 後期基本計画

【観光を振興する】

観光振興のための環境整備をすすめる	観光産業の情報収集、市内観光地の情報発信、各種イベントの実施など、観光振興に関する総合的な取り組みを促進するため、あま市観光協会の活動を支援します。
観光交流拠点の整備をすすめる	来訪者の満足度を高めるため、観光施設の駐車場、案内看板、景観などを整備するとともに、ボランティアガイドの育成など接客サービスの向上を支援します。また、様々な地域資源の利活用、観光交流拠点施設の整備、観光モデルルートの設定などにより観光資源の充実を図ります。

【勤労者福祉の体制を整える】

就業対策の推進をはかる	地域産業の振興や新たな企業誘致を推進するとともに、近隣の公共職業安定所と連携し、求人情報を提供します。
働くことを応援する	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業制度などの周知・啓発を行います。また、各種労働相談窓口についての情報提供も行います。

● 関連する主な個別計画

- ・あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・あま農業振興地域整備計画
- ・あま市都市計画マスタープラン

施策4-2 持続的な行財政改革を推進するまちをつくる

基本方針	事務事業の改善と効率化、健全な財政運営など、持続的な行財政改革に努め、効果的で効率的な行財政運営を進めます。また、周辺自治体との連携により、広域的な行政展開を図ります。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	行財政改革への取り組みが満足と思う割合	現在のまちづくりについて、行財政改革への取り組みが満足と思う割合（平成23年2月実施の住民意向調査より）	67.3%	70.0%

● 現状と課題

本市では、今後の税収の大きな伸びは期待できない状況です。

一方で、少子高齢化の進展に伴う社会保障・福祉関連支出の増加、過去に借り入れた起債の償還など、義務的経費は増加していくことが予想されており、厳しい財政状況の中で、持続可能な行財政基盤を確立していくことが求められています。

また、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、従来家庭や地域が担ってきた機能についても、地域社会全体で支えていくことが必要となっています。さらに、地方分権により、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担うことが求められており、こうした状況に的確に対応できる組織・機構への見直し、職員の育成なども重要な課題となっています。

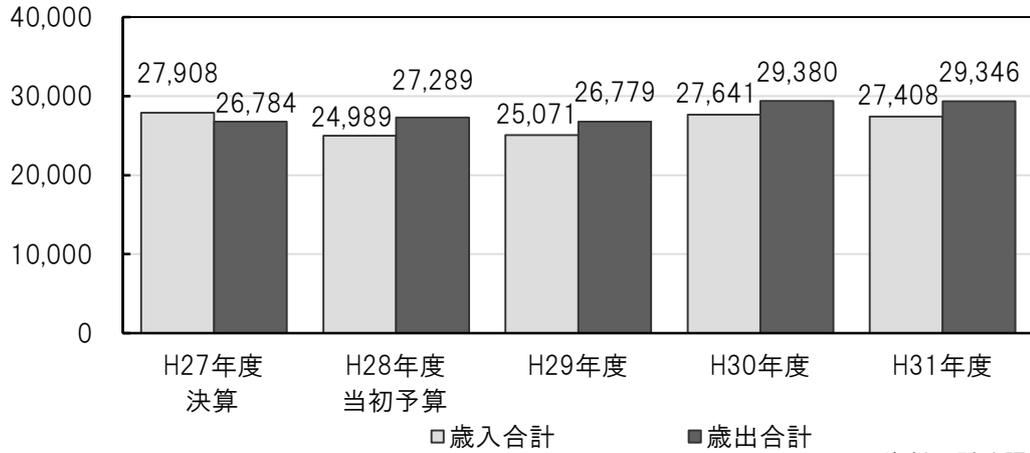
そのため、本市では平成23年2月に他の計画に先立って「あま市行政改革大綱」を策定し、平成27年3月には、「第2次あま市行政改革大綱」を策定しました。将来の負担を軽減するため、市民の理解と協力を求めながら行政改革を推進して、持続的な行財政基盤づくりに向けて取り組む必要があります。

また、市民の日常生活圏の広がりに伴い行政に対するニーズは広域化・多様化しており、今後の行政運営のためには、周辺自治体などとの連携が必要不可欠です。広域的な行政課題や自治体間の共通した課題に対して効率的に対応するため、周辺自治体などとの連携を深め、協力して課題解決に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 後期基本計画

■中期財政計画（一般会計ベース）

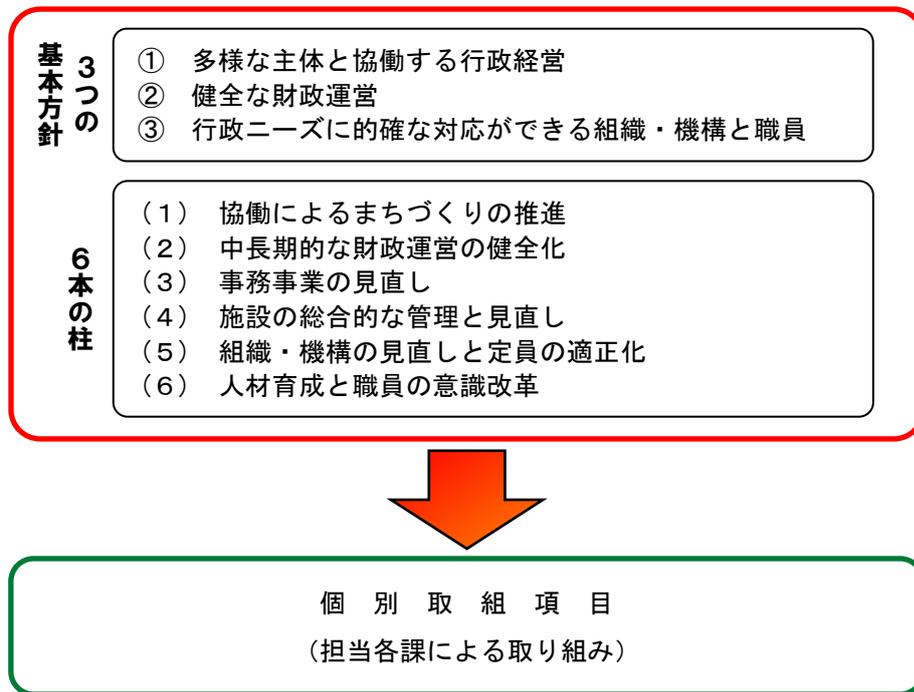
（百万円）



資料：財政課

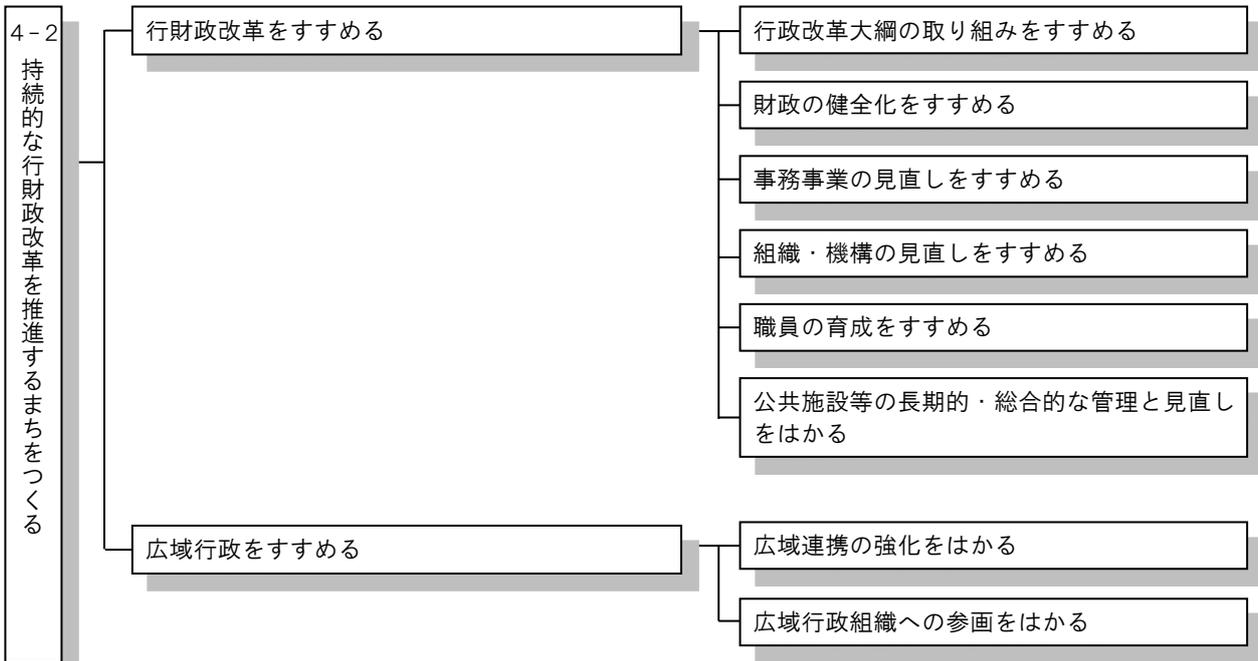
※平成 28 年度以降は、基金繰入金を0円と想定している。

■第 2 次あま市行政改革大綱



第 2 次あま市行政改革大綱 施策体系図

● 施策の体系



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の展開方向

【行財政改革をすすめる】

行政改革大綱の取り組みをすすめる	「第2次あま市行政改革大綱」に基づき、取り組みを推進します。また、取り組みの進捗状況を適切に把握し、市民に分かりやすく情報公開することで、市民の理解と協力を求めながら行政改革の着実な実施を図ります。
財政の健全化をすすめる	広告料収入の積極的確保、収納率向上対策及びコンビニエンスストア収納の導入、都市計画税 [*] 導入の検討、公共工事コストの縮減の検討、市債残高の縮小など歳入歳出改革を推進し、財政の健全化を推進します。
事務事業の見直しをすすめる	事務事業点検の実施、補助金の見直し、委託・契約事務の見直しなどにより、市民に必要なサービスを維持しつつ効率的な行政運営が可能な体制整備を推進します。
組織・機構の見直しをすすめる	多様化する市民のニーズや社会経済情勢の変化など、本市の直面する課題に即した行政を目指すため、事務事業の見直しとあわせて組織・機構の見直しを進めます。また、「第2次あま市定員適正化計画」に基づき定員管理を行い、職制の整理などによる組織の簡素化を図ります。
職員の育成をすすめる	市の求める人材を育成するため、「あま市人材育成基本プラン」に基づき、職員の育成を推進します。また、職員提案制度や人事評価制度の導入により、職員の意識改革や市民サービスの向上を図ります。
公共施設等の長期的・総合的な管理と見直しをはかる	市全体のバランスや市民の意向、財政状況に配慮しつつ、既存施設の整理、統合、利活用について検討し、公共施設の再編を推進します。また、指定管理者制度を導入するなど適切かつ効率的な維持管理に向けた取り組みを推進します。新たな施設の建設や既存施設の建て替えについては、その必要性を慎重に検討します。市中心部の七宝町沖之島深坪地内に統合庁舎方式による新庁舎の整備計画を進めます。計画に市民の意見を反映させ、新庁舎を拠点とした適切な公共サービスの展開を図ります。 「あま市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民の意見を聴きながら「個別施設計画」を策定し、市内の公共建築物や道路・橋梁などのインフラ施設の長期的・総合的な管理による長寿命化と配置の見直しを図ります。

【広域行政をすすめる】

広域連携の強化をはかる	旧広域行政圏（津島市及び旧海部郡の全地域）を基軸にしつつ、様々な連携体制の可能性について検討し、周辺自治体との連携強化を図ります。
広域行政組織への参画をはかる	積極的に広域行政に参画し、広域的視野でのまちづくり、効率的な行政運営、市民のニーズに対応した行政サービスの維持向上を図ります。

● 関連する主な個別計画

- ・ 第2次あま市行政改革大綱
- ・ 第2次あま市定員適正化計画
- ・ あま市人材育成基本プラン
- ・ あま市本庁舎基本構想・基本計画
- ・ あま市公共施設等総合管理計画

Ⅲ 後期基本計画

目標5 交流と連携による、一体感のあるまち

施策5-1 市民と育てる協働のまちをつくる

基本方針	市民協働による行政運営体制の構築、情報提供・情報公開の推進により、市民協働によるまちづくりを進めます。			
	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
指標	市ホームページのアクセス件数（月平均）	市ホームページのアクセス件数（月平均）	160,219件 （平成27年度）	200,000件

● 現状と課題

地方分権の進展により、地域住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うとともに、地域住民が「自らの判断と責任」で地域の課題に取り組むことが求められています。

また、社会経済の成熟化、社会貢献意識の向上、価値観の多様化などにより、幅広い「公」の役割をNPOや企業など多様な主体が担いつつあります。

こうしたことから、今後のまちづくりにおいては、行政や市民、NPO、企業など地域を構成する様々な主体が、それぞれの知恵や力、強みを活かしながら、適切な役割分担のもとで連携・協働していくことが重要となっており、本市においても、市の一体感を醸成するとともに、協働のまちづくりに関する理念や情報を共有し、様々な取り組みを効率的に推進する仕組みを充実させる必要があります。

また、市民協働を推進するためには、市民が自らの住む地域についての理解を深めることが重要であることから、本市の施策や地域の現状について、広報やホームページを通じて積極的に情報公開していく必要があります。とりわけ、ホームページは適時の情報提供が可能であることから、内容の充実や迅速な情報発信に向けて、取り組む必要があります。

■あま市市民活動センター

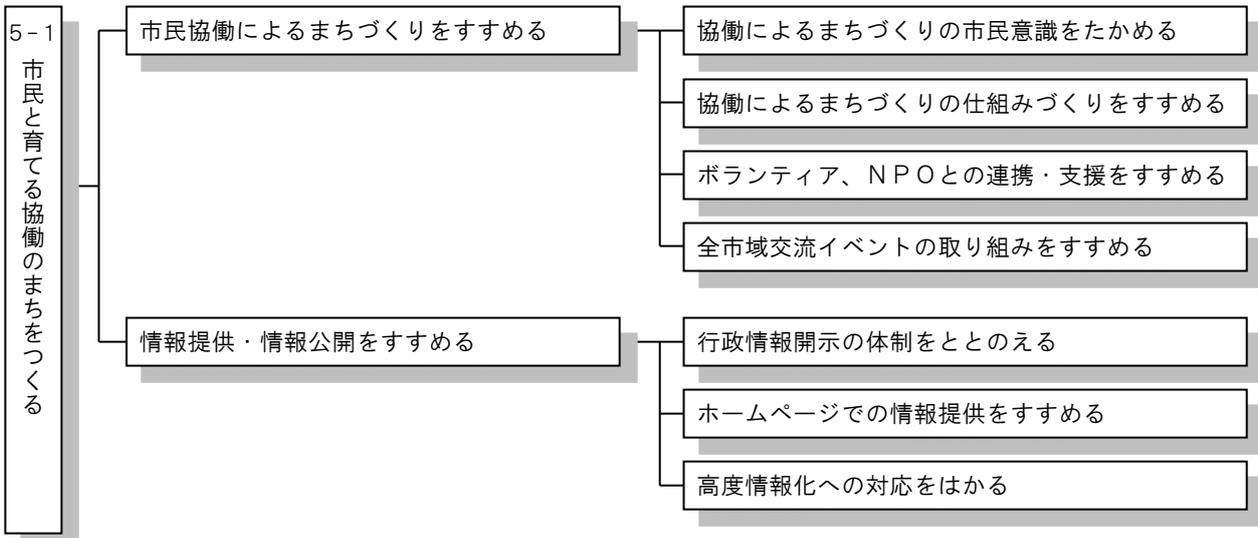


■総合計画策定市民会議



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【市民協働によるまちづくりをすすめる】

協働によるまちづくりの市民意識をたかめる	市民などと行政がともに連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、安全・安心でぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」に基づく協働のまちづくりを積極的に推進します。また、ふれあいミーティングなど市長と直接意見交換ができる場を継続して設け、市政へ市民の意見を反映しやすい環境をつくることで、市民が主体的にまちづくりに参加する機運を醸成します。
協働によるまちづくりの仕組みづくりをすすめる	「あま市まちづくり委員会」の開催、「まちづくり提案箱」の充実、出前講座の開催、パブリックコメント※・市民会議・ワークショップの実施、各種審議会への市民公募委員の登用推進など、まちづくりに市民の意見を反映させることができる仕組みづくりの整備を推進します。
ボランティア、NPOとの連携・支援をすすめる	あま市市民活動センターを市民活動の拠点として活用します。ボランティア活動、NPO活動、コミュニティ活動などに関する様々な情報を収集・提供し、各種団体のネットワーク化やリーダーの育成などによる活動の活性化、活動への市民の参加を促進します。また、各種団体の育成や活動の支援のため、市民活動補助金制度の充実を図ります。
全市域交流イベントの取り組みをすすめる	関係団体と連携して、市制周年事業など、あま市の一体感を醸成するイベントの開催に向けた取り組みを推進します。

【情報提供・情報公開をすすめる】

行政情報開示の体制をととのえる	市民が必要としている情報の把握に努め、広報やホームページにおける市の施策や計画、市長の公務日程などの積極的な情報提供の充実を図ります。
ホームページでの情報提供をすすめる	各課で情報の更新ができるシステムの活用による事務の効率化により、ホームページ上の情報の充実や適時の情報提供を行っていきます。
高度情報化への対応をはかる	市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、高度情報システムを活用した安全な情報通信環境の整備について検討します。

Ⅲ 後期基本計画

施策5-2 お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる

基本方針	すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、人権教育や啓発、相談事業などの充実を図ります。同時に、男女共同参画を促進する施策を推進します。			
指標	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
	人権啓発研修（講演会）の参加人数	市民が人権問題に関心を持ち、人権尊重の意識向上のために、研修（講演会）に参加した延べ人数	2,293 人	5,000 人
指標	各審議会等への女性委員の登用率	各審議会等への女性委員の登用率	21.0%	30.0%

● 現状と課題

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものです。一人ひとりが人権を自分の問題として受け止め、お互いに認め合い、思いやり、助け合い、すべての市民の共創により、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指していかなくてはなりません。

しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権にかかわる様々な問題があり、さらには、情報化の進展など社会情勢の変化により、インターネットを悪用した中傷など、新たな課題も発生しています。

また、本市では、男性も女性もお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を目指していますが、家庭、学校、地域、職場など、社会の様々な分野で性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習が根強く残っており、男女が平等に社会に参画するには多くの課題が残されています。

市民アンケート調査結果でも、女性のリーダーを増やす時に障害となるものとして、家族の支援不足、公的サービスの不足、長時間労働の改善が十分でないことが上位となっています。

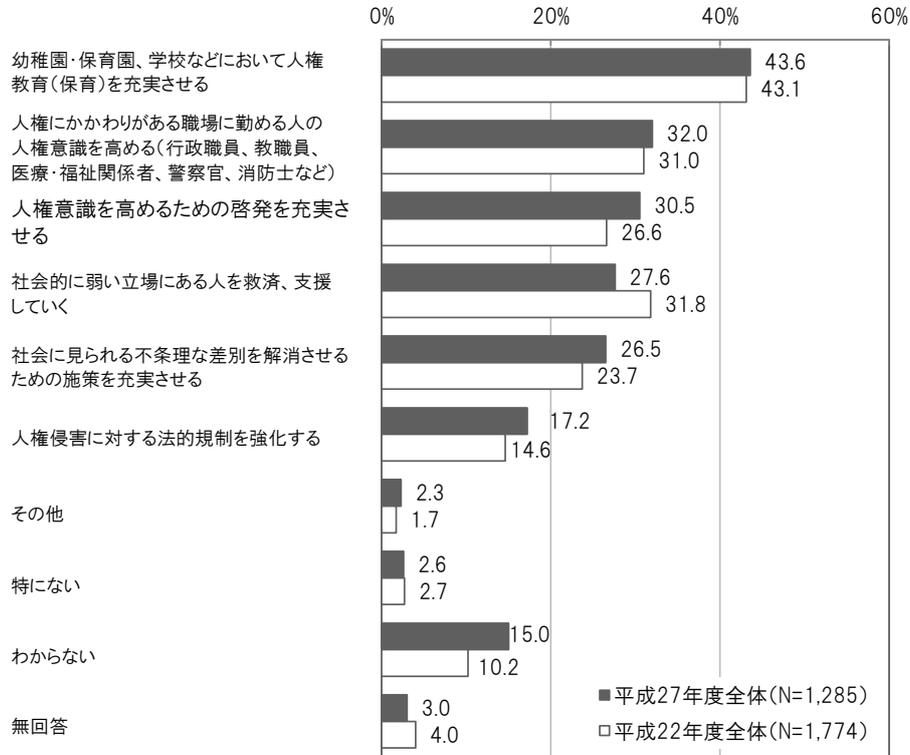
性的マイノリティ（LGBT等）^{*}に関する理解の推進や障がいや理由とする差別の解消、

ヘイトスピーチ※の解消、部落差別の解消、女性活躍を推進する法律が新たに制定されるなど人権課題に対する社会基盤が整備される中で、人権尊重や男女共同参画の意識と理解を持ち、日々の生活で実践できるよう、あらゆる場で教育・啓発するとともに、相談支援体制の充実を図る必要があります。

Ⅲ 後期基本計画

■人権に関する市民意識

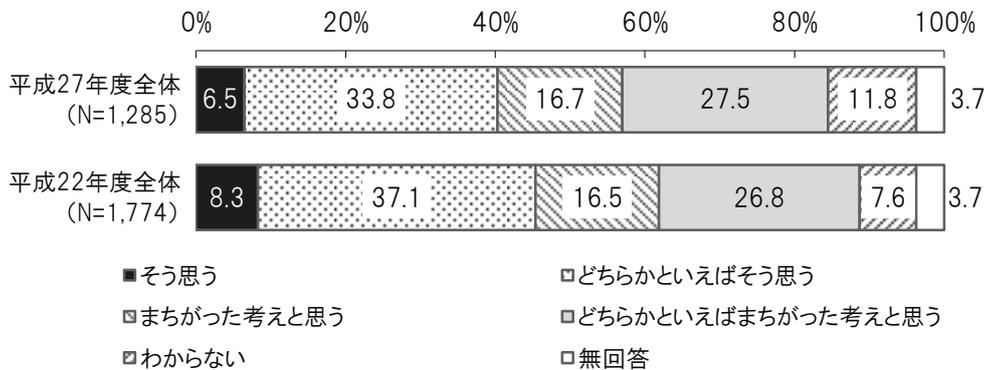
●人権が尊重される社会を実現するためには、特にどのような取り組みが必要だと思いますか。



資料：人権推進課

■男女共同参画に関する市民意識

●あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。



資料：人権推進課

■人権啓発活動



■人権講演会

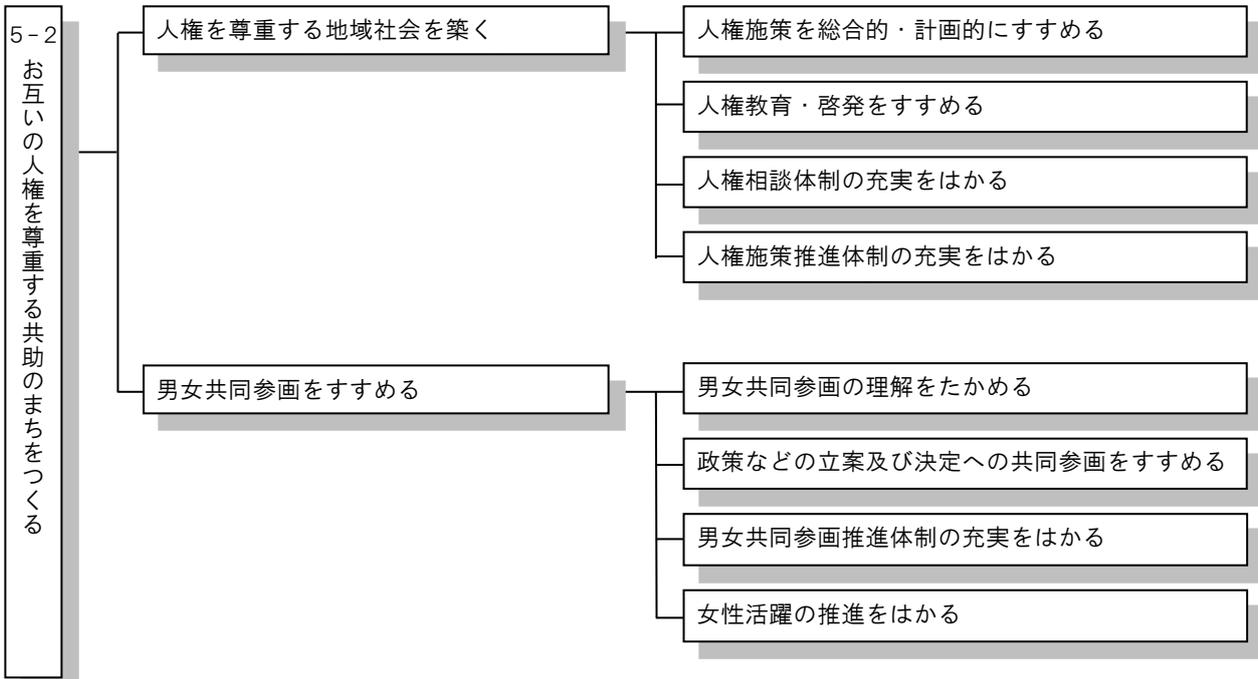


■女性活躍推進事業



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【人権を尊重する地域社会を築く】

人権施策を総合的・計画的にすすめる	「あま市人権尊重のまちづくり条例」及び「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」に基づき、市が実施するすべての施策に人権尊重の視点を取り入れ、施策の総合的・計画的な推進を展開し、人権が尊重されるまちづくりを目指します。また、性的マイノリティ（LGBT等）に対する配慮、ヘイトスピーチの解消など、新たな人権課題についても対応を図ります。これまでも取り組んできた障がいを理由とする差別の解消、部落差別の解消については、更なる推進を図ります。
人権教育・啓発をすすめる	市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、市民が参加しやすい講演会や研修会、イベントを実施するなど、人権課題に対する正しい理解や行動をはぐむ教育・啓発活動の推進を図ります。
人権相談体制の充実をはかる	人権擁護委員による人権相談所の活動支援とともに、市民が安心して気軽に相談でき問題を解決することができるよう、相談窓口を充実するとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。
人権施策推進体制の充実をはかる	あま市人権施策推進本部において、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に人権施策を推進するとともに、市の施策を審議、検討するためあま市人権施策推進審議会を設置します。また、法務局や人権擁護委員などの関係機関との連携を強め、推進体制の充実に努めます。

【男女共同参画をすすめる】

男女共同参画の理解をたかめる	男女が互いに思いやりをもち、認め合いながら個性と能力を活かした多様な生き方ができるようセミナーや講演会を開催し、「あま市男女共同参画推進条例」の理念に対する理解が深まるよう意識啓発や情報提供を行っていきます。
政策などの立案及び決定への共同参画をすすめる	研修会やワークショップを通じて、女性自身が政策などの立案・決定過程に参画する意欲と能力を高め、また女性の参画の必要性について理解を深めていけるよう取り組みます。
男女共同参画推進体制の充実をはかる	「あま市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係機関と連携を図り、あらゆる分野において施策が反映されるよう努めます。また、市の施策を審議、検討するためあま市男女共同参画審議会を設置します。
女性活躍の推進をはかる	女性の社会進出に向けて、「女性活躍推進法」に基づき「あま市女性活躍推進計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりのためのセミナーや実践講座の開催など、女性活躍の支援体制の充実に努めます。

Ⅲ 後期基本計画

● 関連する主な個別計画

- ・ あま市人権尊重のまちづくり行動計画
- ・ あま市男女共同参画プラン
- ・ あま市DV防止基本計画
- ・ あま市女性活躍推進計画

施策5-3 多様な交流による共創のまちをつくる

基本方針	地域組織間のネットワーク化、地域文化交流イベントの開催、国際交流・国際教育の推進など、地域の活力を高める多様な交流を促進します。			
	指標名	定義	2016（平成28） 年度 現況値	2021（平成33） 年度 目標値
指標	地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合	現在のまちづくりについて、地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合（平成28年7月実施の市民アンケート調査より）	70.7%	80.0%

● 現状と課題

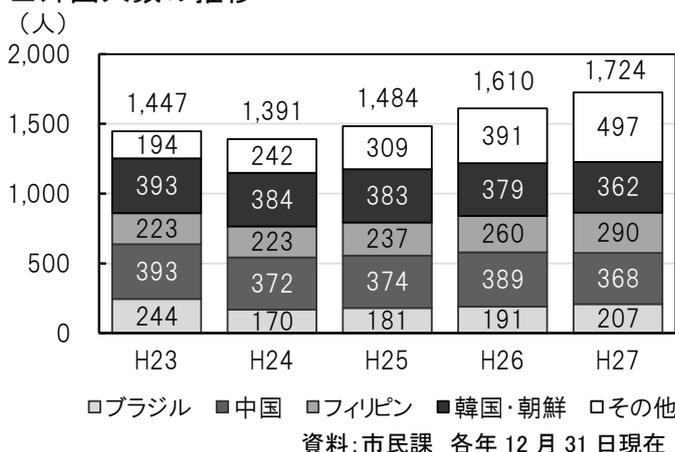
少子高齢化の進展、価値観の多様化、生活様式の変化などにより、地域住民相互の交流機会は減少し、地域の連帯感は益々希薄になっています。また、本市は合併してからの期間が短く、地域間交流の基盤も十分に形成されているとはいえない状況にあります。

そのため、町内会やボランティア団体など、既存の市民活動団体の活動支援や交流機会の拡大を通じて、地域組織間のネットワーク化を進め、地域や世代を超えた様々な交流を促進する必要があります。

また近年、外国人数が増加傾向にあり、今後のまちづくりにおいて、多文化共生社会の形成が重要となっています。

本市では、国際交流事業を通じて国際理解を深め、市民と多様な文化背景を持つ外国人がともに安心して暮らせるまちづくりを目指しています。そのためにも多文化共生社会の形成に向けた啓発活動などを強化していく必要があります。

■ 外国人数の推移

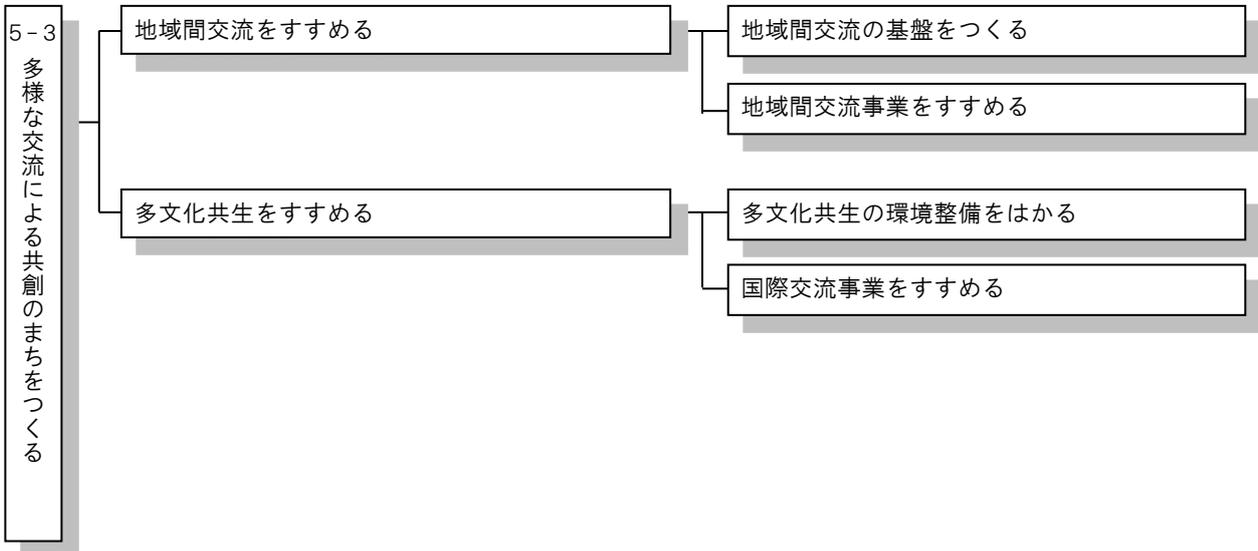


■ 国際交流事業



Ⅲ 後期基本計画

● 施策の体系



● 施策の展開方向

【地域間交流をすすめる】

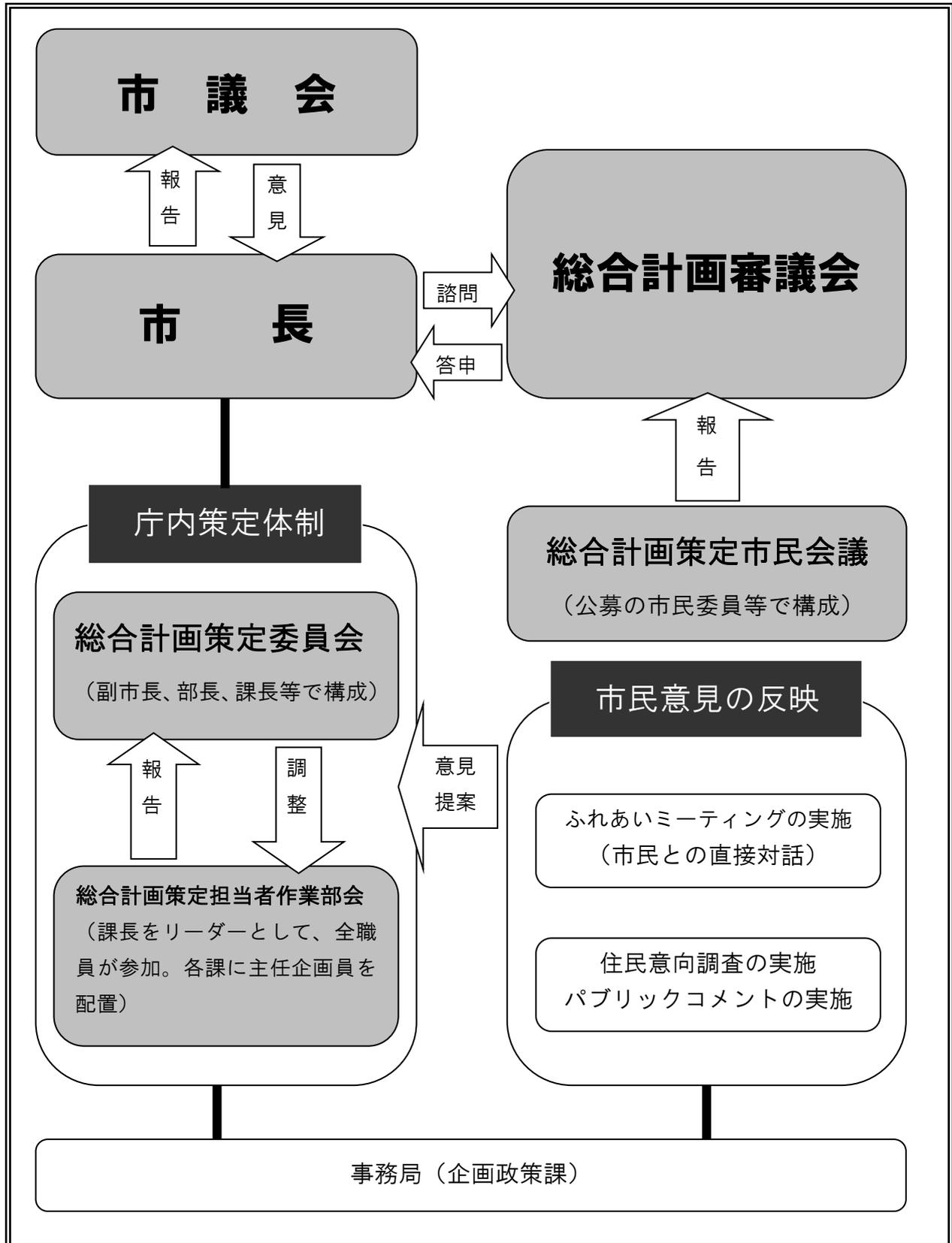
地域間交流の基盤をつくる	町内会やボランティア活動団体などのネットワーク化を進め、情報交換や交流の活性化を促進することで、様々な市民が交流できる基盤づくりを推進します。
地域間交流事業をすすめる	学校、地域、各種団体と連携して地域間交流イベントを開催し、地域間や世代間の交流を促進し、本市の一体感を醸成します。

【多文化共生をすすめる】

多文化共生の環境整備をはかる	市民が多様な文化的背景を理解し、国際交流事業に積極的に参加することができるよう、関係機関と連携して様々な情報提供や意識啓発、人材育成を推進します。また、外国人が安心して暮らせるよう情報提供や相談体制の充実を図ります。
国際交流事業をすすめる	日本人市民と外国人市民がともに安心して暮らせるまちづくりを推進するため、あま市国際交流協会やボランティア団体などと連携して、様々な国際交流事業を推進します。

資料編

総合計画策定体制



総合計画策定の経緯

年月日	区分	内容
平成23年 2月1日～ 2月14日	住民意向調査	あま市の行政運営の指針となる総合計画の策定に必要な住民意向調査を、市民4,000人に対し実施
7月1日	第1回総合計画策定委員会	総合計画策定の趣旨、目的、推進体制、スケジュール、各課担当への作業依頼を説明
7月24日	第1回総合計画策定市民会議	あま市の将来イメージやあま市の良い点、悪い点の検討
7月25日	第1回総合計画審議会	総合計画についての諮問、委嘱状の公布、総合計画策定方針について
8月1日	第2回総合計画策定委員会	総合計画基本構想（素案）の修正・追加、旧町総合計画の目標・計画の検証作業依頼
8月7日	第2回総合計画策定市民会議	まちづくりのアイデア（施策、事業）の検討
8月18日	第2回総合計画審議会	総合計画基本構想（現況、基本課題、将来像、人口フレーム、基本目標）について
9月1日	第3回総合計画策定委員会	総合計画基本構想（素案）の報告、総合計画基本計画（素案）の修正・追加作業依頼
9月30日	第3回総合計画審議会	総合計画基本構想（前回の意見反映）及び基本計画（各施策の基本方針、現状と課題、施策の体系）について
10月2日	第3回総合計画策定市民会議	「市民だけでできること」、「行政と一緒にできること」の検討
10月21日	第4回総合計画策定委員会	総合計画基本計画に基づき各課が実施する事業についてヒアリング実施依頼
10月21日	第4回総合計画審議会	総合計画基本構想（市民会議を踏まえた課題、土地利用計画）及び基本計画（各施策の数値指標、施策の展開）について、市民会議提言書の受理
11月14日	第5回総合計画審議会	総合計画基本構想（確定）及び基本計画（前回の意見反映）について
11月25日	全体協議会	総合計画策定の報告
12月5日～ 平成24年 1月4日	パブリックコメント	あま市ホームページ等で意見募集
1月25日	第6回総合計画審議会	パブリックコメントの結果報告、総合計画の答申
2月8日	全員協議会	総合計画策定の最終報告

総合計画審議会条例

あま市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 市の総合計画を策定するため、あま市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

諮問及び答申

23あ企第74号
平成23年7月25日

あま市総合計画審議会会長様

あま市長 村上 浩司

あま市総合計画について（諮問）

今後のあま市の進むべき方向とそれを実現するための方策を明らかにする
第一次あま市総合計画の策定について、調査、審議くださるよう諮問いたし
ます。

担当 企画財政部 企画政策課
電話 052-444-1712（直）
F A X 052-444-0982
E-mail kikaku@city.ama.lg.jp

平成24年1月25日

あま市長 村上 浩司 様

あま市総合計画審議会
会長 加藤 哲男

あま市総合計画について（答申）

平成23年7月25日付け23あ企第74号で本審議会に諮問されました
第1次あま市総合計画については、合併後の新市のまちづくりの計画である
「新市基本計画」を尊重するとともにこれを補強し、さらに総合的・体系的
な計画とするため、あま市が提示した素案をもとに、専門的な見地や市民と
しての視点で積極的な討議を重ね、慎重に審議をした結果、あま市の新たな
まちづくりの指針として適切であるとの結論を得ましたので、ここに答申し
ます。

なお、計画の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であることか
ら、今後のあらゆる機会を通じ、市民との相互理解と信頼を深めつつ、行政
としての指導性のもとにあま市発展のための一層の努力を期待します。

本審議会及びあま市総合計画策定市民会議からの提案が今後の市政に十分
生かされるよう配慮するとともに、的確な進行管理を行い、効果的かつ効率
的な市政運営に努められることを切に要望します。

資料編

総合計画審議会委員名簿

(五十音順)

No.	委員氏名		備考
1	青木 精三	あおき せいぞう	社会福祉法人あま市社会福祉協議会会長
2	伊藤 嘉規	いとう よしのり	あま市議会議長
3	片岡 美和子	かたおか みわこ	あま市民生委員
4	加藤 節子	かとう せつこ	あま市ボランティア連絡協議会会長
5	加藤 哲男	かとう てつお	名古屋産業大学 環境情報ビジネス学部教授
6	木邨 節	きむら たかし	あま市農業委員会会長
7	後藤 輝男	ごとう てるお	甚目寺町商工会会長
8	佐藤 敬治	さとう けいじ	パートナーシップ条例策定委員会委員長
9	鈴木 修	すずき おさむ	あま市老人クラブ連合会会長
10	曾我 和子	そが かずこ	あま市中心身障害児者保護者会会長
11	二ノ宮 鉄弥	にのみや てつや	あま市教育委員会委員長
12	服部 紀夫	はっとり みちお	保護司
13	原 絹代	はら きぬよ	元合併協議会委員
14	村上 千代子	むらかみ ちよこ	あま市女性の会会長
15	横橋 俊一	よこはし しゅんいち	あま市行政改革推進委員
16	渡邊 剛	わたなべ つよし	総合計画策定市民会議会長

総合計画策定市民会議設置要綱

あま市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 あま市総合計画の策定にあたり、あま市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、総合計画の基本構想に関する事、基本計画に関する事やその他総合計画の策定に関し必要な事項について意見交換をするものとする。

(組織)

第3条 市民会議の委員は、25名以内で組織する。

2 委員は、市民会議委員として適格であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長の指名により決定するものとする。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からあま市総合計画策定が策定される日までの間とする。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(雑則)

第8条 委員への報酬、旅費等の支給は行わない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料編

総合計画策定市民会議委員名簿

(五十音順)

No.	委員氏名		備考
1	阿部 紀男	あべ のりお	
2	大西 純滋	おおにし じゅんじ	
3	大脇 亜由美	おおわき あゆみ	
4	奥田 義則	おくだ よしのり	
5	加藤 正	かとう ただし	
6	川尻 百合子	かわじり ゆりこ	
7	鬼頭 登	きとう のぼる	
8	木村 眞知子	きむら まちこ	
9	桑野 正志	くめの まさし	
10	坂部 裕子	さかべ ゆうこ	副会長
11	佐久間 浩平	さくま こうへい	
12	寺澤 直樹	てらざわ なおき	
13	中島 美咲	なかしま みさき	
14	野村 彩香	のむら あやか	
15	蜂須賀 雪代	はちすか ゆきよ	
16	日置 義照	ひおき よしてる	
17	宮地 江理子	みやち えりこ	
18	安田 育江	やすだ いくえ	
19	安田 晴紀	やすだ はるき	
20	山中 彩友厘	やまなか さゆり	
21	渡邊 剛	わたなべ つよし	会長

総合計画策定市民会議開催状況

回数	開催日時	開催場所	テーマ
第1回	平成23年 7月24日(日) 10:00~12:00	甚目寺庁舎 2階大会議室	<p><u>テーマ：あま市の特徴を考えよう！</u></p> <p>○あま市の将来イメージを考えましょう。また、あま市の良い点、悪い点を考えましょう。</p>
第2回	平成23年 8月7日(日) 10:00~12:00	あま市役所本庁舎 2階大ホール	<p><u>テーマ：「まちづくりのアイデア」を持ち寄ろう！</u></p> <p>○あま市の良い点、悪い点に対応するまちづくりのアイデア（施策、事業）を考えてみましょう。</p>
第3回	平成23年 10月2日(日) 10:00~12:00	あま市役所本庁舎 2階大ホール	<p><u>テーマ：市民会議の提案をとりまとめよう！</u></p> <p>○まちづくりのアイデア（施策、事業）に対して「市民だけでできること」、「行政と一緒にできること」を考えてみましょう。</p>

総合計画策定市民会議の提案内容

第1回市民会議で話し合った将来イメージは、下記のとおりです。

次頁以降は、分野別のあま市の良い点、悪い点、まちづくりのアイデア、市民の役割などについて会議で出された意見について、分野ごとに提案内容を整理します。

あま市の将来イメージ 将来、どうなれば良い？

- ◎安心・安全なまち
- ◎住民の意見を取り入れるまち
- ◎緑あふれる歴史文化の生きづくまち
 - ・緑あふれる歴史伝統が生きづいたまち
 - ・歴史散歩道のあるまち
- ◎すべての人が安心・安全にくらせるまち（医療が充実したまち）
 - ・小・中・高生が安心してあそぶことのできるまち
 - ・老若男女が安心して暮らせるまち
 - ・安全に生活することのできるまち
 - ・子育てしやすいまち（住みやすいまち）
 - ・充実した医療があるまちづくり
 - ・将来の担い人が（若い人）住めるまちづくり
- ◎にぎわいのあるまち（商業・住む・イベント）
 - ・産業発展のまちづくり
 - ・他のまちへアクセス便利なベットタウン
 - ・イベント・お祭りなど楽しむことができるまち
 - ・①医 ②食・職 ③ 住
- ◎すべての年代の人が住みやすい
- ◎心から楽しく過ごせるまち
- ◎小さな子の声を聞ける
- ◎あま市に住んでいることが自慢できるまち（あま市に住んでいることが誇れるまち）
- ◎安全、安心
- ◎自然、のどか
- ◎子育てしやすい
- ◎住みやすさ
- ◎便利
- ◎観光活性化
 - ・心身共、健康でみんなが支えあう社会
 - ・住みやすい市になってほしい（治安・安心）
 - ・豊かな自然は、このまま守ってゆきたい
 - ・住み良いまちなので、若い人がのびのびと子育てが出来る様に。
 - ・地域全体が豊かで、且つ、子供からお年寄りが生活しやすい町
 - ・基本的に（各世代）あま市内で日常生活が充実できるように
 - ・名古屋のベットタウンとして発展しているが、これ以上人口増はのぞまない
 - ・あま市の財産、基目寺観音への参詣、観光客が多くなる様に！（→市の活性化）

市民会議の提案内容(分野1:安全・安心)

1-1 消防・防災対策の充実

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難所の周知 ・危険箇所の再確認 ・防災マップの作成(津波・液状化・避難所) ・水害ハザードマップの作成と市民への周知 ・専門家によるセミナーの開催 ・防災カレッジ ・声かけや連絡網など災害時の安否確認 ・学区・大字の連絡を強くする 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップをもとに、町内会など、地域でもしもの時の助け合いの役割分担などを決めておく ・老人、ひとり暮らしの人のフォローができるように、学区、大字別に避難グループなどをつくる ・小さな情報から目を向けてみる ・防災対策などで、シニア世代の活力を引き出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へのルートや標識づくり ・災害時の各地区の避難場所を全市民へ周知する ・どこが危険か総点検し、自分たちでハザードマップを作る ・地区でグループを作り、ハザードマップの利用などを声かけ ・災害弱者への声かけ・連絡 ・組単位で声かけ網を作成 ・高齢者のみの世帯を行政も周知し、定期的に連絡を取り合う ・防災カレッジへの参加 ・自分のまわりのことは対策本部へ提供できるシステムの構築 ・より多くの市の情報を掲示板などで提供

1-2 防犯・交通安全対策の充実

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路を守るキャンペーンなどにより、歩行者・弱者に気遣う安全運転の啓発 ・歩道橋の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に前向きに協力する気持ちを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の協力 ・学校周辺の通学路のチェックと地元対応 ・歩道橋の整備

1-3 都市基盤の充実と循環型社会の形成

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 公園の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・子供も大人も楽しめる市民公園の整備または既存の公園の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供会などによる、公園等の清掃の継続 ・草刈りについての情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備・遊具の整備 ・花を植えるなどの市民参加による公園の維持 ・花を植えて国道302号を管理し、道路景観を創出する

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案（市民の役割など）	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
② ごみの循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ0運動：毎年4月29日がゴミ0の日となり、あま市主催で美化運動していく ・ゴミ0運動は高校生の中で市民だけでなく、意欲のある生徒にも呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物するときからゴミ袋の量を削減する ・市民が意識して街のゴミの量を減らす ・字ごとで掃除場所の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市のゴミ0運動を市民だけでなく、商業・企業にもひろげていく ・ゴミが多そうな地域にゴミ箱を設置する

1-4 交通網の充実

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案（市民の役割など）	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設、駅、役所、公共施設、病院などを巡回するバスの整備 ・名鉄などの交通企業に巡回バスを委託 ・市内バスの運行又は名鉄バスの路線延長 ・名鉄津島線の連続立体交差の促進 ・七宝駅前北側・南側の整備計画作成 ・駐輪場を広くする ・駅の地下道整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこをバスが巡回してほしいかをまとめて、要望する ・バスが欲しいと思っている地域からの積極的なアピール ※どれくらい乗りたい人がいて、いつ乗りたい人がいるのかを明確にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの予約制度導入 ・コミュニティバスの市民の要求に応えるルート、時刻表の検討 ・巡回バスなどは、旧町のバスの活用を検討する ・七宝駅前広場整備（北：旧美和町、南：旧七宝町）について、行政が間に入り、土地の有効活用などにより、一体的な整備を図る
② 道路・交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・抜け道、歩道の作成 ・各地域に該当箇所を挙げ、交通安全対策の計画策定 ・南北軸の強化 ・歩道橋の設置 ・道路、歩道の状態や街路灯の必要性などの学校から配布されるアンケートの実施 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備の推進

市民会議の提案内容(分野2:福祉・環境)

2-1 健康づくりを支える保健サービスの充実

まちづくりのアイデア	まちづくりの提案(市民の役割など)	
	市民だけでできること	行政と一緒にできること
①健康づくりの推進 ・各字単位でラジオ体操の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな世代の人が、一年中参加できるラジオ体操の実施 ※独居の人にも声かけし、孤独を防ぎ、市議員さんにも声かけし、輪を大きくしていく ・まず自分の健康づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・病気になるための体の健康づくりなど、勉強会を開く ・みんなでラジオ体操ができる場をつくる
②医療提供体制の充実 ・あま市民病院改革市民会議の設立 ・あま市民病院と中村第一赤との連携強化 ・子供の医療無償化の拡大(15才、中3まで)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院について、市民による周知活動を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象にアンケートを行い、必要性や市民病院のあり方をうかがう ・あま市民病院、市民会議・福祉サービスについて、市民と行政による周知活動を実施する

2-2 福祉サービスの充実

まちづくりのアイデア	まちづくりの提案(市民の役割など)	
	市民だけでできること	行政と一緒にできること
①高齢者福祉の充実 ・広報だけでなく、大字掲示板の利用を増やす ・公立の介護施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな情報から目を向けてみる 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板からより多くの市の情報を提供
②子育て支援施策 ・プールをつくる ・小学校のプール開放日を増やす ・市の主催で、イベントを沢山開催する ・学校などを一部開放する	—	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校のプールの開放日を増やし、監視員として親が協力する

市民会議の提案内容(分野3:文化・教育)

3-1 歴史・文化の発展と継承

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 伝統文化と歴史の継承と振興	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市歴史資源の開発研究し、教育として発信する場を創出する ・蜂須賀小六、福島正則などの武将などの歴史人物を、観光まちづくりにつなげる ・歴史的な資源・遺産のマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間を活用したPR・コンビニの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市観光センターの設置と、住民へのボランティア支援 ・観光案内のボランティアへの参加 ・御当地アイドルコンテストとあま市のPR ・市民参加による観光マップの作成

3-2 生涯学習の充実

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の充実 ・まりつき、けん玉、お手玉など、遊びの指導、伝承あそび 	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育で、年配の方（ボランティア）との交流により、遊びを教える ・今の遊びや伝承の遊びなど、子どもの遊びを知る 	—
② スポーツ環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツの充実 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会など、スポーツ行事に関心を持てるように宣伝する ・あま市でスポーツを通して、市の活性化を計っている為、行政とスポーツ関係のコミュニケーションを多くとり、議論する

3-3 教育環境の充実

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案（市民の役割など）	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 学校教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市の教育分野と教育委員会は別組織であるが、教育委員会に対しても発言出来るようにする ・教育現場に日教組の考えを出さないでほしい ・学校側が不条理なクレームに対して、屈しない ・いじめ撲滅 ・子供の放課後を充実して過ごせるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生徒の通学時に近くの住民が出来るだけ挨拶などの声をかけるよう心がける 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後教室、学童教室の参加者のみでなく、子どもの放課後が充実して過ごせるようにする
② 学校教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・旧地区にこだわらず、あま市全体で学区割をする ・小中学校学区割検討会議で、小：徒歩、中：徒歩+自転車であることを踏まえて検討する 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市全体での学区割り ・既存建物の有効活用 ・市民全体の意見を聞く

市民会議の提案内容(分野4:産業・財政)

4-1 地域産業の振興

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案(市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・七宝みそやロケット工場など地域企業の工場見学 ・あま市の大手スーパーに「あま市民への割引制度」をつくる ・下水道、道路の整備 ・I.C 付近への企業誘致 ・歩道整備 ・工業(工場)誘致・商業施設の誘致・住宅地開発等を活発に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の商業施設を利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、自治体、商工会などが一体となって企業誘致及び関連整備に向け活動する
② 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地元でとれたての野菜を販売する場を増やす ・農業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ・今は市主催のものが、限られた場所でしか開かれないので、市民主催のフリーマーケットや青物市を、地域各地で開く ・野菜をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関して、道の駅などを作り、あま市の特産物を販売する
③ 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市観光センター ・ボランティアガイド: 甚目寺観音をメインにガイド組織を立ち上げ、徐々にメディアにもアピールしていく ・語り部の育成 ・商店街の行事の企画や市の商品券の発行、市外へのPRも積極的にする ・小・中・高中心でボランティア活動を積極的に行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに市民が積極的に参加し、学校だけでなく、地域の繋がりをつくる ・シニア世代の活力を引き出し、ボランティア・防災へ活かしていく 	—

4-2 行財政改革の推進

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案（市民の役割など）	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 行 財 政 改 革 の 推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金に頼るばかりではなく、自分たちでできることを考えてやってみる ・ 市民の相談を受ける市役所の窓口を一元化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり協議会の設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員、市民の意識を変えるために必要なことを検討する ・ 分庁舎、各施設への職員配置、維持コストシミュレーションの提案から検証する

資料編

市民会議の提案内容(分野5:協働・交流)

5-1 協働まちづくりの推進

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月3日の節分会のゲストに名古屋市の武将隊を招く ・ 分野に限らず、市民参画の場を設ける ・ 産業、観光、資源活用などの分野で、官民協働を目指す 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働の考え方の周知など、市民の意識改革
② 情報提供・公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光地や公共施設に、他の観光地などのPRを実施 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行事カレンダーに、どこで、何が開催されているかを掲載する ・ 掲示板の管理を市民にもできるようにする

5-2 共助まちづくりの推進

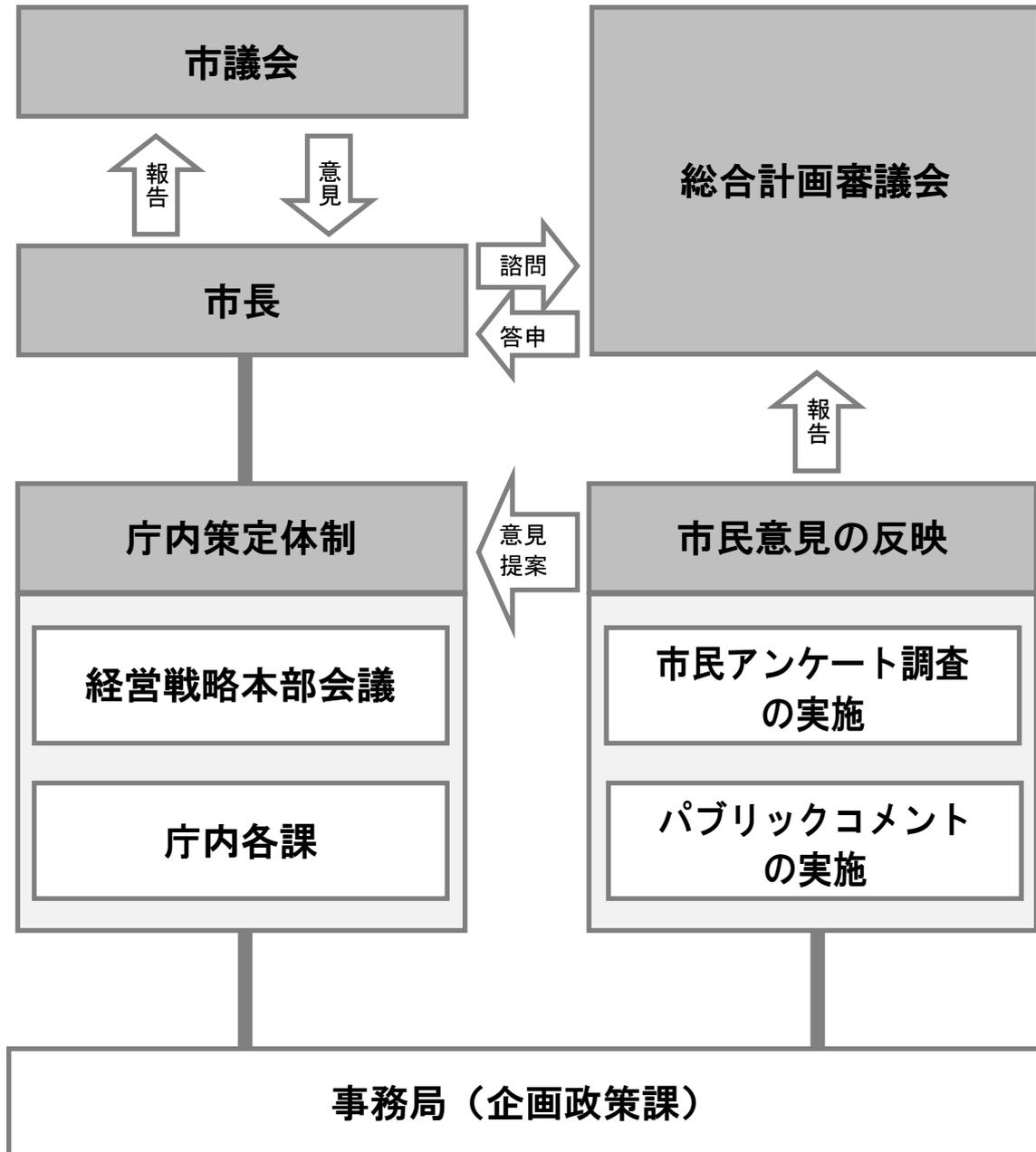
まちづくりのアイデア		まちづくりの提案 (市民の役割など)	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何事にも関心をもつ 	—	—
② 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所が手本となり、男女参画をすすめる 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ きちんとした人格があって初めて生きてくる、テクニックだけではうまくいかない

5-3 共創まちづくりの推進

まちづくりのアイデア		まちづくりの提案（市民の役割など）	
		市民だけでできること	行政と一緒にできること
① 地域間 交流の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・商店街・自然体験・七宝焼体験などで、スタンプラリーを年代別で実施 ・冬など市民マラソンで交流を図る ・地域ごとのまつりではなく、あま市民が参加できる夏まつりの新しい形の実現 ・隣町の津島市などと一緒に何か行うことによって交流を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科見学で、地元の歴史などを学習 ・ウォーキングラリー・サイクリングなどで、あま市の観光地をまわる ・あま市の伝統、歴史、特色について勉強会などを実施する ・ラジオ体操により、人の交流が広がり、健康増進にもつながる 	—
② 多文化 共生の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市、留学生・国際交流 	—	—

後期基本計画策定に関する資料

後期基本計画策定体制



後期基本計画策定の経緯

年月日	区分	内容
平成28年 5月20日	あま市経営戦略本部会議	・後期基本計画の策定に向けて ・市民アンケートについて
6月3日	第1回あま市総合計画審議会	・後期基本計画の策定に向けて ・市民アンケートについて
7月1日～ 7月11日	市民アンケート調査	・後期基本計画の策定に向けた市民意識の把握のために市民3,000人に対し実施
8月19日	あま市経営戦略本部会議	・市民アンケート調査結果について ・前期計画における各施策の進捗状況について ・後期基本計画策定に係る見直しの検討について
8月26日	第2回あま市総合計画審議会	・市民アンケート調査結果について ・前期計画における各施策の進捗状況について ・後期基本計画策定に係る見直しの検討について
10月14日	あま市経営戦略本部会議	・後期基本計画策定に係る見直しの検討について
10月27日	第3回あま市総合計画審議会	・後期基本計画策定に係る見直しの検討について
11月11日	あま市経営戦略本部会議	・後期基本計画（素案）の検討について
11月17日	第4回あま市総合計画審議会	・後期基本計画（素案）の検討について
11月25日	全員協議会	・後期基本計画策定状況の報告
11月28日～ 12月27日	パブリックコメント	・あま市ホームページ等で意見募集
平成29年 1月27日	あま市経営戦略本部会議	・パブリックコメントの結果報告 ・後期基本計画（案）の検討について
2月16日	第5回あま市総合計画審議会	・パブリックコメントの結果報告 ・後期基本計画（案）の検討について ・後期基本計画の答申
3月		・後期基本計画の策定

諮問及び答申

28あ企第76号
平成28年6月3日

あま市総合計画審議会会長 様

あま市長 村 上 浩 司

第1次あま市総合計画後期基本計画について（諮問）

本市では、平成24年3月に策定した第1次あま市総合計画に掲げる市の将来像「人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”」の実現に向かって、市民と行政が目標を共有しながらまちづくりを進めてまいりました。

この度、第1次あま市総合計画の策定から5年目を迎えることから、基本計画の見直しを行い、後期基本計画の策定を予定しております。

つきましては、後期基本計画の策定について、あま市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、調査、審議いただきたく諮問いたします。

平成29年2月16日

あま市長 村 上 浩 司 様

あま市総合計画審議会
会長 加 藤 哲 男

第1次あま市総合計画後期基本計画について（答申）

平成28年6月3日付け28あ企第76号で本審議会に諮問されました第1次あま市総合計画後期基本計画については、あま市を取り巻く社会情勢及び地域の変化により生じた新たな市民ニーズに対応するため、必要な調査、審議をした結果、今後のまちづくりの方針として適切であるとの結論を得ましたので、ここに答申します。

後期基本計画の策定にあたっては、本審議会のみならず、市民アンケート、パブリックコメントにより多くの方が参画され、貴重な意見、提案が寄せられました。

これらを市政に十分に生かし、目指すべき将来都市像を市民と共有しながら、引き続き、効果的かつ効率的な市政運営を進めていかれることを要望します。

総合計画審議会委員名簿(後期基本計画策定時)

(五十音順)

No.	委員氏名		備考
1	伊藤 龍男	いとう たつお	あま市農業委員会代表
2	片岡 美和子	かたおか みわこ	あま市民生委員代表
3	加藤 哲男	かとう てつお	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授
4	静谷 貴代子	しずや きよこ	あま市心身障害児者保護者会代表
5	清水 明俊	しみず あきとし	あま市観光協会代表
6	長谷川 美千代	はせがわ みちよ	あま市ボランティア連絡協議会代表
7	服部 章平	はっとり しょうへい	社会福祉法人あま市社会福祉協議会代表
8	平岩 正信	ひらいわ まさのぶ	あま市老人クラブ連合会代表
9	藤井 定彦	ふじい さだひこ	あま市議会代表
10	堀江 徹二郎	ほりえ てつじろう	あま市教育委員会代表
11	武舎 妙子	むしゃ たえこ	あま市まちづくり委員会代表
12	村上 千代子	むらかみ ちよこ	あま市女性の会代表
13	山田 精二	やまだ せいじ	あま市商工会代表
14	山田 副夫	やまだ ふくお	あま市保護司代表
15	横橋 俊一	よこはし しゅんいち	あま市行政改革推進委員会代表
16	渡邊 剛	わたなべ つよし	元あま市総合計画策定市民会議代表

用語集

「あ行」	用語	解説
	ICT (P79)	パソコン、インターネットなど、情報・通信に関する技術の総称。
	アクションプラン (P57、61)	具体的な行動計画。
	アクセス (P68、71、110)	交通の便のこと。また、ネットワークや通信回線などを使って他のコンピューターに接続することを指す場合もある。
	海部医療圏 (P56)	海部津島地域の4市2町1村で構成される医療圏域。
	ALT (P98)	Assistant Language Teacherの略で、学校で外国語担当教員等の指導のもと、担当教員が行う授業を補助する外国語指導助手のこと。
	NPO (P76、79、110、112、113)	Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織を意味する。医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画などの分野における非営利活動を行う民間組織のこと。NPO法に基づき法人格を取得する組織もある。
	エリアメール (P52)	地震速報や津波などの警報、避難指示などの災害情報を特定のエリアの携帯電話に一齐送信するメール。
	温室効果ガス (P82)	二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素・フロンなど、地球に温室効果をもたらすガスのこと。

「か行」	用語	解説
	街区公園 (P63、66)	主に半径250メートル以内に居住する人が利用する目的で、0.25ヘクタールの面積を目安に配置する身近な公園。
	感染症 (P72、75)	環境中（大気、水、土壌、動物（人も含む）など）に存在する病原性の微生物が、人の体内に侵入することで引き起こす疾患。
	幹線道路 (P28、68、69、71、101)	一般的に、交通の流動が多く、重要度が高い道路のこと。
	救急告示医療機関 (P73)	厚生労働省の「救急病院等を定める省令」（64年）に基づいて都道府県知事が認定した医療機関。

拠点 (P27、28、29、34、42、 53、56、62、66、79、90、 93、94、102、104、108、 113)	活動の足場となる重要な地点のこと。
公害 (P33、82、84、85)	事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。
公共下水道 (P45、62、64、65、66)	下水道法に規定されるもので、市街地における下水（雨水、汚水）を排除し、処理する施設のこと。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道といい、あま市では、日光川下流域下水道の整備計画がある。
工業統計調査 (P11)	我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となる調査。また、我が国の経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標へデータを提供することを目的としている。
交通結節点 (P27)	異なる（又は同じ）交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。移動の一連の動きの中での、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割。
コーディネート (P25)	各部と調整し、全体をとりまとめること。
コーホート要因法 (P26)	人口の推計手法の一つ。コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法のこと。
国勢調査 (P7、9、10)	日本に居住する全ての人を対象とする、国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。
ゴミゼロ運動 (P66)	5月30日（語呂合わせ）に、街中のゴミを拾い歩く運動として始められ、現在では全国に広がっている。あま市においても、あま市530（ゴミゼロ）運動推進連絡会（市民団体）が発足し、毎年4月29日に実施されている。

資料編

コミュニティ (P29、113)	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団のこと。
コミュニティスクール (P98)	学校と保護者、地域の人がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

「さ行」	用語	解説
	三位一体の改革 (P6)	国が進める構造改革の柱の一つであり、国と地方の役割分担を見直し、地方の裁量による自由度の高い地方行財政の実現を図るための改革。「国庫補助金改革」、「税源移譲」、「地方交付税見直し」の3つの改革からなる。
	市街化調整区域 (P100)	都市計画区域のうち、市街化の抑制を図るべき区域のこと。
	自主財源比率 (P13)	歳入総額に対する自主財源（地方公共団体が自主的に収入できる財源）の割合を示す指標。
	自主防災組織 (P52、56)	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会等を単位として組織されるもののこと。
	シティプロモーション (P48、86、88、89)	市の魅力を発掘し、市内外に発信して広く知ってもらうこと。
	自動走行 (P103)	ハンドルやブレーキなど、人の操作なしで自動で走行できる自動車の技術。 高齢化社会に対応する新たなサービスの創出や、交通事故を始めとする様々な交通課題の解決に寄与していくことが期待されている。
	市民協働 (P35、110、112、113)	市民と行政とが対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動すること。
	循環型社会 (P31、32、62、63、65)	限りある資源の有効活用やごみの減量化、再資源化が図られ、環境への負荷の少ないライフスタイルを実現する社会。
	小1プロブレム (P98)	小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活に適應できないために起こす問題行動。授業に集中できず、授業中に騒いだり、動き回ったりすること。

商業統計調査 (P11)	国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施する調査。
新エネルギー (P33、82、84、85)	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面から普及が十分でないもので、石油に代わるエネルギーの導入を図るために特に必要なもの。
新型インフルエンザ (P72、75)	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
生活習慣病 (P43、72、75)	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など生活習慣との関係が大きい病気のこと。
生態系 (P33、62、82、85)	食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。
性的マイノリティ(LGBT等) (P114、119)	性的少数者のこと。LGBT等は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル(両性愛)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシャルなどを含みます。
成年後見制度 (P76、79、80)	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、財産を管理したり、契約を結んだりすることが難しい場合がある。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。
セーフティー (P24、27、30)	安全、安全性。

「た行」	用語	解説
	太陽光発電システム (P85)	太陽の光エネルギーを直接電気に変換し、発電時に地球温暖化の原因となるCO ₂ などを発生しないクリーンなシステム。
	団塊の世代 (P20)	第1次ベビーブーム世代(1947～1949年生まれ)、または第2次世界大戦後の1951年ごろまでに生まれた世代。他世代に比較して人数が多いことからいう。
	男女共同参画 (P18、35、43、114、115、116、118、119、120)	男女が性別にとらわれることなく社会の構成員としてあらゆる分野に参画すること。

資料編

地域包括ケアシステム (P79)	医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする体制のこと。
治水 (P28)	河川の氾濫を防ぎ、運輸・かんがいの便をはかること。
中1ギャップ (P98)	中学校1年生になった時、新しい環境での学習や生活にうまく適応できないこと。不登校やいじめなど生徒の問題行動が増えるとされる。
長寿命化 (P67、69、71、108)	構造物が持つ資産価値としての維持（向上）や便益を確保していくための取り組み。
低・未利用地 (P27)	その場所にふさわしい利用がなされていない土地のこと。特に、市街化区域内に位置しながら、建築物の立地など、都市的な利用が図られていない土地（田、畑、山林等）を指す。
都市基盤 (P19、31、32、62、65)	道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設のこと。
都市計画公園 (P63)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、道路や河川、下水道等と並び都市施設として計画的に配置、整備される公園のこと。
都市計画税 (P108)	道路・公園・下水道整備などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に全額が使われている税で、市街化区域内の土地・家屋に対して課税される。
都市計画道路 (P32、68、69、70、71)	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路のこと。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。
都市計画マスタープラン (P66、67、71、103、104)	都市づくりの指針として、土地利用や都市施設整備の基本的な方針を定める計画。
土地区画整理事業 (P66)	道路、公園、調整池等の公共施設を整備・改善して、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

「な行」	用語	解説
	ニーズ (P2、3、33、38、58、76、90、94、100、105、106、108)	要求、需要のこと。

ネットワーク (P35、57、61、79、80、 94、113、119、121、122)	個々のつながり、網状に広がる様子のこと。
農業振興地域 (P103、104)	農振法に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その趣旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。
農林業センサス (P12)	農林業・農山村の現状と変化を適確に捉え、きめ細かな農林行政を推進するために、5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に農林水産省が実施する調査。

「は行」	用語	解説
	パートナーシップ (P3、25、113)	市民、団体、企業、行政機関など、異なる性格を有する組織・集団がそれぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。協力しながら働くという意味。協働。
	ハザードマップ (P52、56)	地震、水害等の自然災害の被害を予測し、その被害範囲を示した図面のこと。
	パブリックコメント (P113)	行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者から意見や情報を収集する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う方法。
	バリアフリー (P61、66、71)	障がいのある人や高齢者の生活に不便な障害（道や床の段差等）を取り除こうという考え方のこと。
	病児・病後児保育 (P80)	保護者の就労等のために家庭で保育等ができない児童で、病気又は病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的に預かる制度。
	ヘイトスピーチ (P115、119)	公の場で、特定の人種・民族・宗教・性別・職業・身分に属する個人や集団に対してする、極端な悪口や中傷のこと。
	ベッドタウン (P9)	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくる場所からいう。
	防災・活力連携拠点 (P28、29)	行政機能、防災機能、交流機能を集積させ、市域全体の安全安心と地域活力の創造を支えるとともに、居住環境の向上による住みやすい地域づくりを進める場。

資料編

防災カレッジ (P52、56)	自主防災組織等に参加している地域住民を対象として、防災の知識を得るための講座。防災リーダー養成の一環。
ボランティア (P76、78、79、89、99、104、112、113、121、122)	自発的に自由意思でなんらかの奉仕行為などを行うこと。
ボランティアコーディネーター (P79)	ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける役割を担う人のこと。

「ま行」	用語	解説
	マタニティ (P80)	妊婦の-。出産の-。
	街なか居住拠点 (P27、28、29、62、66)	多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、高齢化に対応した歩いて暮らせる都市づくりをけん引する場。

「や行」	用語	解説
	優良農地 (P28、101)	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。

「ら行」	用語	解説
	ライフスタイル (P2)	生涯の生活設計に沿った生活様式のこと。衣食住に限らず、人生観、人との付き合い方、仕事のやり方、余暇の過ごし方など、全ての生活感覚がまとまって生活様式をつくっている状態。
	リサイクル (P32、62、63、65、67)	廃物や不要なものを再利用すること。

「わ行」	用語	解説
	ワークショップ (P17、113、119)	学びや、問題解決等のための会議手法の一つ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態を指す。

人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市“あま”
第1次あま市総合計画（後期基本計画）

平成29年3月発行

発行：あま市

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

TEL 052-444-1001〈代表〉

編集：あま市 企画財政部 企画政策課